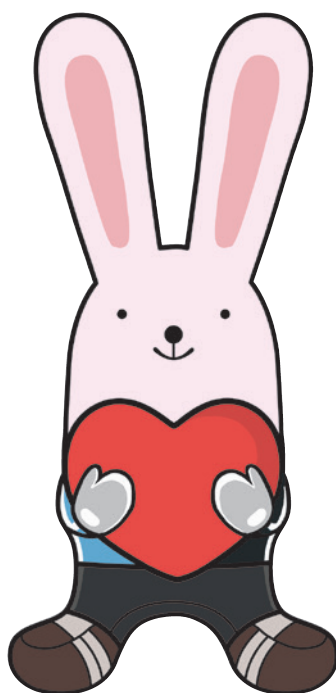


川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(令和5年度版)

—第3次計画のまとめ—



令和6年11月

川崎市健康福祉局

はじめに

全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して年間3万人を超える状況が続いておりました。平成24年以降は年間3万人を下回りましたが、依然として深刻な事態は続いています。

川崎市においても同様に減少傾向に転じていますが、平成31（令和元）年以降は増減を繰り返しており、また、令和5年においては200人以上の方が亡くなられ、深刻な状況が続いております。

平成25年12月に川崎市議会において、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」が議員提案により制定され、同条例に基づき平成27年3月に自殺対策総合推進計画を策定いたしました。

令和3年度からは令和5年度までを計画期間とした第3次計画を進め、身近な地域の多様な主体と協働しながら、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指して取り組んでまいりました。

今年度からは令和11年度までを計画期間とした第4次計画を進めており、本市の自殺対策をより一層総合的に推進していくために、地域包括ケアシステム推進ビジョンと連動し、今後も「ひとりでも多くのいのちを守る」ための積極的な対策を進めてまいります。

この自殺対策の推進に関する報告書は、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき毎年度作成するもので、今般、令和5年度の自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに本市の自殺対策等の概要についてとりまとめるとともに、第3次計画における3年間の計画期間の成果と課題を総括いたしました。

本書を御覧いただきまして、本市の自殺総合対策の現状や取組について御理解いただければ幸いに存じます。

令和6年11月

川崎市長 福田 紀彦

目 次

第 1 章 川崎市における自殺の概要

1 自殺の現状	1
---------	---

第 2 章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1 川崎市における自殺対策の経緯	7
2 自殺対策総合推進計画の推進体制	12
3 自殺対策総合推進計画の概要	14
4 自殺総合対策を推進する上での基本的認識	15
5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について	17

第 3 章 令和 5 年度の自殺対策の実施状況

1 3つの会議体の開催状況	18
(1) 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議	18
(2) 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議	18
(3) 川崎市自殺対策評価委員会	18
2 条例第 9 条第 1 項に規定された 9 つの事項ごとの実施状況について	18

方針 1 自殺の実情を知る

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供	18
(2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	19

方針 2 自殺防止のためにつながる

(3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	19
(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	20
(5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実	21
(6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援	23

方針 3 自殺防止のために支える

(7) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	23
(8) 自殺未遂者に対する支援	23
(9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援	23
3 取組に影響を与えた社会情勢の調査及び特徴について	24
(1) 背景・新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢の取組への影響の確認方法について	24
(2) 取組に影響を与えた社会情勢の調査及び特徴	25

第 4 章 第 3 次川崎市自殺対策総合推進計画の総括

1 第 3 次川崎市自殺対策総合推進計画の概要	34
2 第 3 次川崎市自殺対策総合推進計画の定量的な目標について	34
3 第 3 次川崎市自殺対策総合推進計画の定性的な目標について	34
4 令和 5 年度を含む第 3 次川崎市自殺対策総合推進計画の達成状況と成果	35

(1)	定量的な目標の達成状況と評価	35
(2)	定性的な目標の達成状況と評価	35
(3)	第3次川崎市自殺対策総合推進計画における3年間の取組に対しての成果と課題	36
(4)	新型コロナウイルス感染症による取組への影響まとめ	40
(5)	第3次川崎市自殺対策総合推進計画における成果のまとめ	60
5	第4次川崎市自殺対策総合推進計画の策定及び推進に向けた課題	61

参考

1	計画の取組項目の令和5年度における実施状況について	64
2	本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見	104

資料

1	川崎市自殺対策の推進に関する条例	106
2	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱	109
3	川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱	111
4	川崎市自殺対策評価委員会委員名簿	115

第1章 川崎市における自殺の概要

1 自殺の現状

＜厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」による自殺死亡者数の違い＞ 厚生労働省「人口動態統計」によるもの

人口動態統計は統計法に基づく基幹統計である。日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上されている。なお、死因不明の場合は不明のまま処理され、訂正報告がない場合は、自殺には計上されない。自殺総合対策大綱の数値目標における自殺死亡率の基となっているほか、WHOには人口動態統計を基にした自殺死亡者数、自殺死亡率が報告されている。

警察庁「自殺統計」によるもの

総人口（日本における外国人も含む。）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時（正確には認知）で計上されている。捜査等により自殺と判明した時点で「自殺統計原票」が作成される。集計項目には、原因・動機別、職業別、自殺未遂歴の有無別、同居人の状況別等があり、より自殺の分析が可能な統計となっている。

＜統計データの留意点＞

- ◆ 本書に掲載している自殺統計については、下記の統計データを用いて、川崎市が集計・分析を行ったものである。出典表記は、下記のとおり略称を用いている。
 - ・ 公表されている厚生労働省人口動態統計（略称：人口動態統計）
 - ・ 神奈川県警察本部から提供を受けた自殺統計原票に基づく集計データ及び公表されている警察庁自殺統計（略称：警察統計）
- ◆ 「死亡率」は、人口10万人当たりの死亡者数となる。
- ◆ 「％」は、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出している。そのため、全ての割合を合計しても100％にならないことがある。

表1 川崎市における死因順位別にみた死亡割合の推移（人口動態統計）

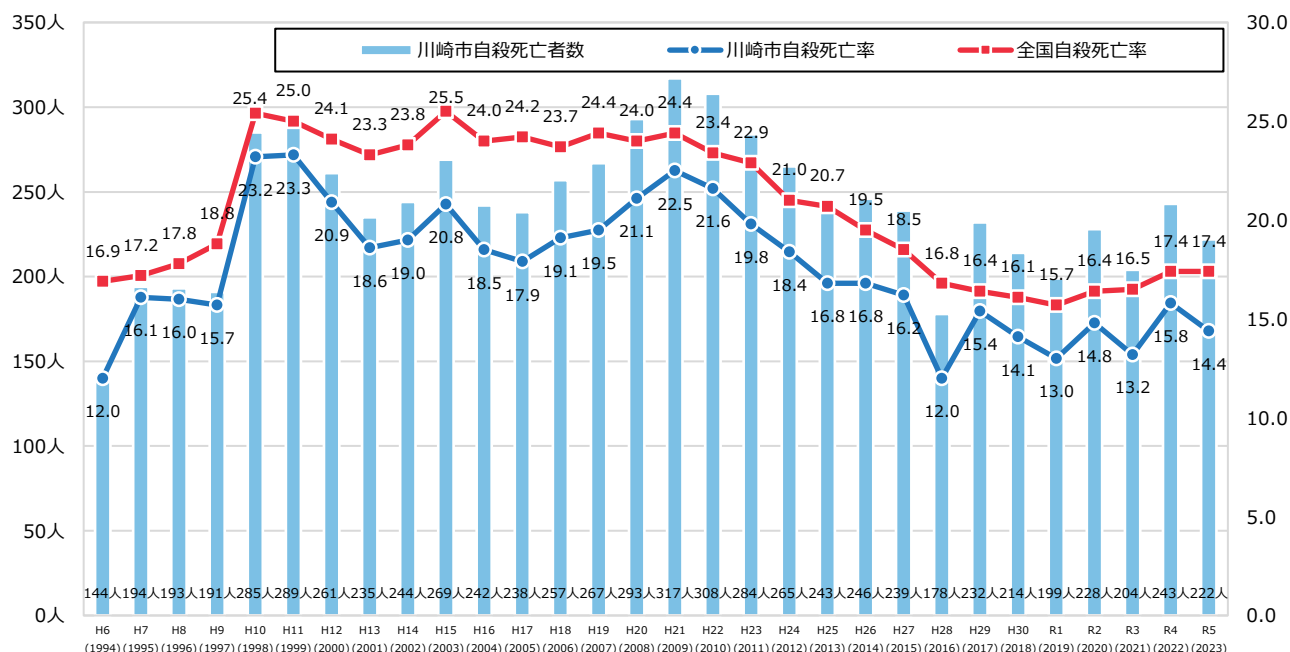
	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位		第6位		第7位		第8位		第9位		第10位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合
H17 (2005)	悪性新生物	33.3%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	12.1%	肺炎	8.4%	不慮の事故	3.4%	自殺	3.0%	肝疾患	2.7%	老衰	1.5%	腎不全	1.3%	その他の新生物	1.1%
H18 (2006)	悪性新生物	34.0%	心疾患	14.8%	脳血管疾患	11.6%	肺炎	8.3%	不慮の事故	3.6%	自殺	3.2%	肝疾患	2.7%	老衰	1.8%	腎不全	1.4%	大動脈瘤及び解離	1.3%
H19 (2007)	悪性新生物	32.9%	心疾患	15.5%	脳血管疾患	10.7%	肺炎	8.4%	不慮の事故	3.6%	自殺	3.2%	肝疾患	2.7%	老衰	2.1%	慢性閉塞性肺疾患	1.5%	大動脈瘤及び解離	1.3%
H20 (2008)	悪性新生物	32.0%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	10.8%	肺炎	8.6%	不慮の事故	3.5%	自殺	3.4%	老衰	2.7%	肝疾患	2.2%	慢性閉塞性肺疾患	1.6%	腎不全	1.4%
H21 (2009)	悪性新生物	32.9%	心疾患	14.9%	脳血管疾患	10.5%	肺炎	8.7%	自殺	3.6%	不慮の事故	3.6%	老衰	2.8%	肝疾患	2.0%	腎不全	1.6%	大動脈瘤及び解離	1.3%
H22 (2010)	悪性新生物	31.1%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	9.9%	肺炎	8.9%	不慮の事故	3.8%	自殺	3.3%	老衰	3.2%	肝疾患	2.2%	慢性閉塞性肺疾患	1.5%	腎不全	1.4%
H23 (2011)	悪性新生物	31.0%	心疾患	15.6%	脳血管疾患	9.7%	肺炎	9.0%	不慮の事故	3.8%	老衰	3.7%	自殺	2.9%	肝疾患	2.0%	大動脈瘤及び解離	1.4%	腎不全	1.3%
H24 (2012)	悪性新生物	31.0%	心疾患	14.3%	脳血管疾患	9.6%	肺炎	8.7%	老衰	4.3%	不慮の事故	3.7%	自殺	2.7%	肝疾患	2.2%	腎不全	1.6%	大動脈瘤及び解離	1.4%
H25 (2013)	悪性新生物	31.1%	心疾患	13.9%	脳血管疾患	9.9%	肺炎	8.6%	老衰	4.6%	不慮の事故	4.0%	自殺	2.4%	肝疾患	1.7%	腎不全	1.6%	慢性閉塞性肺疾患	1.3%
H26 (2014)	悪性新生物	31.5%	心疾患	14.0%	肺炎	8.7%	脳血管疾患	8.7%	老衰	5.5%	不慮の事故	3.4%	自殺	2.4%	肝疾患	1.8%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.5%
H27 (2015)	悪性新生物	30.5%	心疾患	14.3%	脳血管疾患	8.1%	-	0.0%	老衰	6.5%	不慮の事故	4.1%	自殺	2.3%	肝疾患	1.9%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.4%
H28 (2016)	悪性新生物	30.1%	心疾患	14.3%	肺炎	8.4%	脳血管疾患	8.2%	老衰	7.1%	不慮の事故	3.3%	肝疾患	1.8%	自殺	1.7%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.4%
H29 (2017)	悪性新生物	29.6%	心疾患	15.3%	脳血管疾患	7.9%	老衰	7.7%	肺炎	6.2%	不慮の事故	3.2%	誤嚥性肺炎	2.5%	自殺	2.1%	肝疾患	1.9%	慢性閉塞性肺疾患	1.7%
H30 (2018)	悪性新生物	29.6%	心疾患	14.9%	老衰	8.5%	脳血管疾患	7.1%	肺炎	6.3%	不慮の事故	3.3%	誤嚥性肺炎	2.7%	肝疾患	2.0%	自殺	1.9%	腎不全	1.6%
R1 (2019)	悪性新生物	28.5%	心疾患	15.3%	老衰	9.3%	脳血管疾患	7.2%	肺炎	6.5%	不慮の事故	3.5%	誤嚥性肺炎	2.9%	自殺	1.7%	肝疾患	1.7%	腎不全	1.6%
R2 (2020)	悪性新生物	28.9%	心疾患	14.9%	老衰	10.7%	脳血管疾患	6.6%	肺炎	5.1%	不慮の事故	3.4%	誤嚥性肺炎	3.3%	肝疾患	2.0%	自殺	2.0%	腎不全	1.5%
R3 (2021)	悪性新生物<国境>	27.5%	心疾患	14.6%	老衰	11.5%	脳血管疾患	6.7%	肺炎	4.7%	誤嚥性肺炎	3.4%	不慮の事故	2.9%	肝疾患	2.1%	自殺	1.7%	腎不全	1.6%
R4 (2022)	悪性新生物<国境>	25.6%	心疾患	14.8%	老衰	13.0%	脳血管疾患	6.0%	肺炎	4.3%	誤嚥性肺炎	3.8%	不慮の事故	3.5%	肝疾患	1.8%	自殺	1.8%	間質性肺疾患	1.6%
R5 (2023)	悪性新生物<国境>	25.1%	心疾患	15.0%	老衰	13.6%	脳血管疾患	6.6%	肺炎	4.4%	誤嚥性肺炎	3.8%	不慮の事故	3.2%	肝疾患	2.1%	自殺	1.6%	肝疾患	1.6%

※厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

川崎市における死因順位別にみた死亡割合の推移では、自殺は、平成17年以降5位から9位で推移し、令和5年は9位であった。

図1 川崎市と全国の自殺死亡率の推移（人口動態統計）

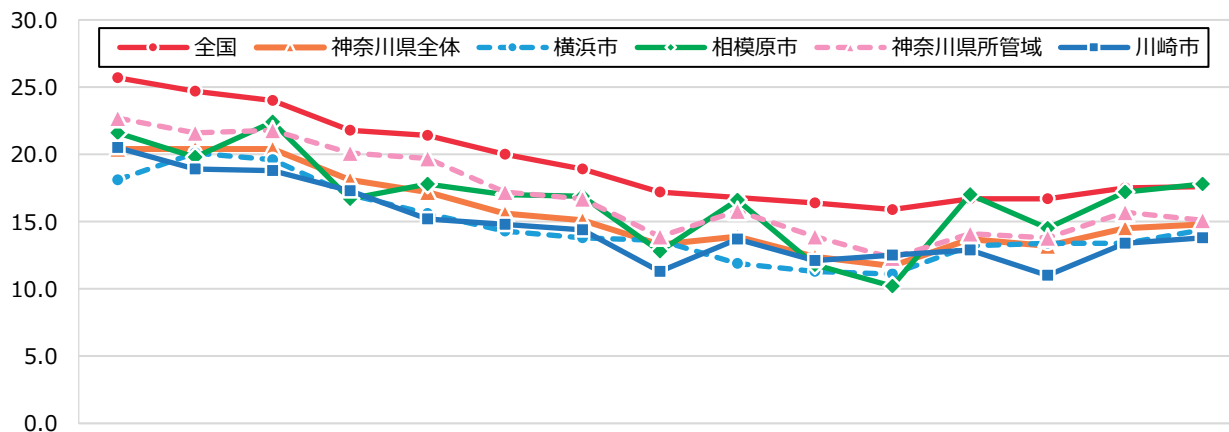


※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：川崎市総務企画局統計情報課推計人口及び厚生労働省人口動態統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

全国は平成10年の急増とそれ以後高い状態が続いていたが、平成21年以降は減少、しかし令和元年以降は増加傾向にある。川崎市は、平成10年の自殺死亡率の急増以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあったが、平成17年を下げ止まりとして一旦上昇に転じた。その後、平成21年をピークに再度減少が続いた。平成26年を起点とし、自殺死亡率は変動があり、平成29年、令和2年及び令和4年においては前年と比べ増加となる等、増減を繰り返している傾向がみられる。

図2 全国・神奈川県・川崎市の自殺死亡率の推移（警察統計）



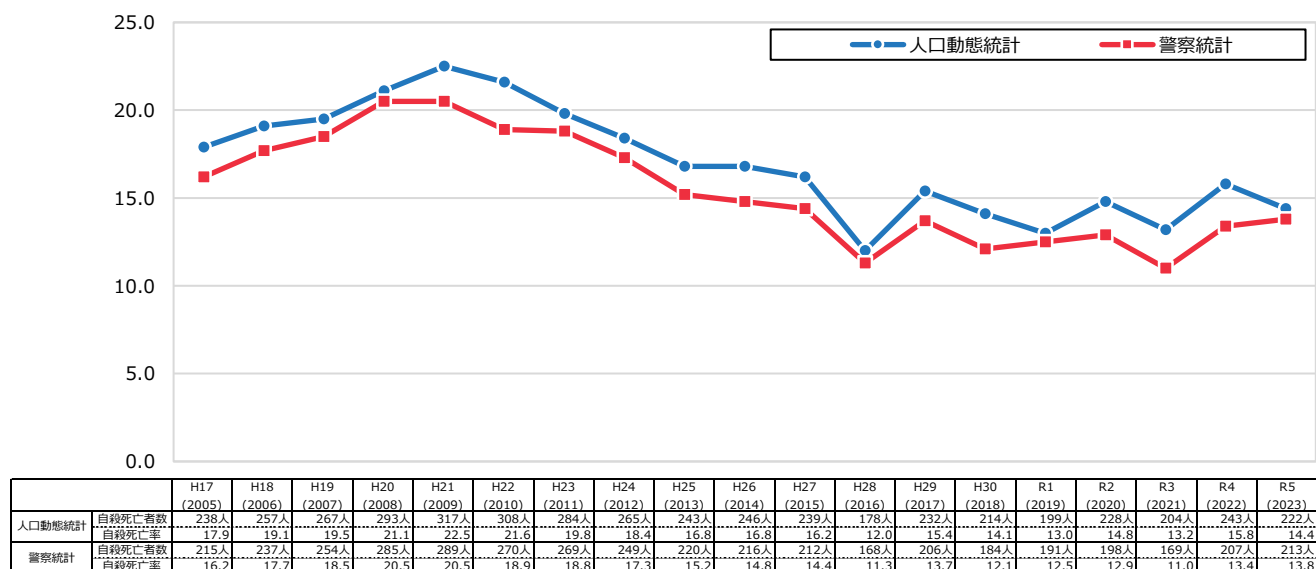
	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
全国	25.7	24.7	24.0	21.8	21.4	20.0	18.9	17.2	16.8	16.4	15.9	16.7	16.7	17.5	17.6
神奈川県全体	20.4	20.4	20.4	18.1	17.2	15.6	15.1	13.3	13.9	12.4	11.7	13.7	13.2	14.5	14.8
横浜市	18.1	20.1	19.6	17.0	15.6	14.3	13.8	13.6	11.9	11.3	11.1	13.2	13.4	13.4	14.4
相模原市	21.6	19.8	22.4	16.7	17.8	17.0	16.9	12.8	16.6	11.8	10.2	17.0	14.5	17.2	17.8
神奈川県所管域	22.7	21.6	21.8	20.1	19.7	17.2	16.7	13.9	15.8	13.9	12.3	14.1	13.8	15.7	15.1
川崎市	20.5	18.9	18.8	17.3	15.2	14.8	14.4	11.3	13.7	12.1	12.5	12.9	11.0	13.4	13.8

※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺死亡率は、平成21年以降、全国、神奈川県、川崎市とも減少傾向にあったが、令和2年はいずれも前年から増加となった。令和5年は神奈川県所管域のみ減少となった。

図3 川崎市における自殺死亡者数・自殺死亡率の年次推移



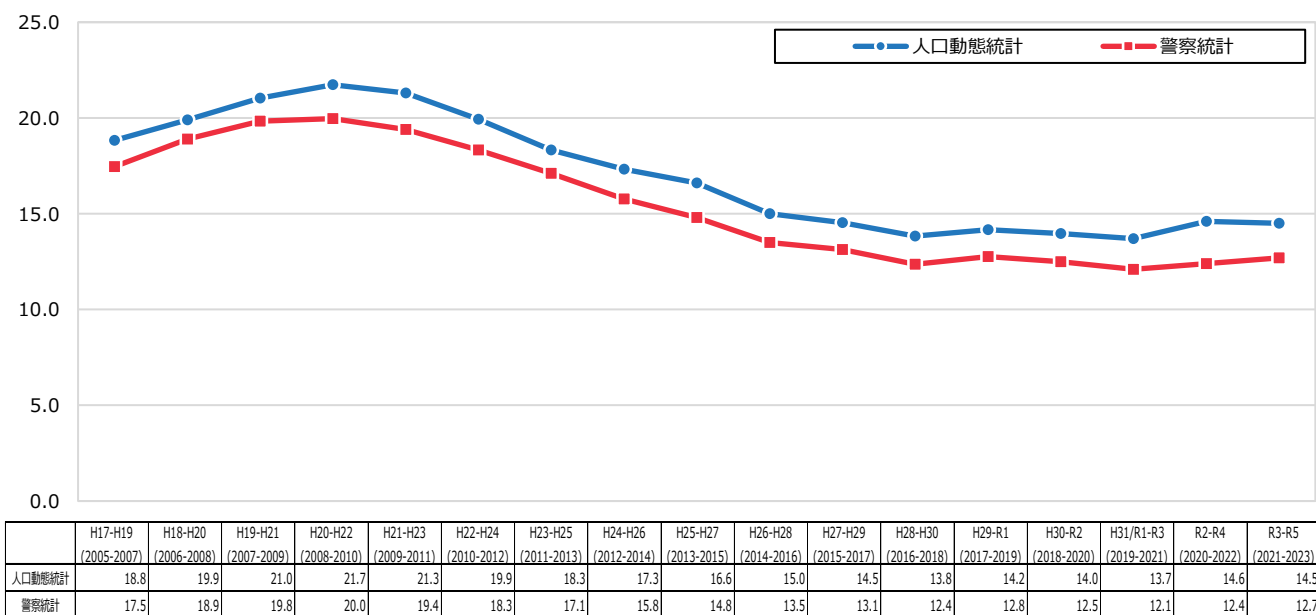
※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

人口動態統計、警察統計とも、自殺死亡率は平成21年以降減少傾向にあり、平成27年から29年にかけて大きな変動があった。令和元年以降は小さい変動を繰り返している。

なお、人口動態統計の自殺死亡者数が警察統計の自殺死亡者数を上回る原因については、「川崎市の住民票を持っていて川崎市外で自殺する人の数」が「川崎市の住民票を持たずに川崎市内で自殺する人の数」に比べ大きいこと等によると考えられる。

図4 人口動態統計、警察統計による川崎市の自殺死亡率の推移（3年平均）



※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

第3次川崎市自殺対策総合推進計画では、定量的目標として、人口動態統計における過去3年間（平成29（2017）年ー令和元（2019）年）の自殺死亡率の平均14.2を基準として、計画期間を含む3年間（令和3（2021）年ー令和5（2023）年）の平均を5%以上減少（13.5未満）するとした。人口動態統計による令和3（2021）年ー令和5（2023）年の自殺死亡率は14.5となった。

表 2 年齢階級別自殺死亡者数と割合（％）の推移（警察統計）

		H21 (2009)		H22 (2010)		H23 (2011)		H24 (2012)		H25 (2013)		H26 (2014)		H27 (2015)		H28 (2016)		H29 (2017)		H30 (2018)		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)		R5 (2023)	
全国	～19歳	565人	1.7%	552人	1.7%	622人	2.0%	587人	2.1%	547人	2.0%	538人	2.1%	554人	2.3%	520人	2.4%	567人	2.7%	599人	2.9%	659人	3.3%	777人	3.7%	750人	3.6%	798人	3.6%	810人	3.7%
	20～29歳	3,470人	10.6%	3,240人	10.2%	3,304人	10.8%	3,000人	10.8%	2,801人	10.3%	2,684人	10.6%	2,352人	9.8%	2,235人	10.2%	2,213人	10.4%	2,152人	10.3%	2,117人	10.5%	2,521人	12.0%	2,611人	12.4%	2,483人	11.3%	2,521人	11.5%
	30～39歳	4,794人	14.6%	4,596人	14.5%	4,455人	14.5%	3,781人	13.6%	3,705人	13.6%	3,413人	13.4%	3,087人	12.8%	2,824人	12.9%	2,703人	12.7%	2,597人	12.5%	2,526人	12.5%	2,610人	12.4%	2,554人	12.2%	2,545人	11.6%	2,587人	11.8%
	40～49歳	5,261人	16.0%	5,165人	16.3%	5,053人	16.5%	4,616人	16.6%	4,589人	16.8%	4,234人	16.7%	4,069人	16.9%	3,739人	17.1%	3,668人	17.2%	3,498人	16.8%	3,426人	17.0%	3,568人	16.9%	3,575人	17.0%	3,665人	16.7%	3,625人	16.6%
	50～59歳	6,491人	19.8%	5,959人	18.8%	5,375人	17.5%	4,668人	16.8%	4,484人	16.4%	4,181人	16.4%	3,979人	16.6%	3,631人	16.6%	3,593人	16.9%	3,575人	17.2%	3,435人	17.0%	3,425人	16.2%	3,618人	17.2%	4,093人	18.7%	4,194人	19.2%
	60～69歳	5,958人	18.1%	5,908人	18.6%	5,547人	18.1%	4,976人	17.9%	4,716人	17.3%	4,325人	17.0%	3,973人	16.5%	3,626人	16.6%	3,339人	15.7%	3,079人	14.8%	2,902人	14.4%	2,795人	13.3%	2,637人	12.6%	2,765人	12.6%	2,798人	12.8%
	70～79歳	3,671人	11.2%	3,673人	11.6%	3,685人	12.0%	3,661人	13.1%	3,785人	13.9%	3,508人	13.8%	3,451人	14.4%	2,983人	13.6%	2,926人	13.7%	2,998人	14.4%	2,917人	14.5%	3,026人	14.4%	3,009人	14.3%	2,994人	13.7%	2,901人	13.3%
	80歳以上	2,405人	7.3%	2,401人	7.6%	2,429人	7.9%	2,411人	8.7%	2,533人	9.3%	2,457人	9.7%	2,459人	10.2%	2,262人	10.3%	2,256人	10.6%	2,290人	11.0%	2,134人	10.6%	2,305人	10.9%	2,214人	10.5%	2,490人	11.4%	2,370人	10.9%
	不詳	230人	0.7%	196人	0.6%	181人	0.6%	158人	0.6%	123人	0.5%	87人	0.3%	101人	0.4%	77人	0.4%	56人	0.3%	52人	0.2%	53人	0.3%	54人	0.3%	39人	0.2%	48人	0.2%	31人	0.1%
	総計	32,845人	100.0%	31,690人	100.0%	30,651人	100.0%	27,858人	100.0%	27,283人	100.0%	25,427人	100.0%	24,025人	100.0%	21,897人	100.0%	21,321人	100.0%	20,840人	100.0%	20,169人	100.0%	21,081人	100.0%	21,007人	100.0%	21,881人	100.0%	21,837人	100.0%
川崎市	～19歳	5人	1.7%	6人	2.2%	10人	3.7%	6人	2.4%	4人	1.8%	3人	1.4%	7人	3.3%	4人	2.4%	6人	2.9%	5人	2.7%	9人	4.7%	4人	2.0%	3人	1.8%	7人	3.4%	9人	4.2%
	20～29歳	38人	13.1%	28人	10.4%	39人	14.5%	48人	19.3%	28人	12.7%	31人	14.4%	30人	14.2%	27人	16.1%	29人	14.1%	25人	13.6%	34人	17.8%	29人	14.6%	21人	12.4%	32人	15.5%	24人	11.3%
	30～39歳	53人	18.3%	37人	13.7%	51人	19.0%	35人	14.1%	44人	20.0%	37人	17.1%	36人	17.0%	25人	14.9%	34人	16.5%	33人	17.9%	30人	15.7%	24人	12.1%	32人	18.9%	27人	13.0%	33人	15.5%
	40～49歳	58人	20.1%	56人	20.7%	51人	19.0%	50人	20.1%	47人	21.4%	42人	19.4%	35人	16.5%	29人	17.3%	27人	13.1%	37人	20.1%	29人	15.2%	41人	20.7%	35人	20.7%	36人	17.4%	32人	15.0%
	50～59歳	45人	15.6%	50人	18.5%	40人	14.9%	30人	12.0%	28人	12.7%	38人	17.6%	40人	18.9%	30人	17.9%	30人	14.6%	25人	13.6%	40人	20.9%	40人	20.2%	25人	14.8%	47人	22.7%	57人	26.8%
	60～69歳	49人	17.0%	48人	17.8%	40人	14.9%	40人	16.1%	36人	16.4%	30人	13.9%	23人	10.8%	27人	16.1%	34人	16.5%	23人	12.5%	28人	14.7%	20人	10.1%	20人	11.8%	23人	11.1%	26人	12.2%
	70～79歳	28人	9.7%	26人	9.6%	25人	9.3%	31人	12.4%	19人	8.6%	20人	9.3%	27人	12.7%	17人	10.1%	30人	14.6%	24人	13.0%	17人	8.9%	21人	10.6%	20人	11.8%	20人	9.7%	21人	9.9%
	80歳以上	13人	4.5%	18人	6.7%	13人	4.8%	9人	3.6%	13人	5.9%	14人	6.5%	13人	6.1%	8人	4.8%	16人	7.8%	12人	6.5%	4人	2.1%	18人	9.1%	13人	7.7%	15人	7.2%	11人	5.2%
	不詳	0人	0.0%	1人	0.4%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	0.5%	1人	0.5%	1人	0.5%	1人	0.6%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	0.5%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
	総計	289人	100.0%	270人	100.0%	269人	100.0%	249人	100.0%	220人	100.0%	216人	100.0%	212人	100.0%	168人	100.0%	206人	100.0%	184人	100.0%	191人	100.0%	198人	100.0%	169人	100.0%	207人	100.0%	213人	100.0%

※ 割合は総数に占める割合（％）

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

年齢階級別では、それぞれの年で変動はあるものの、40～50歳代で約4割、40歳未満及び60歳代以上でそれぞれ約3割を占めている。令和5年の警察統計における自殺死亡者数は前年と比べ微増となったが、20歳代、40歳代及び80歳以上では減少し、それ以外の年代では増加した。

表 3 男女別自殺死亡者数と割合（％）の推移（警察統計）

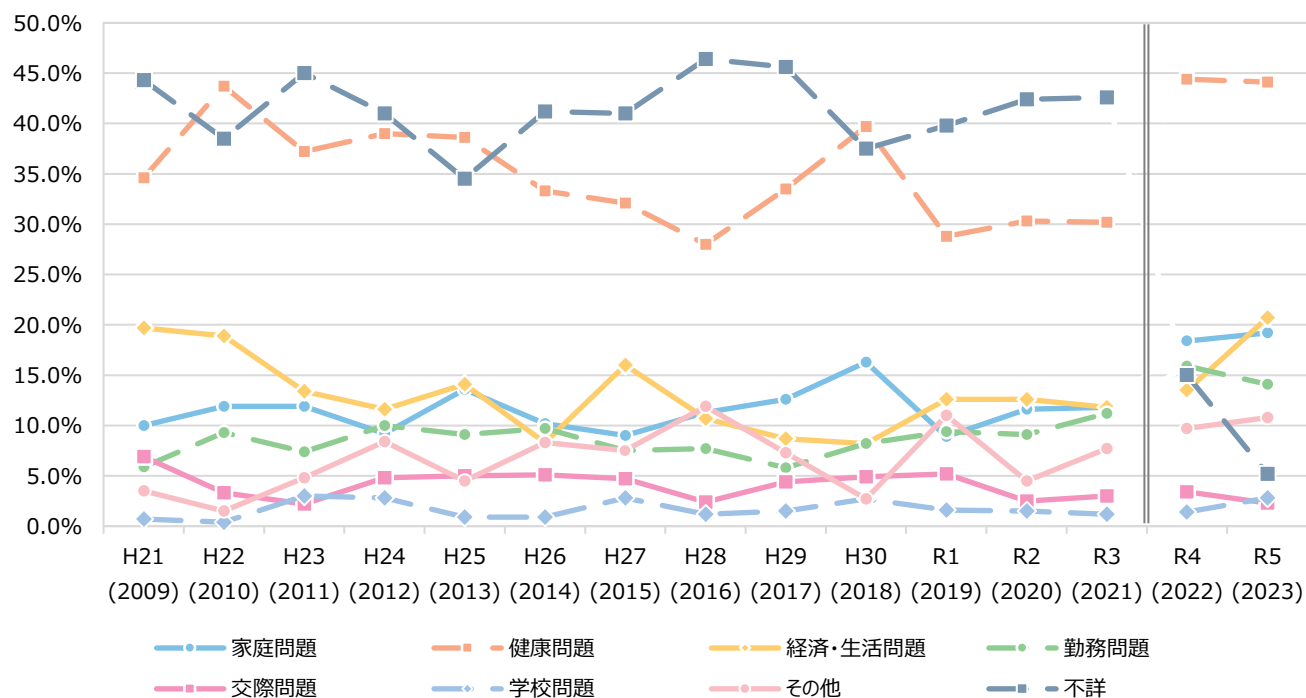
		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)															
全国	男性	23,472	71.5%	22,283	70.3%	20,955	68.4%	19,273	69.2%	18,787	68.9%	17,386	68.4%	16,681	69.4%	15,121	69.1%	14,826	69.5%	14,290	68.6%	14,078	69.8%	14,055	66.7%	13,939	66.4%	14,746	67.4%	14,862	68.1%
	女性	9,373	28.5%	9,407	29.7%	9,696	31.6%	8,585	30.8%	8,496	31.1%	8,041	31.6%	7,344	30.6%	6,776	30.9%	6,495	30.5%	6,550	31.4%	6,091	30.2%	7,026	33.3%	7,068	33.6%	7,135	32.6%	6,975	31.9%
	不詳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	総計	32,845	100.0%	31,690	100.0%	30,651	100.0%	27,858	100.0%	27,283	100.0%	25,427	100.0%	24,025	100.0%	21,897	100.0%	21,321	100.0%	20,840	100.0%	20,169	100.0%	21,081	100.0%	21,007	100.0%	21,881	100.0%	21,837	100.0%
川崎市	男性	200	69.2%	181	67.0%	185	68.8%	177	71.1%	166	75.1%	134	62.0%	147	69.3%	119	70.8%	142	68.9%	115	62.5%	127	66.5%	133	67.2%	106	62.7%	133	64.3%	149	70.0%
	女性	89	30.8%	89	33.0%	84	31.2%	72	28.9%	54	24.9%	82	38.0%	65	30.7%	49	29.2%	64	31.1%	69	37.5%	64	33.5%	65	32.8%	63	37.3%	74	35.7%	64	30.0%
	不詳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	総計	289	100.0%	270	100.0%	269	100.0%	249	100.0%	220	100.0%	216	100.0%	212	100.0%	168	100.0%	206	100.0%	184	100.0%	191	100.0%	198	100.0%	169	100.0%	207	100.0%	213	100.0%

※ 割合は総数に占める割合（％）

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

男女比は概ね6対4から7対3で推移している。

図5 自殺死亡者数における原因・動機別の割合の推移（警察統計）



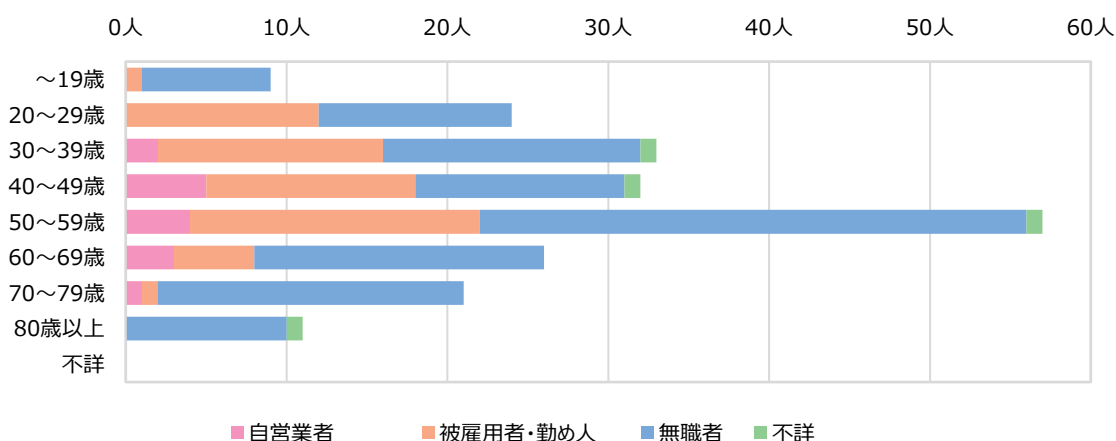
※ 割合は各年の自殺死亡者数に占める割合（％）

※ 警察統計において、令和3年までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺死亡者1人につき3つまで計上可能としていた。令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺死亡者1人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺の原因・動機で、最も多いのは「健康問題」で、約5割を占め、「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」等と続く。令和4年に不詳の割合が大きく減少したが、さらに令和5年はさらに減少した。

図6 年齢階級別、職業別の自殺死亡者数（警察統計・令和5年）



出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

40歳代では、「被雇用者・勤め人」又は「自営業者」の有職者の割合が高く、半数以上を占める。その他の年齢階級では、「無職者」の割合が、有職者と同等又は同等以上である。

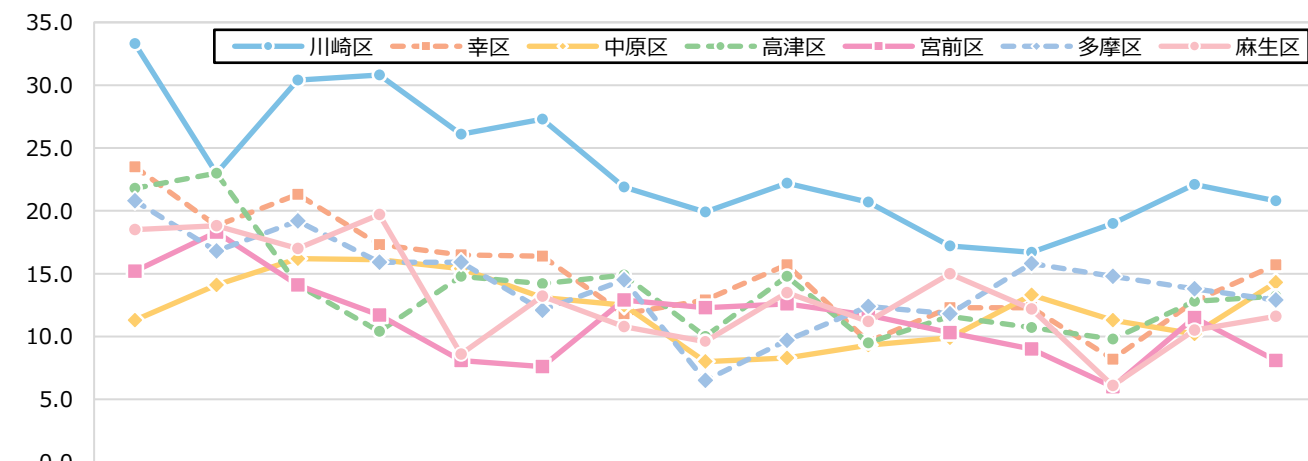
表 4 自殺未遂歴の状況（警察統計）

	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
自殺未遂歴あり	54人 18.7%	49人 18.1%	54人 20.1%	55人 22.1%	53人 24.1%	53人 24.5%	53人 25.0%	31人 18.5%	43人 20.9%	43人 23.4%	47人 24.6%	46人 23.2%	40人 23.7%	35人 16.9%	38人 17.8%
自殺未遂歴なし	166人 57.4%	148人 54.8%	154人 57.2%	138人 55.4%	132人 60.0%	129人 59.7%	128人 60.4%	101人 60.1%	132人 64.1%	116人 63.0%	118人 61.8%	119人 60.1%	105人 62.1%	144人 69.6%	142人 66.7%
不詳	69人 23.9%	73人 27.0%	61人 22.7%	56人 22.5%	35人 15.9%	34人 15.7%	31人 14.6%	36人 21.4%	31人 15.0%	25人 13.6%	26人 13.6%	33人 16.7%	24人 14.2%	28人 13.5%	33人 15.5%
総計	289人 100.0%	270人 100.0%	269人 100.0%	249人 100.0%	220人 100.0%	216人 100.0%	212人 100.0%	168人 100.0%	206人 100.0%	184人 100.0%	191人 100.0%	198人 100.0%	169人 100.0%	207人 100.0%	213人 100.0%

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺死亡者のうち、自殺未遂歴のある者は5－6人に1人程度である。

図 7 自殺死亡率の区別年次推移（警察統計）



	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
川崎区	33.3	23.0	30.4	30.8	26.1	27.3	21.9	19.9	22.2	20.7	17.2	16.7	19.0	22.1	20.8
幸区	23.5	18.8	21.3	17.3	16.5	16.4	11.8	12.9	15.7	9.6	12.3	12.3	8.2	12.8	15.7
中原区	11.3	14.1	16.2	16.1	15.4	13.1	12.5	8.0	8.3	9.3	9.9	13.3	11.3	10.2	14.3
高津区	21.8	23.0	14.1	10.4	14.8	14.2	14.9	10.0	14.8	9.5	11.6	10.7	9.8	12.8	13.2
宮前区	15.2	18.3	14.1	11.7	8.1	7.6	12.9	12.3	12.6	11.7	10.3	9.0	6.0	11.5	8.1
多摩区	20.8	16.8	19.2	15.9	15.9	12.1	14.5	6.5	9.7	12.4	11.8	15.8	14.8	13.8	12.9
麻生区	18.5	18.8	17.0	19.7	8.6	13.2	10.8	9.6	13.5	11.2	15.0	12.2	6.1	10.5	11.6

※ 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

区別の自殺死亡率は、平成21年から令和5年の全ての年で、川崎区が最も高い状況にある。平成27年から平成29年については、平成28年に幸区を除く6区で減少し、平成29年には全ての区で増加した。その中でも高津区及び多摩区における減少と増加が大きかった。令和5年は川崎区、宮前区及び多摩区で減少し、それ以外の4区は増加した。

第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1 川崎市における自殺対策の経緯

全国と同様、川崎市においても平成10年に自殺死亡率は急増した。川崎市においては平成14年の精神保健福祉センター設置以降、うつ病の相談並びに家族セミナー等を実施し、平成17年度には市民意識実態調査にこころの健康というテーマで自殺に関する設問を設けた。

平成18年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等の理解を促進することを目的に、市民を対象とする「こころの健康セミナー」を開始した。

平成19年度には、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討を行うことを目的に、司法・医療・福祉・民間・行政関係機関等から構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県内3県市共同^{※1}により設置した。また、首都圏内8都県市共同^{※2}による自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置した。この会議は、平成22年に政令指定都市に移行した相模原市が加わり、神奈川県内4県市共同、首都圏内9都県市共同となった。さらに、市内の自殺総合対策に係る関係課等の密接な連携と協力を図るため、川崎市自殺総合対策市内連絡会議を設置した。その他に、自殺の事後対応に関わる事業として、神奈川県と合同で自死遺族の相談支援を目的とする自死遺族の集いを開始した。

平成20年度には、自殺総合対策の推進を図るため、川崎市の自殺に関する統計分析を多角的に行い、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、自殺総合対策の基礎資料を作成することを目的とする川崎市自殺対策統計分析を開始した。また、自殺の事前予防に関わる事業として、うつ病について診断や治療技術の向上を図り、うつ病の早期発見・早期治療につなぐことを目的に、身体科医師を対象とする「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業」を開始したほか、自殺問題の知識や自殺念慮者、自死遺族への支援に関する理解の促進を目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援基礎研修を開始した。さらに、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、自殺対策に係る普及啓発に関する情報の共有並びに協議、連携することを目的とするかながわ自殺対策会議普及啓発部会を神奈川県・横浜市と共同で設置した。

平成21年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺予防の取組を周知することを目的とする自殺予防街頭キャンペーンを「かながわ自殺対策会議」の普及啓発活動の一環として開始するとともに、支援の実際を学び、自殺関連相談技術を向上させることを目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援技術研修を開始した。また、危機介入に関わる事業として、川崎区をモデル地区とし、高齢者を対象としたうつ病のスクリーニングや民生委員等を対象とした普及啓発事業を開始した。さらに、自殺の事後対応に関わる事業として、孤立しがちな自死遺族の相談を受け、適切な支援につなげることを目的とする川崎市自死遺族ほっとラインを設置し、平成19年度から神奈川県と合同で開催していた自死遺族の集いを川崎市単独の開催とした。また、これらの事業を効率的に進めるため、精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置した。

平成22年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺関連相談技術の向上やゲートキーパー^{※3}という役割への理解の促進を目的に、保健、医療、福祉等機関の従事者を対象とする自殺予防セミナーの実施や、自殺予防の考え方を中心とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的とする市内学校の教職員を主な対象とする自殺対策に関する学校出前講座を開始した。また、自殺発生の危機介入に関わる事業として、自殺未遂者への適切な対応が自殺企図防止に有効となるため、今後の効果的な自殺未遂者対策の推進及び自殺未遂者対策を行う上での基礎資料の作成を目的とする川崎市にお

ける自殺企図患者・自傷行為患者に関する対応事業を開始した。

平成23年度には、川崎市自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」を誕生させ、普及啓発資材を作成する等、自殺対策に係る普及啓発活動を進めた。

このように、平成19年度に庁内外との連携のための3つの会議体を設置して以降、平成23年度までに自殺総合対策を推進する事業を主に他県市との協調や委託により整備した。

平成25年度には、健康福祉委員会から発議の提案がなされたことをきっかけに、川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定し、平成26年4月に施行した。また、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じていく必要性の高まりから、平成20年度より設置していた神奈川県内4県市共同の「かながわ自殺対策会議」の普及啓発部会を解消し、各県市に地域部会を設置した。

平成26年度には、条例を踏まえ、平成20年度より設置していた川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、新たに庁内体制として川崎市自殺対策総合推進会議を設置した。また、条例に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議を中心に、川崎市自殺対策総合推進計画を平成27年3月に策定した。

平成27年度には、川崎市自殺対策総合推進計画に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議に加えて、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議と川崎市自殺対策評価委員会を設置し、現在の推進体制となった。(P13図8参照) また、評価委員会委員の協力を得て、帝京大学医学部附属溝口病院への委託事業と連携して実施している自殺及び防止対策の実態把握の一つとして、川崎市消防局の協力のもと、「自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査」を行い、報告書を取りまとめた。

平成28年度には、川崎市自殺対策の推進に関する条例及び川崎市自殺対策総合推進計画に示された課題の中で未着手であった自殺未遂者に対する支援に対応するため、前年度に実施した実態調査の結果をもとに、自損救急搬送データと三次救急を担う川崎市内3病院の医療記録のリンケージによる分析を行う自損事故救急搬送事例調査を開始した。また、自損事故救急搬送事例調査を進める一方で、川崎市中部地区の医療機関及び行政機関の関係者に有識者を交えて、自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始した。さらに、地域包括ケアシステムに関係する行政・団体職員等を対象に地域包括ケアシステムの中で自殺対策の一層の推進を図ることを目的とし、「地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修」を開始した。

平成29年度には、これまでの取組と自殺対策評価委員会等の3つの会議体における意見等を踏まえ、川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、平成30年3月に第2次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

平成30年度には、第2次川崎市自殺対策総合推進計画が開始となり、推進体制において、より有機的に相互の会議体が連携できるよう一部名称変更を行うとともに、庁内体制については、全庁体制に移行した。また、自殺未遂者支援については、川崎市中部地区での意見交換会を発展させ、連携支援のモデル構築と事業の実現可能性の検討を行うため、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始した。

平成31（令和元）年度は、第2次川崎市自殺対策総合推進計画における各取組項目の取組状況を的確に把握するため、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書に、構成事務事業や主要指標、課題やそれに対する改善の方向性の項目を追加し、成果と課題の把握をさらに進めた。また、平成30年度に引き続き、自殺未遂者支援に取り組みながら、自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証のためのアンケート調査や、ゲートキーパー研修におけるヒアリング調査等を実施した。

令和2年度は、平成30年度から取り組んだ川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業について、これまでの事業経過及び成果について報告書を取りまとめ、次年度以降の事業の方向性について、整理を行った。また、これまでの計画の成果と課題も踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症

等の心理・社会的影響も考慮しながら、更なる自殺対策の推進を図るため川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、令和3年3月に第3次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

令和3年度には、第3次川崎市自殺対策総合推進計画が開始となり、新型コロナウイルス感染症による取組への影響はありつつ、オンラインの導入等、各取組の実施手法等の工夫により、継続的な取組を実施した。新型コロナウイルス感染症による取組への影響と対応については、川崎市自殺対策の推進に関する報告書において、整理を行った。また、中部地区で実施していた川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を発展させ、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業として、自殺未遂者等のフォローアップを実施した。

令和4年度には、川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向け、川崎市北部地区の三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者等の状況や支援ニーズを把握し、地域支援の導入方法の検討等、地域連携体制の構築を推進するための資料となるよう調査、分析に着手した。また、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議において、構成委員の自殺対策の取組を知ることによって、委員間の一層の連携が図れるよう、あり方を見直し実施した。さらに、川崎市におけるこれまでの自殺対策の取組について改めて整理するとともに、令和5年度に実施予定であるところの健康に関する意識調査に向けた内容を整理する等、第4次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けた検討を行った。

令和5年度には、第3次計画までの取組も踏まえ、より長期的な視点をもって取組を推進・評価していくため、計画期間を従来の3年間から6年間に変更し、令和6年3月に第4次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

このように、川崎市の自殺の実態を踏まえ、自殺対策の推進に取り組んでおり、今後も計画に基づき、必要な施策を講じていく。（※本経緯の概要については、P10表5参照）

※1 神奈川県・横浜市・川崎市

※2 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

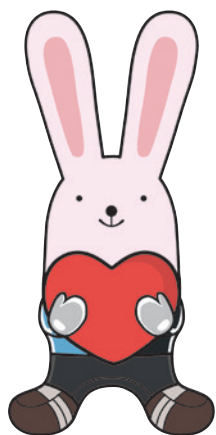
※3 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守り、自殺につながりそうなことにストップをかける「命の門番」となる人のこと

表5 川崎市における自殺対策の経緯

年	取 組
平成14年	・精神保健福祉センターを設置 ・うつ病の相談並びに家族セミナーの開催を開始
平成17年	・市民意識実態調査(現：かわさき市民アンケート)を実施
平成18年	・第1回こころの健康セミナーを開催
平成19年	・神奈川県と合同で自死遺族の集いの開催を開始 ・神奈川県・横浜市と共同でかながわ自殺対策会議を設置 ・8都県市※¹共同で八都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置 ・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を設置
平成20年	・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を設置 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会を開始(委託先：公益社団法人川崎市医師会) ・自殺対策相談支援基礎研修を開始 ・統計分析業務を開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院)
平成21年	・自殺予防街頭キャンペーンを開始 ・自殺対策相談支援技術研修を開始 ・川崎区をモデル地区とした川崎市地域自殺対策ハイリスク者への対応事業を開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院) ・川崎市自死遺族ほっとラインを設置(委託先：社会福祉法人川崎いのちの電話) ・自死遺族の集いの開催を市単独での開催に変更 ・精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置
平成22年	・自殺対策に関する学校出前講座を開始 ・従事者支援向けの自殺予防セミナーを開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院) ・自殺未遂者支援事業委託を開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院)
平成23年	・川崎市自殺対策推進キャラクターうさっぴー誕生
平成24年	・川崎市フロンターレ市政記念試合にうさっぴー登場
平成25年	・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を解消 ・川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定
平成26年	・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、川崎市自殺対策総合推進会議を設置 ・川崎市自殺対策総合推進計画を策定
平成27年	・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を設置 ・川崎市自殺対策評価委員会を設置 ・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を実施(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院)
平成28年	・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院) ・川崎市中部地区における自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始 ・地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修を開始
平成29年	・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施 ・第2次川崎市自殺対策総合推進計画を策定
平成30年	・川崎市自殺対策総合推進会議を川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議に名称変更し、全庁体制へ移行 ・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議に名称変更 ・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始(委託先：帝京大学医学部附属溝口病院)
平成31年 令和元年	・川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書の改変を実施 ・自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証を実施(委託先：日本社会事業大学) ・ゲートキーパー研修の効果検証と今後の研修資料開発を開始(委託先：武蔵野大学)

年	取 組
令和 2 年	・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業について報告書を作成 ・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施 ・第 3 次川崎市自殺対策総合推進計画策定
令和 3 年	・精神保健福祉センターと障害者更生相談所を統合再編し、川崎市総合リハビリテーション推進センターを設置 ・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を踏まえ、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業を開始
令和 4 年	・川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた取組に着手 ・川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議において構成委員が一層の連携を図れるようあり方を見直し実施
令和 5 年	・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施 ・第 4 次川崎市自殺対策総合推進計画策定

※ 1 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市



名前：うさっぴー

川崎市自殺対策推進キャラクターです。
自殺を防ぐゲートキーパー（ゴールキーパー）でうさぎの大きな耳で、悩みをよく聴き、こころ（ハート）を受け止めます。

2 自殺対策総合推進計画の推進体制

川崎市においては、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課と総合リハビリテーション推進センターが事務局となって、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会という3つの会議体を運営、連携させることで自殺対策を推進している。（P 13 図8 参照）

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議は、平成26年4月に設置された川崎市自殺対策総合推進会議を発展させたもので、副市長が議長を務め、平成30年4月から庁内の全局・室・部・区長で構成されている。この会議は、自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定、自殺対策に関する情報交換及び調査、分析や庁内の関係課等による自殺対策に係る調整又は連携に関すること等を所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。この会議には課長級の幹事会を設けている。

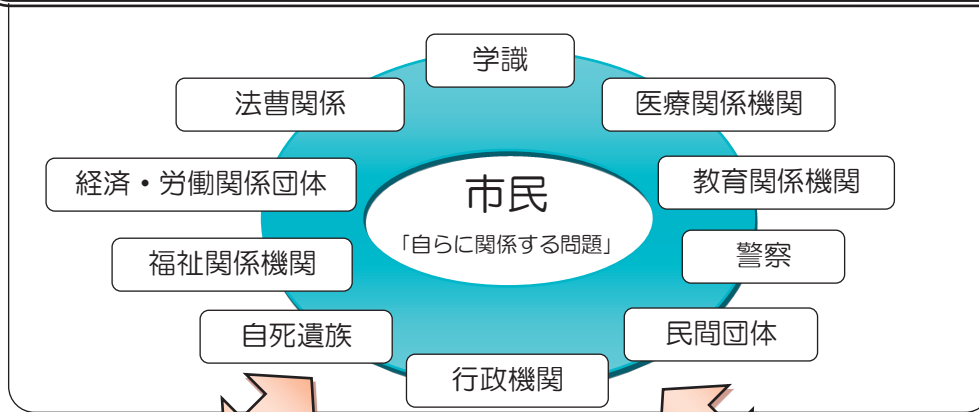
川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議は、平成27年4月に設置された川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を平成30年4月に名称変更したもので、自殺予防に関わる学識者や、司法、医療、労働、経済、福祉、教育といった15の関係機関や民間団体、行政機関で構成されている。この会議は、自殺対策に係る総合計画や関係機関等の情報交換、自殺対策に関する連絡調整、自殺対策事業に関する調査、研究及び情報交換に関することを所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。

川崎市自殺対策評価委員会は、平成27年4月に設置され、学識経験者3名、医師1名、市職員1名の計5名で構成されており、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに自殺対策に係る重要事項について調査・審議している。

図8 推進体制

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議

自殺予防に関わる法曹・医療等関係機関、民間団体等が自殺予防に関する共通認識を持ち、連携内容を検討確認し、事業実施における実務担当者間の連携促進をめざす。



副市長を議長とした
市内全局・室・区長会議。
課長級の幹事会を設置。

川崎市自殺対策総合推進計画

・庁内連携会議

各部署における実施体制を整備。
地域に応じた自殺対策を総合的、多角的に
推進する。

学識経験者と、医療、保健
福祉等の各分野の委員によ
り構成。

川崎市自殺対策評価委員会

自殺対策（事業、施策）の評
価を行う。

健康福祉局精神保健課・総合リハビリテーション推進センターが、事務局として対策を推進する。

3 自殺対策総合推進計画の概要

川崎市自殺対策総合推進計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を参考に、自殺を個人的な問題のみではなく社会全体で取り組む問題としてとらえ、市民一人ひとりが自らと無関係ではない事として意識すること、また、身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現をめざして、第1次計画を平成27年3月に策定した。第1次計画は平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進した。

この間、国では、平成28年に自殺対策基本法の改正、平成29年には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、地域レベルの実践的な取組の支援の強化や適切な精神保健医療福祉サービスを提供するための体制の整備、相談の多様な手段の確保やアウトリーチの強化、居場所づくりの推進といった様々な分野のサポートによる社会全体の自殺リスクの低下、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策の更なる推進が重点施策に追加された。

本市の計画を推進する中でも、地域における未遂者支援の体制の構築や自殺や精神保健に関する啓発及び周知の多層的な実施、地域精神医療体制の確保、多様性を認め、社会の中に個々人の居場所があるという感覚を持つことができる社会環境作り等の重要性が高まり、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、更なる対策の推進を図るため、第2次計画を平成30年3月に策定し、平成30年度から令和2年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進した。

その後は、これまでの計画の成果と課題も踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症等の心理・社会的影響も考慮しながら、更なる自殺対策の推進を図るため川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、令和3年3月に第3次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

第3次計画では、第2次計画に引き続き、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、

方針1「自殺の実情を知る」

方針2「自殺防止のためにつながる」

方針3「自殺防止のために支える」

という3つの基本方針を掲げている。

また、条例第9条第1項に規定された

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
- (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- (7) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (8) 自殺未遂者に対する支援
- (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

という9つの事項に関して必要な取組を進めることとしている。

4 自殺総合対策を推進する上での基本的認識

自殺は、多くの場合、自殺リスクを増加させるような出来事や病気（危険因子）が重なり、それを減少させるもの（保護因子）が乏しい中で発生する。

自殺の危険因子には、個人的な因子（過去の自殺企図、精神疾患、アルコールや薬物の乱用、慢性的な病気、社会的な支援の不足、攻撃的・衝動的な性格、トラウマの経験等）、社会文化的因子（支援を求めることへのスティグマ、自殺情報への曝露等）、状況的因子（失業や経済的損失、親しい人の喪失、自殺手段の入手、自殺の群発、ストレスの大きな出来事等）がある。自殺の保護因子には、家族やコミュニティとの良好な結びつき、問題を円滑に解決する方法を身につけていること、自殺を妨げるような信条、自殺手段が容易に手に入らないようにすること、SOSが出せること等がある。

自殺を予防するためには、危険因子を少なくし、保護因子を増やす取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めていく必要がある。自殺の危険因子や保護因子はライフステージによって異なるため、第2次計画の策定にあたって、これまで使用してきた図9「自殺プロセス図」を図10「自殺予防プロセス図」に改め、ライフステージ別の取組をわかりやすく示すこととした。「自殺予防プロセス図」については、第1次計画の「自殺プロセス図」（張賢徳先生（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 所長）による）をもとに、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議にて検討し、作成したものである。

「自殺予防プロセス図」は、自殺の発生を増加させるような出来事や病気が重なり、自殺の危険が高まる過程において、サポートを得ることによって孤立を回避して、生きる方向に進むことを目指すものである。

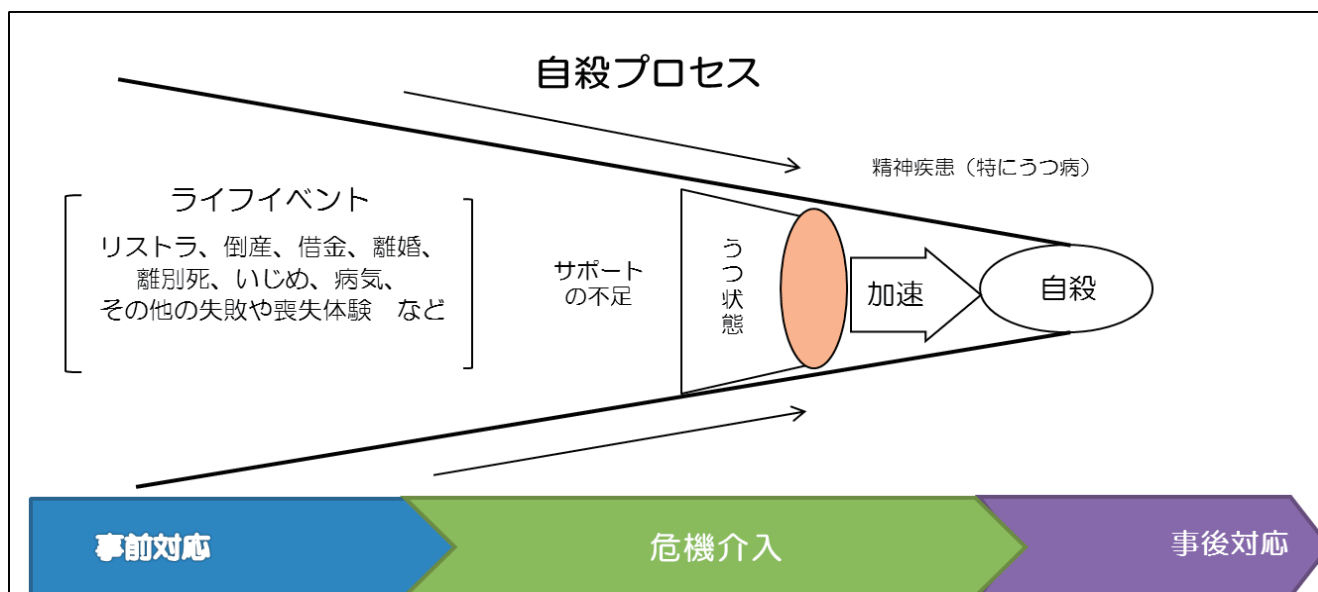
自殺の危険因子と保護因子について（自殺予防プロセス図参照）

自殺リスクを増加させるような状況や病気などを「危険因子」といい、逆に自殺を防ぐことに役立つと考えられているもの、危険因子を減少させるものを「保護因子」という。下記にそれぞれの一例を示す。

危険因子	状況的因子	・ 死別、離別、失職、経済破綻、孤立など ・ ストレスの大きいライフイベント ・ 自殺手段への容易なアクセス
	社会文化的因子	・ 支援を求めることへの偏見や差別意識 ・ 特定の文化的・宗教的な信条 ・ 自殺行動や自殺者の影響への曝露
	個人的因子	・ 自殺企図歴、希死念慮 ・ 精神疾患（アルコールや薬物の乱用含む）、身体的あるいは慢性的な疾患 ・ 絶望感、孤立感、社会的支援の欠如
保護因子		・ 社会や人とのつながり、帰属感 ・ 良好な家族関係、対人関係、学業、仕事、余暇など ・ 様々な疾患に対するケアや支援体制 ・ 自殺予防に関する情報へのアクセスのしやすさ

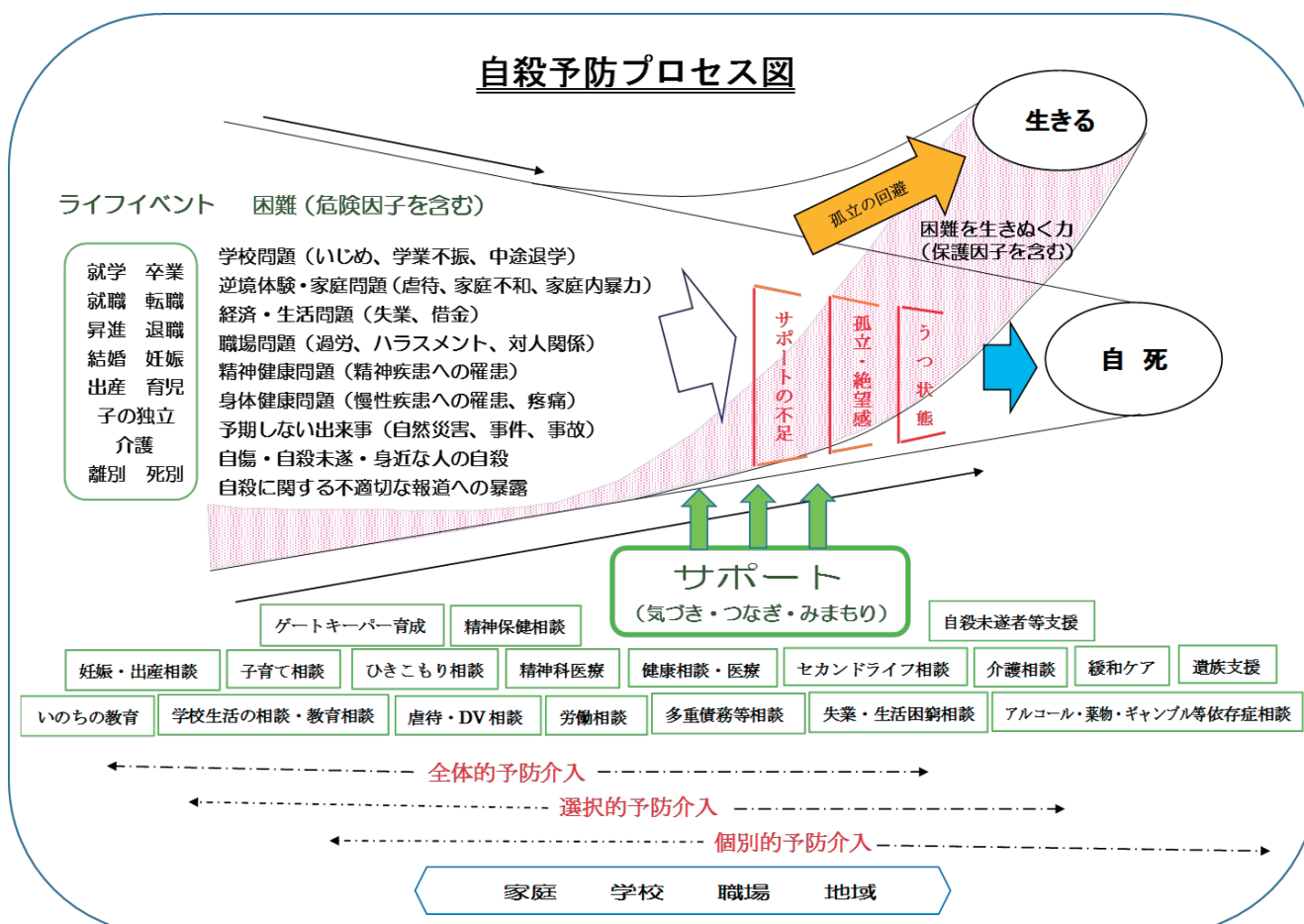
参考：日本精神神経学会「日常臨床における自殺予防の手引き」

図9 自殺プロセス図



作成：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 所長
張 賢徳 先生

図10 自殺予防プロセス図



5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について

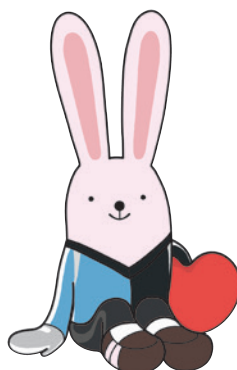
川崎市では、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」という。）を策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯等に加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしている。

また、推進ビジョンにおいては、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」という基本理念を掲げ、これを達成するための基本的な視点等を設定している。

川崎市自殺対策総合推進計画では、この推進ビジョンを上位概念として、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念を掲げている。この基本理念を達成するため、「自殺や精神疾患に関する啓発、地域や各組織における互助意識の醸成による、相談への抵抗軽減と孤立の防止」、「支援者間及び組織の連携強化による相談のアクセシビリティ向上と支援の包括的提供」により、市民が安心して生活し、その結果として、自殺死亡者数及び自殺死亡率が減少することを目指すとしている。

また計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、推進ビジョンを上位概念とし、「かわさきノーマライゼーションプラン」をはじめとする計画と連携を図り、川崎市総合計画との整合性を図ることとしている。

このように、計画における取組の進捗が、自殺死亡者数の減少のみならず、「地域包括ケアシステム」の構築につながるよう進めている。



第3章 令和5年度の自殺対策の実施状況

1 3つの会議体の開催状況

(1) 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議

令和5年度は、第1回を令和5年10月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和4年度版）」の確認及び「第4次川崎市自殺対策総合推進計画素案」について報告を行った。

第2回は令和6年3月に開催し、第4次川崎市自殺対策総合推進計画案について報告を行った。

(2) 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議

令和5年度は、第1回を令和5年9月に開催した。「第4次川崎市自殺対策総合推進計画素案」の報告及び若年層の自殺対策をテーマとし、「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育の取組」について教育委員会事務局教育政策室から話題提供いただき、委員間での意見交換を行った。

第2回は令和6年1月に開催し、第4次川崎市自殺対策総合推進計画案について、報告を行った。また、委員（川崎市医師会）の自殺対策に関する取組について報告いただき、委員間での意見交換を行った。

(3) 川崎市自殺対策評価委員会

令和5年度は、第1回を令和5年8月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和4年度版）」について説明し、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びにコロナ禍での自殺対策の取組等について審議した。また、「川崎市こころの健康に関する意識調査」の調査結果及び「第4次川崎市自殺対策総合推進計画素案」について審議を行った。

第2回は令和6年2月に開催し、第4次川崎市自殺対策総合推進計画案について説明し、目標の設定、取組項目における主要指標及び計画期間等について審議した。また、今後の川崎市自殺対策の推進に関する報告書について、特にコロナ禍における自殺対策の取組をどう見据えていくかに焦点を当て、審議した。

2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について

条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとに、29の部署が全71の取組を実施した。

取組については、重点施策、基本施策、関連施策として大きく3つに分類している。

（※取組の所管等詳細については、「【参考1】計画の取組項目の令和5年度における実施状況について」参照）

方針1 自殺の実情を知る

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

- 取組1【重点】自殺の防止等に関する情報の分析として、神奈川県警察本部より提供された自殺統計及び厚生労働省の人口動態統計のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。また、自殺予防を含む総合的なこころの健康づくりを進める基礎資料を得ることを目的として「川崎市こころの健康に関する意識調査」を実施した。
- 取組2【基本】川崎市ホームページにおいて、こころの健康に関する相談先を集約し掲載した。また、自殺の防止等に関する情報の提供として、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和4年度版）」を作成し、川崎市における自殺の概要や各取組項目について各所管課からの報告を掲載し、

報道機関への資料提供とともにホームページ等で公開した。

（２）自殺の防止等に関する市民の理解の増進

- 取組３【重点】自殺予防週間において川崎マリエン、アトレ川崎及び夢の絆・川崎のライトアップを実施するとともに、市内金融機関等を通じ、普及啓発グッズ及び相談機関のリーフレットを配布した。また、自殺やメンタルヘルスについての正しい理解を広めるため、市民向け講演会「こころの健康セミナー」を開催した。
- 取組４【基本】冊子「かわさき労働情報」（毎月１回、２，５００部発行。市内５人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付）に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。
- 取組５【基本】第２期かわさき健康づくり２１に基づき、心身の健康に関する講話等を各区役所地域みまもり支援センターにて実施するとともに、年代を特定しない集団に対する健康教育や、広報・イベント等の健康づくり事業を実施した。
- 取組６【基本】子どもの自尊感情や豊かな人間関係を育むため、各学校において「かわさき共生＊共育プログラム」を実施するとともに、希死念慮をはかる新規項目を加えた、新しい効果測定アンケートを実施するための環境を整備し、その効果的な活用に向けた研修会等を行った。また、「川崎市ＳＯＳの出し方・受け止め方教育」の推進として、ＳＯＳの出し方・受け止め方教育につながるエクササイズを「かわさき共生＊共育プログラム」の年間７時間のうち１時間に位置付け、全市立学校で授業を実施した。

方針２ 自殺防止のためにつながる

（３）自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

- 取組７【重点】一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。
- 取組８【重点】かかりつけ医うつ病対応力向上研修の開催、自死遺族支援研修会の開催のほか、出前形式による関係機関への研修を実施し、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。
- 取組９【重点】自殺対策に関する市職員の人材育成として、かかりつけ医うつ病対応力向上研修及び自死遺族支援研修会への市職員の参加があった。また心のサポーター養成研修と併せたゲートキーパー研修等においても市職員に周知し参加を呼びかけ、受講に繋がった。
- 取組１０【重点】川崎市内の小中高等学校において、学校からの依頼に応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。
- 取組１１【基本】神奈川県、横浜市、相模原市とともに早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に身体科医師を対象に、かかりつけ医うつ病対応力向上研修を開催した。
- 取組１２【基本】児童精神科医によるスーパーバイズを伴う事例検討会を行い、支援者のスキルアップ及び多機関・多職種連携を強化した。
- 取組１３【基本】母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、スキルアップを図るための母子保健指導者研修を実施した。
- 取組１４【基本】児童相談所職員、区役所地域みまもり支援センターの職員を対象として、子どものメンタルヘルスや自殺の背景及び自殺に至るまでのプロセス等の、専門的な知識を習得する研修を開催した。

- 取組１５【基本】職員の資質向上として、ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修において人権尊重教育に関する研修を行った。
- 取組１６【基本】教職員向け心の健康相談支援事業として、心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じ精神科医等の派遣による面接相談の実施や、研修会を通じた心の健康問題への啓発を実施した。
- 取組１７【基本】困難を抱えたがん患者やその家族をケアするため、地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者の人材養成を目的に緩和ケア研修会を実施した。

（４）職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

- 取組１８【重点】川崎市内の小中高等学校において、学校からの依頼に応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。（再掲）
- 取組１９【重点】匿名で利用できる電話相談として、こころの健康や病気の悩みに関連した相談について、電話相談を実施した。
- 取組２０【基本】インクルーシブな音楽プロジェクトを展開し、様々な市民や事業者等と連携した創発的な取組を実施し、音楽を通じて楽しみながら多様性や包摂の理解を促し、共生社会への意識の醸成が図られた。また、障害の社会モデルの浸透を目的とした「バリアフルレストラン」の開催や、eスポーツを活用したインクルーシブな体験イベントの開催等により、パラムーブメントの理念浸透が図られた。
- 取組２１【基本】企業や産業保健等を中心に、働く人を取り巻く職場環境やメンタルヘルス対策として、川崎商工会議所との共催による職場の安全・安心セミナーを開催した。
- 取組２２【基本】各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口及び電話で受け、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の紹介や訪問支援等を行った。
- 取組２３【基本】依存症に関連する相談支援に応じるとともに、認知行動療法的プログラム「だるま〜ぷ」や依存症問題に悩む家族のためのセミナーを開催した。
- 取組２４【基本】社会的ひきこもり当事者及びその家族へ相談、家庭訪問等のアウトリーチ支援を行うとともに、当事者や家族グループ活動、市民講演会開催等による普及啓発、スーパーバイズや従事者研修会開催による支援者の育成を行った。また、ひきこもり支援ネットワーク会議を開催した。
- 取組２５【基本】心神喪失者等医療観察法への対応として、裁判所による入院・通院の決定による法の下、保護観察所や地域みまもり支援センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的な面接や訪問、ケア会議等を実施した。
- 取組２６【基本】高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防教室等実施事業や地域介護予防活動支援事業に取り組んだ。
- 取組２７【基本】がん患者とその家族を対象に隔月１回、がん患者サロンを開催した。また、不安や悩みを抱えるがん患者・家族にはがん相談支援センターで個別対応を行うとともに、がん相談支援センター利用促進のための広報を行った。
- 取組２８【基本】スクールカウンセラーの配置や派遣により、児童生徒、保護者、教職員に対する相談や教職員に対するコンサルテーション、心理に関する校内研修等を実施した。また、スクールソーシャルワーカーの派遣により、養育や経済的な課題等を抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、社会資源の紹介や家庭訪問等の支援を行った。

- 取組 2 9 【基本】市職員のメンタルヘルス対策として各種研修やストレスチェックを実施するとともに、市職員の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう相談支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染症流行や本庁舎移転を契機としたワークスタイル変革等により働き方が大きく変化する中、その変化に即した対応をするため、情報収集及び分析、課題に対する取組を検討し、取組を実施した。

(5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実

- 取組 3 0 【重点】川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を開催した。
- 取組 3 1 【基本】市民生活・市政等相談として、日常生活での困り事等の相談に応じたり、特別相談として、弁護士、司法書士、専門相談員等が、専門知識が必要な相談に応じた。
- 取組 3 2 【基本】人権意識の普及や協働・連携による取組として、「かわさき人権フェア」を実施した。また、企業向け「L G B Tセミナー」の開催や性的マイノリティの理解促進に関するイベントとして「ピープルデザインシネマ 2 0 2 4」を実施した。
- 取組 3 3 【基本】女性のための総合相談として、ハローウィメンズ 1 1 0 番や面接相談、法律相談を実施するとともに、男性のための電話相談を実施した。
- 取組 3 4 【基本】国際交流センターにて、外国人市民に対し、多言語で行うワンストップ型の情報提供及び相談を実施した。
- 取組 3 5 【基本】市役所及び中原区役所に労働に関する相談窓口を設置し労働相談を実施した。また、神奈川県との共催により、月 1 回の弁護士労働相談と年 7 回の街頭労働相談会を開催した。
- 取組 3 6 【基本】若年無業者等の職業的自立に向けて、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んだ。
- 取組 3 7 【基本】就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施した。
- 取組 3 8 【基本】商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問合せ等の消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であつせん等の処理に当たった。
- 取組 3 9 【基本】生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、失業を中心に、住まい、債務、メンタルヘルス等生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援等を行った。また、神奈川県弁護士会等と連携し、専門相談も実施した。
- 取組 4 0 【基本】市内の福祉事務所において、生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行い、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言した。また、学習支援・居場所づくり事業として小・中学生への支援を実施した。
- 取組 4 1 【基本】区役所にて、認知症等により要介護者となった人の家族を対象に、認知症高齢者介護教室を実施した。また、認知症コールセンターにより、認知症のピアカウンセリングや認知症専門医による相談を実施し、認知症の人と家族の地域生活を支援した。
- 取組 4 2 【基本】高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえ、要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスを実施し、介護予防の取組を進めた。
- 取組 4 3 【基本】協力事業者と行政機関、関係機関等が、見守りネットワークの構築に取り組み相互連携を図った。また、協力事業者から連絡を受けた行政機関において、要援護者を早期に発見し適切な支援や対応を実施した。

- 取組 4 4 【基本】令和 6 年 4 月 1 日改正障害者差別解消法の施行により、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となるため周知を行った。また、障害を理由とする差別解消の推進に向け、普及啓発・周知、相談等の体制整備、情報の収集、整理等を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を通して、課題解決に取り組んだ。
- 取組 4 5 【基本】障害者相談支援センターは市内 2 6 か所（基幹型 3、地域型 2 3）で相談支援事業を実施した。障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、研修や制度説明等を行う障害者相談支援センター等合同連絡会を実施した。また、地域自立支援協議会について、全体会議を 2 回、企画運営会議を 7 回開催した。
- 取組 4 6 【基本】障害のある方の在宅生活や日中活動の場を充実させるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域生活支援事業等の様々なサービスを提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行った。
- 取組 4 7 【基本】精神障害者の地域移行・地域定着支援について、専門部会を設け、ワーキンググループによる取組を進め、研修会の開催や支援者向けガイドラインの作成等を実施した。
- 取組 4 8 【基本】地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施するとともに、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催した。
- 取組 4 9 【基本】災害時 P F A と心理対応研修へ職員を派遣し、「サイコロジカル・ファーストエイド（心理的応急処置：P F A）」に関する基本技能の習得を行った。また、精神科コロナ医療提供体制により、精神症状のあるコロナ陽性者に対し、医療提供支援を行った。
- 取組 5 0 【基本】予期していない妊娠等で悩んでいる人の電話及びメールによる個別相談（妊娠・出産 S O S 事業）を実施するとともに、母子保健事業相談支援事業にて育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につなぐため電話相談を実施した。また、妊娠期サポート事業として、妊婦とパートナーを対象に両親学級を開催し育児知識の普及や情報提供を行った。
- 取組 5 1 【基本】各児童相談所や各区役所地域みまもり支援センターにおいて、各専門職が子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談支援を実施し、相談内容により、関係機関等と密に連携して対応した。
- 取組 5 2 【基本】児童相談所虐待対応ダイヤル 1 8 9（いちはやく）、川崎市児童虐待防止センター、児童・青少年電話相談、かながわ子ども家庭 1 1 0 番相談 L I N E 等を実施し、子どもや家庭等への様々な悩みや困りごとに対応した。
- 取組 5 3 【基本】里親家庭や児童養護施設に措置される等、社会的養護を必要とする子どもの社会的自立を支えるため、必要な情報提供や就労相談の支援、施設等退所後の相談支援等を実施した。
- 取組 5 4 【基本】各区役所において、女性相談員が様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施した。また、D V 相談支援センターにおける電話相談を実施した。
- 取組 5 5 【基本】ひとり親家庭の対象者に児童扶養手当の支給を実施するとともに、ひとり親家庭の親の就労による自立に向けた自立支援プログラム策定や、家事・育児等支援として支援員派遣、子どもに対する学習支援・居場所づくり事業を実施した。また、ひとり親家庭が活用できる様々な支援制度の情報をより広く提供するために、新たに L I N E による情報発信を開始するとともに、サポートガイドブックのリニューアルを実施した。
- 取組 5 6 【基本】全小学校に支援教育コーディネーターを配置し、いつでも相談できる体制や、課題の早期発見等により、児童や保護者への支援を実施した。またスキルアップに向けた研修を実施した。

- 取組５７【基本】子どもの悩みや困難が解消されるよう、電話相談（教育一般）や子ども専用電話相談、２４時間子供ＳＯＳ電話相談を実施した。
- 取組５８【基本】児童生徒のインターネットトラブルに関わる電話・メール相談を実施するとともに、インターネットパトロールや未然防止等を目的とした保護者向けのリーフレット配布等、トラブル防止のための取組を行った。
- 取組５９【基本】子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図った。
- 取組６０【関連】社会経済環境の影響等を受けた中小企業者等に対し、各融資制度の相談業務を電話及び窓口で実施し、円滑な資金繰りの支援に繋げるとともに、中小企業信用保険法「セーフティネット保証制度」の申請を受け付け、認定を行った。また、新型コロナウイルス感染症に対応し、認定申請にかかる緩和措置として、提出書類の簡略化を継続した。
- 取組６１【関連】プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保を目的とし、鉄道駅舎におけるホームドア等の設置支援を行った。

（６）民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

- 取組６２【基本】ボランティアによる電話相談事業を行っている「社会福祉法人川崎いのちの電話」に対し、運営費の補助および、講演や相談員募集等の広報協力を行った。

方針３ 自殺防止のために支える

（７）自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

- 取組６３【基本】精神科救急医療体制の整備として、外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報等の対応を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て、２４時間体制で実施した。また、措置入院となった方に対して、包括的かつ継続的に支援を受けられることを目的として、退院後支援の取組を実施した。
- 取組６４【基本】ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）体制整備事業として、関東ブロックＤＭＡＴ訓練へ自治体担当者として参加していくとともに、ＤＰＡＴ研修へ職員を派遣することでＤＰＡＴ隊の体制整備を図った。
- 取組６５【関連】市内全救急事案に対して、２９隊の救急隊で救急搬送体制を整備した。

（８）自殺未遂者に対する支援

- 取組６６【重点】川崎市中部地区の三次救急医療機関に救急搬送された自殺未遂者等に対し、電話や面接を通じた相談支援を実施した。また、「川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進会議」において、支援経過とフォローアップ支援を行った。また、川崎市北部地区において、自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた調査・分析を行った。

（９）自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

- 取組６７【重点】大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供することを目的に、自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行った。
- 取組６８【基本】自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会の確保を目的に自死遺族電話相談を行った。

- 取組 69【基本】遺児について、児童養護施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行った。
- 取組 70【基本】スクールカウンセラーの配置や派遣により、児童生徒、保護者、教職員に対する相談や教職員に対するコンサルテーション、心理に関する校内研修等を実施した。また、スクールソーシャルワーカーの派遣により、養育や経済的な課題等を抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、社会資源の紹介や家庭訪問等の支援を行った。（再掲）
- 取組 71【基本】遺族、管理監督者、同僚向けのリーフレット及び手引きを職員共用システムに掲載した。自死が発生した場合に関係部署へのケアを行う体制をとった。

3 取組に影響を与えた社会情勢の調査及び特徴について

（１） 背景・新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢の取組への影響の確認方法について

新型コロナウイルス感染症は、日本では令和2年1月以降感染が拡大し、令和2年4月7日には7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に緊急事態宣言が発出され、4月16日には全都道府県が対象となった。5月25日には全ての都道府県の緊急事態宣言が解除されたが、以降も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が長期にわたり適用になった。

令和3年度においても、一時感染者数が減少したものの令和4年1月以降感染者数が急増し、まん延防止等重点措置が再び適用される等、取組への影響が懸念される状況が継続した。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の波が繰り返されたが、行動制限は最小限となる等、感染対策と社会経済活動の両立を目指す方向へと国の取組方針は変化していった。

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に5類感染症に移行し、感染症対策は、個人や事業者の判断による自主的な取組が基本となるとともに、医療体制においても幅広い医療機関による通常の対応に移行した。一方で、新型コロナウイルス感染症まん延の長期化の影響のみに留まらず、国際社会情勢の影響により、急速な円安の進行、原油価格や物価の高騰等の社会情勢の変化がみられ、物価の高止まりや上昇傾向は現在も継続している。

上記のような社会情勢の変遷に応じて、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに「令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」において、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響」について影響の有無の記載項目を追加し、集約を行った。また、影響が「有」となったものについて、「新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業内容」及び「新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業内容」の2点について、記載項目を設け、集約を行った。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による取組への影響が令和2年度から継続しさらに長期化していることを鑑み、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響（どういう状況の変化があったか）」という記載項目を追加し、取組の前提となる状況や対象者の変化を確認した。さらに、各取組項目における「変更や中止となった事業」、「新規や臨時的に実施した事業」について集約を行った。

令和4年度においては、令和3年度同様、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響（どういう状況の変化があったか）」、「変更や中止となった事業」、「新規や臨時的に実施した事業」について集約するとともに、5類感染症への移行に伴う今後の取組の方向性の変化について記載を求め集約した。

令和5年度においては、5類感染症への移行に伴い、新型コロナウイルス感染症の直接的な取組への制限等の影響は見られなくなった一方、新型コロナウイルス感染症長期化の影響のみに留まらず、停滞していた経済活動の再開や、ウクライナ情勢等の国際社会情勢の影響を受け、急激な円安や物価

高騰等、生活への直接的な影響が変化してきた。自殺対策の取組においても、これらの影響の変化を踏まえる必要があることから、「取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）」として新たな記載項目を追加し、各取組所管課へ記載を求め集約した。

（２） 取組に影響を与えた社会情勢の調査及び特徴

「令和５年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」において、「取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）」について集約した結果、全７１取組項目のうち、２６の取組項目に記載があった。

取組に影響を与えた社会情勢は、「新型コロナウイルス感染症による影響」と「物価高騰等の社会経済状況による影響」の二つに大きく分類された。それぞれの社会情勢の変化が及ぼした取組への影響について、その特徴を記載する。

① 新型コロナウイルス感染症による影響

一点目として、新型コロナウイルス感染症を背景とした社会変容に対応するため、５類移行後もオンライン等のデジタル手法を効果的に活用する等、ＤＸの推進による一層の取組強化へ繋げているほか、相談事業等従来の手法が適切な事業においては、対面での事業実施へ回復傾向がみられた。

（各取組項目における例）

○取組２３ 依存症への対策

新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行等、感染対策の軽減もあり、医療機関へ出向き、事業説明を行うことができた。

○取組２４ 社会的ひきこもり相談

新型コロナウイルス感染症流行時には身体疾患等他の疾患を抱える家族等が対面での相談に躊躇する様子が見られていたが、５類移行後はそれらの不安が軽減され、対面での相談件数は増加傾向にある。

○取組２６ 一般介護予防事業

新型コロナウイルス感染症流行以降、感染症対策としていこい元気広場事業において人数制限や隔週での開催を実施してきたが、５類感染症への移行後は、開催制限を撤廃し、本来の定員での実施が可能となり参加者数の増加も見込まれることから、より一層の事業の普及啓発の強化や教室数の増加等を検討していく必要がある。

○取組３２ 人権関連事業

新型コロナウイルス感染症流行以降、一部の事業では感染症対策として会場での実施を中止していたが、５類感染症への移行に伴い、会場での実施を復活させた。また、オンラインの普及に伴い、会場とオンラインで同時に実施する等、より効果的な手法による普及啓発の実施が必要になっている。

○取組３４ 外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)

新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行後は、新型コロナウイルス感染症に関する問合せも減少したが、オンライン相談等は定着しつつあり、引き続きより効果的な手法による広報の実施は必要となる。

② 物価高騰等の社会経済状況による影響

二点目として、物価高騰、有効求人倍率の低下及び長期失業者の増加等をはじめとした雇用環境の悪化に代表される社会経済状況等の影響について記載がみられた。これらの社会経済状況への影響により、生活困窮者からの相談が一定数継続の状況にあること、生活保護の相談件数が前年度より微増となり今後も増加が見込まれる状況にあること等、生活困窮等の経済的な課題への影響が伺えた。

また、相談事業の取組においては、社会経済状況の影響を受け、相談内容が多様化していることや、支援が困難化・長期化しているといった特徴もみられた。

(各取組項目における例)

○取組 6 「いのち、こころの教育」の推進

物価高騰の影響や脱炭素化に向けた取組により、教職員や保護者の理解啓発を図るための資料配布をデジタル化という新たな手法に移行していく必要があり、より効果的な理解啓発の方法を模索することが必要となっている。

○取組 24 社会的ひきこもり相談

就業先の業績悪化に伴う離職がひきこもりの契機となっている事例も見られている。

○取組 37 キャリアサポートかわさき

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、有効求人倍率の低下や長期失業者の増加等、求職者を取り巻く環境が悪化したが、令和4年度からは回復傾向にある。

○取組 39 生活困窮者への支援

長引く物価高騰や社会経済情勢が引き続き不透明な状況化の中、生活困窮者からの相談数は今後も目標水準を維持するものと考えられる。新型コロナウイルスが5類感染症へ移行後も支援が困難化・長期化する傾向にあり、コロナ以前の平時から生活困窮状態にあったと想定されるため、より早期に制度や支援の周知が行き届くよう取組を進める必要がある。

○取組 40 生活保護制度による支援

新型コロナウイルス感染症により不安定な社会情勢が続いており、感染症法上5類移行となったが、相談件数は前年度と比較し、微増となった。また、長引く物価高騰の影響から、相談件数については増加が見込まれる。学習支援・居場所づくり事業においても新型コロナウイルス感染症の流行時は集合型での実施の一部中止や交流型イベントの休止等の影響があったが、現在は概ね正常化している。

○取組 61 ホームドア等の設置支援

半導体不足の影響により、電子部品の調達が困難となり、ホームドア製品の納入遅れが生じ、JR南武線 川崎駅については令和6年度設置に変更となった。

上記2点の他にも、各地での災害、新たな法律の施行等による取組への影響について記載があり、記載のあった26項目の内容については、表6に一覧とし取りまとめた。

表6 取組に影響を与えた社会情勢とその影響一覧

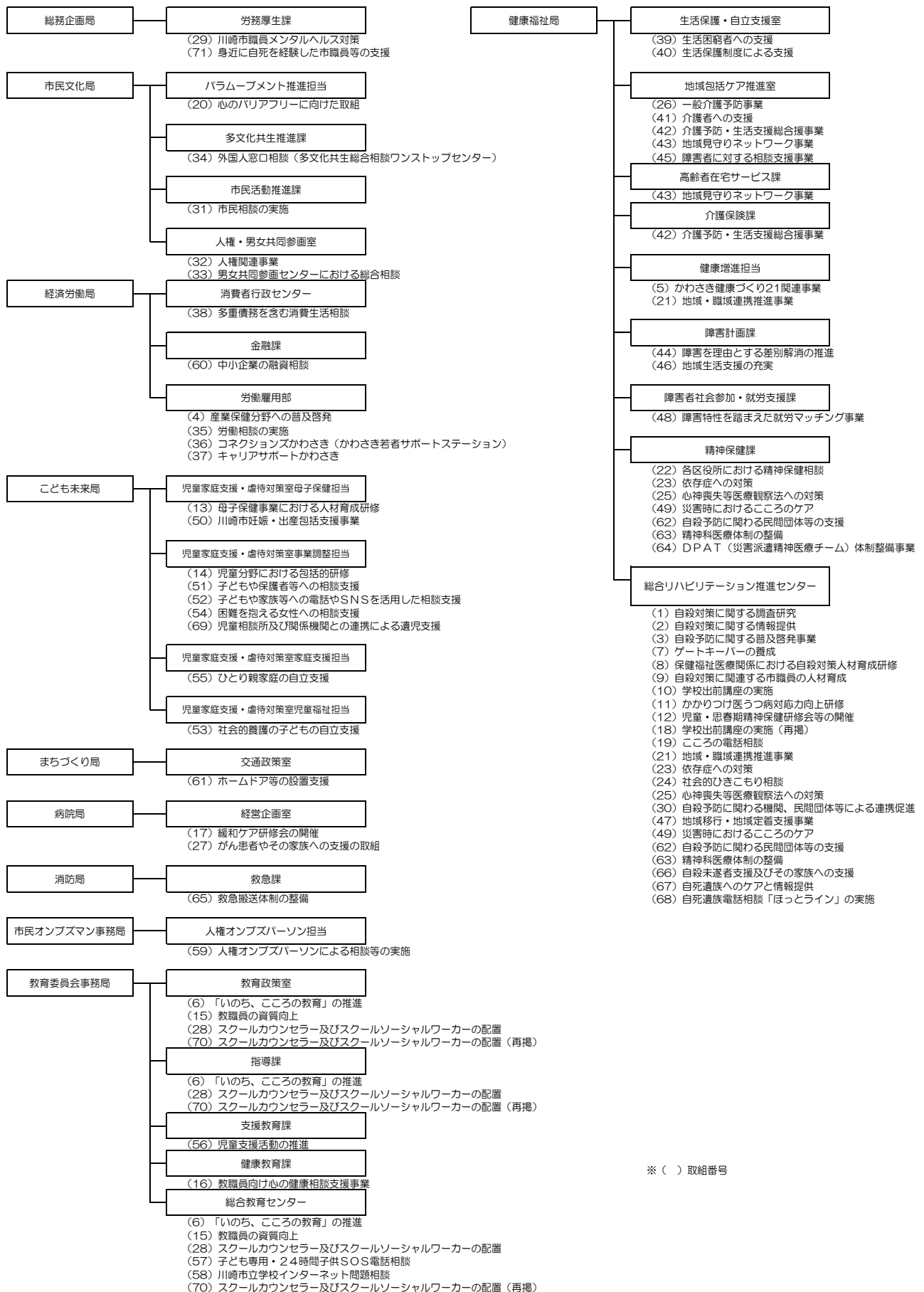
取組 番号	取組名称	取組に影響を与えた社会情勢とその影響	所管課
5	かわさき健康づくり21 関連事業	集団に対する健康教育では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度と比較すると実施回数・参加人数ともに右肩上がりに増加していることが分かる。また、集団に対する教育以外の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から回数・参加人数等がともに減少していたが、5類感染症に移行し、感染症対策が個人の判断と変更になったこともあり回数・参加人数等に回復傾向がみられた。	健康福祉局 健康増進担当
6	「いのち、こころの教育」 の推進	・新型コロナウイルス感染症の対応にともなう生活様式の変化や、不安定な社会情勢等、変化の激しい社会において児童生徒の心のケアの必要性が高まっていることや、若者の自殺数の増加という状況を受け、児童生徒の豊かな人間関係づくりや援助希求的態度の促進がますます必要となっている。 ・物価高騰の影響や脱炭素化に向けた取組により、教職員や保護者の理解啓発を図るための資料配布をデジタル化という新たな手法に移行していく必要があり、より効果的な理解啓発の方法を模索することが必要となっている。	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課
19	こころの電話相談	新型コロナ感染症に関する相談は前年度より減少している。(R4:4884件→R5:242件)	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター
22	各区役所における精神保健相談	社会情勢の変化により生じる精神保健に関する多様なニーズを把握し、相談支援及び普及啓発に取り組んでいく必要が今後も求められると思われる。	健康福祉局 精神保健課
23	依存症への対策	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行等、感染対策の軽減もあり、医療機関へ出向き、事業説明を行うことができた。	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター
24	社会的ひきこもり相談	新型コロナウイルス感染症流行時には身体疾患等他の疾患を抱える家族等が対面での相談に躊躇する様子が見られていたが、5類移行後はそれらの不安が軽減され、対面での相談件数は増加傾向にある。一方、新型コロナウイルス感染症流行を背景にした就業先の業績悪化に伴う離職がひきこもりの契機となっている事例も見られている。	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター
25	心神喪失者等医療観察法 への対策	高齢化が進むことにより、対象者の高齢化が進み、対象の支援機関も高齢者分野等幅広い理解が必要となってくることが想定される。	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター 精神保健課

取組 番号	取組名称	取組に影響を与えた社会情勢とその影響	所管課
26	一般介護予防事業	新型コロナウイルス感染症流行以降、感染症対策としていこい元気広場事業において人数制限や隔週での開催を実施してきたが、5類感染症への移行後は、開催制限を撤廃し、本来の定員での実施が可能となり参加者数の増加も見込まれることから、より一層の事業の普及啓発の強化や教室数の増加等を検討していく必要がある。	健康福祉局 健康増進担当 地域包括ケア推進室
28	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	コロナ禍による生活様式の変化等の影響のためか、相談ニーズの高まりと相談内容の多様化・複雑化が進み、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談件数が増加した。	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課
32	人権関連事業	新型コロナウイルス感染症流行以降、一部の事業では感染症対策として会場での実施を中止していたが、5類感染症への移行に伴い、会場での実施を復活させた。また、オンラインの普及に伴い、会場とオンラインで同時に実施する等、より効果的な手法による普及啓発の実施が必要になっている。	市民文化局 人権・男女共同参画室
34	外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後は、新型コロナウイルス感染症に関する問合せも減少したが、オンライン相談等は定着しつつあり、引き続きより効果的な手法による広報の実施は必要となる。	市民文化局 多文化共生推進課
37	キャリアサポートかわさき	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、有効求人倍率の低下や長期失業者の増加等、求職者を取り巻く環境が悪化したが、令和4年度からは回復傾向にある。	経済労働局 労働雇用部
39	生活困窮者への支援	長引く物価高騰や社会経済情勢が引き続き不透明な状況化の中、生活困窮者からの相談数は今後も目標水準を維持するものと考えられる。新型コロナウイルスが5類感染症へ移行後も支援が困難化・長期化する傾向にあり、コロナ以前の平時から生活困窮状態にあったと想定されるため、より早期に制度や支援の周知が行き届くよう取組を進める必要がある。	健康福祉局 生活保護・自立支援室
40	生活保護制度による支援	新型コロナウイルス感染症により不安定な社会情勢が続いており、感染症法上5類移行となったが、相談件数は前年度と比較し、微増となった。また、長引く物価高騰の影響から、相談件数については増加が見込まれる。学習支援・居場所づくり事業においても新型コロナウイルス感染症の流行時は集合型での実施の一部中止や交流型イベントの休止等の影響があったが、現在は概ね正常化している。	健康福祉局 生活保護・自立支援室
44	障害を理由とする差別解消の推進	改正障害者差別解消法改正法が令和3年6月4日に成立し、令和6年4月1日から施行されることとなった。	健康福祉局 障害計画課

取組番号	取組名称	取組に影響を与えた社会情勢とその影響	所管課
4 5	障害者に対する相談支援事業	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面とオンラインを併用する等必要な配慮を行いながら会議を開催していたが、5類感染症への移行後もオンライン開催が定着しつつある。今後も、障害者相談支援センターにおける相談対応件数の増加が見込まれることから、各種会議の開催についてはオンラインの活用を促進する等、業務の効率化を図っていく必要がある。	健康福祉局 地域包括ケア推進室
4 6	障害者の地域生活支援の充実	支援ニーズの増加・多様化、高齢化、障害の重度化・重複化等に対応するため、身近な地域において多様なニーズに対応した支援サービスを効果的かつ効率的に受けられる体制が必要となっている。	健康福祉局 障害計画課
4 7	地域移行・地域定着支援事業	新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したものの、面会時間の短縮や外出の制限等、地域移行支援への影響は継続した。	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター 精神保健課
4 9	災害時におけるこころのケア	各地での災害を受け、「サイコロジカル・ファーストエイド（心理的応急処置：PFA）」に関する知識技能の習得は、専門職に今後さらに求められてくるものと思われる。また、感染症の拡大による精神科病院での受入及び対応困難は今後も生じることが懸念される。	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター 精神保健課
5 5	ひとり親家庭の自立支援	令和5年12月に国が制定した「こども未来戦略」においても、「ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題である」とし、こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進に向けた支援強化の方向性について示しており、今後も貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援をはじめ、就労支援、経済的支援、養育費確保支援についても拡充が見込まれる。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当
5 7	子ども専用・24時間子供SOS電話相談	コロナ禍による生活様式の変化や多様な学びを認めていこうとする社会的認識の変化により、相談内容の多様化が進み、対応が難しいケースが出てきている。	教育委員会事務局 総合教育センター
6 1	ホームドア等の設置支援	半導体不足の影響により、電子部品の調達が困難となり、ホームドア製品の納入遅れが生じ、JR南武線 川崎駅については令和6年度設置に変更となった。	まちづくり局 交通政策室
6 2	自殺予防に関わる民間団体等への支援	新型コロナウイルス感染症流行を背景とした相談内容の多様化	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター 精神保健課
6 3	精神科医療体制の整備	令和6年4月より、医師の働き方改革の制度が開始される中で、精神科救急医療体制を維持するためには、精神保健指定医の確保は不可欠であり、神奈川県精神科病院協会や医療機関との調整が必要となっている。	健康福祉局 総合リハビリテーション 推進センター 精神保健課

取組 番号	取組名称	取組に影響を与えた社会情勢とその影響	所管課
64	D P A T (災害派遣精神医療チーム) 体制整備事業	能登半島地震により、令和6年2月に予定していた技能維持訓練が中止となった。	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課
70	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	コロナ禍による生活様式の変化等の影響のためか、相談ニーズの高まりと相談内容の多様化・複雑化が進み、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談件数が増加した。	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課

図 1 1 第3次川崎市自殺対策総合推進計画取組項目一覧



※（ ）取組番号

図12 自殺予防のサポートにおける介入戦略ごとの分類

全体的予防介入

- | | |
|----|---|
| 重点 | <ul style="list-style-type: none"> 自殺対策に関する調査研究（健康福祉局） 自殺予防に関する普及啓発事業（健康福祉局） ゲートキーパーの養成（健康福祉局） 自殺対策に関する市職員の人材育成（健康福祉局） 学校出前講座の実施（健康福祉局） 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進（健康福祉局） |
| 基本 | <ul style="list-style-type: none"> 自殺対策に関する情報提供（健康福祉局） 産業保健分野への普及啓発（経済労働局） かわさき健康づくり21関連事業（健康福祉局） 「いのち、こころの教育」の推進（教育委員会事務局） 児童・思春期精神保健研修会の開催（健康福祉局） 教職員の資質向上（教育委員会事務局） 心のバリアフリーに向けた取組（市民文化局） 一般介護予防事業（健康福祉局） 川崎市職員メンタルヘルス対策（総務企画局） 障害を理由とする差別解消の推進（健康福祉局） |
| 関連 | <ul style="list-style-type: none"> ホームドア等の設置支援（まちづくり局） |

選択的予防介入

- | | | |
|----|--|--|
| 重点 | <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修（健康福祉局） | |
| 基本 | <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医うつ病対応力向上研修（健康福祉局） 母子保健事業における人材育成研修（こども未来局） 児童分野における精神保健等に関する包括的研修（こども未来局） 教職員向け心の健康相談支援事業（教育委員会事務局） 緩和ケア研修会の開催（病院局） 地域・職域連携推進事業（健康福祉局） 各区役所における精神保健相談（健康福祉局） 依存症への対策（健康福祉局） がん患者やその家族への支援の取組（病院局） スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置（教育委員会事務局） 市民相談の実施（市民文化局） 人権関連事業（市民文化局） 男女共同参画センターにおける総合相談（市民文化局） 外国人窓口相談（多文化共生総合相談ワンストップセンター）（市民文化局） 労働相談の実施（経済労働局） コネクションかわさき（かわさき若者サポートステーション）（経済労働局） キャリアサポートかわさき（経済労働局） 多重債務を含む消費生活相談（経済労働局） 生活困窮者への支援（健康福祉局） 生活保護制度による支援（健康福祉局） | <ul style="list-style-type: none"> 介護者への支援（健康福祉局） 介護予防・生活支援総合事業（健康福祉局） 地域見守りネットワーク事業（健康福祉局） 障害を理由とする差別解消の推進（健康福祉局） 障害者に対する相談支援事業（健康福祉局） 障害者の地域生活支援の充実（健康福祉局） 地域移行・地域定着支援事業（健康福祉局） 障害特性を踏まえた就労マッチング事業（健康福祉局） 災害時におけるこころのケア（健康福祉局） 川崎市妊娠・出産包括支援事業（こども未来局） 子どもや保護者等への相談支援（こども未来局） 子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援（こども未来局） 社会的養護の子ども自立支援（こども未来局） 困難を抱える女性への相談支援（こども未来局） ひとり親家庭の自立支援（こども未来局） 児童支援活動の推進（教育委員会事務局） 子ども専用・24時間子供SOS電話相談（教育委員会事務局） 川崎市立学校インターネット問題相談（教育委員会事務局） 人権オンブズパーソンによる相談等の実施（市民オンブズマン事務局） 自殺予防に関わる民間団体等への支援（健康福祉局） DPAT（災害派遣精神医療チーム）体制整備事業（健康福祉局） |
| 関連 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の融資相談（経済労働局） | |

個別的予防介入

- | | |
|----|---|
| 重点 | <ul style="list-style-type: none"> こころの電話相談（健康福祉局） 自殺未遂者及びその家族への支援（健康福祉局） 自死遺族へのケアと情報提供（健康福祉局） |
| 基本 | <ul style="list-style-type: none"> 各区役所における精神保健相談（健康福祉局） 社会的ひきこもり相談（健康福祉局） 心神喪失者等医療観察法への対策（健康福祉局） スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置（教育委員会事務局） 精神科医療体制の整備（健康福祉局） 自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施（健康福祉局） 児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援（こども未来局） 身近に自死を経験した市職員等の支援（総務企画局） |
| 関連 | <ul style="list-style-type: none"> 救急搬送体制の整備（消防局） |

＜全体的予防介入＞リスクの度合いを問わず全ての人を対象とし、サポートを受けることへの障壁を取り除いたり、自殺の手段に近づきにくくしたりする取組を「地域づくり」として進めるもの。

＜選択的予防介入＞地域のサポートを強化する取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めるもの。

＜個別的予防介入＞自殺の危険が迫った個人へのサポート、「個人の生活を守る取組」として進めるもの。

図13 自殺予防における3段階ごとの分類



＜プリベンション＞自殺につながりかねない要因を取り除き、自殺を予防すること。

＜インターベンション＞自殺に密接に関連する危険な行為や精神疾患を早期に発見し、適切に対処することにより自殺を予防すること。

＜ポストベンション＞自殺により遺された人のニーズに応じたケアや総合支援を行うこと。

第4章 第3次川崎市自殺対策総合推進計画の総括

1 第3次川崎市自殺対策総合推進計画の概要

第3次川崎市自殺対策総合推進計画（以下、第3次計画）は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、平成26年4月施行の「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づく計画として策定された。策定に当たっては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の概念に同調し、「かわさきノーマライゼーションプラン」をはじめ、その他関係する計画と連携を図り、本市の総合計画とも整合性を図っている。

第3次計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間であり、基本理念として、学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を掲げている。

2 第3次川崎市自殺対策総合推進計画の定量的な目標について

第3次計画では、平成29年から令和元年の厚生労働省の人口動態統計における自殺死亡率の平均14.2を基準として、令和3年から令和5年の自殺死亡率の平均を5%以上減少（13.5未満）することを目指すとしている。

本市の自殺死亡者数は平成10年の自殺死亡者急増後は減少傾向にあった。しかし、平成17年を下げ止まりとして反転し、平成21年まで上昇の傾向が見られていたが、平成22年からは減少傾向であった。

このような経過を勘案し、平成22年からの減少傾向を維持させることを目標としている。

定量的な目標の設定は、川崎市においては人口増加が続いていることを踏まえて自殺死亡率を採用し、かつ社会変化による影響のある中でも自殺死亡率の減少を維持するよう目標を設定している。なお、自殺死亡率の単年における変動が大きいため、3年平均の自殺死亡率を指標としている。

3 第3次川崎市自殺対策総合推進計画の定性的な目標について

第1次計画では、定性的な目標は定めていない「ひとりでも多くのいのちを守る」という考え方に基づき対策を進め、川崎市自殺対策評価委員会における提案を踏まえ、定性的な評価も行ってきた。

第2次計画では、定性的な目標として、「自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図る」とした。

第3次計画においても、第2次計画と同じ定性的な目標を設定し、各取組項目において自殺予防のサポートにおける介入戦略、自殺対策における介入段階を踏まえ、総合的な自殺対策の推進を図るとしている。

4 令和5年度を含む第3次川崎市自殺対策総合推進計画の達成状況と成果

第3次計画の3年間の評価に当たって、定量的な評価として第3次計画に掲げられた数値目標の達成状況、定性的な評価として第3次計画策定前との比較、第3次計画の3年間の取組、最後にそこから示された課題をまとめた。

(1) 定量的な目標の達成状況と評価

人口動態統計によると、令和5年の自殺死亡者数は222人（自殺死亡率14.4）となっている。令和5年単年でみると、前年と比較し自殺死亡者数は21人減少し、自殺死亡率においても1.4減少となった。

これまで、人口動態統計における自殺死亡者数及び自殺死亡率ともに平成21年以降は減少傾向にあったが、令和元年度以降は、小さい変動を繰り返しており、第3次計画期間である令和3年以降の人口動態統計による自殺死亡者数は、令和3年204人、令和4年243人、令和5年222人であり、自殺死亡率は、令和3年13.2、令和4年15.8、令和5年14.4となり、自殺死亡率の3年間の平均は14.5であった。

定量的目標とした人口動態統計における過去3年間（平成29（2017）年 - 令和元年（2019）年）の自殺死亡率の平均14.2を基準として、次の3年間の平均を5%以上減少（13.5未満）とすることについては、達成には至らなかった。

背景として、第3次計画期間は新型コロナウイルス感染症流行期間が大半を占め、川崎市においては、この間に、川崎市こころの健康に関する意識調査において精神的健康の悪化の状態にある市民の割合が増加したこと※¹、仕事・住まい等の相談件数が急増したこと※²、救急搬送における女性の軽度自傷が増加したことの報告※³があること等を踏まえると、新型コロナウイルス感染症流行等による社会状況の変化の影響は自殺死亡率増加の一因と考えられる。今後の自殺予防に役立てていけるよう、統計分析や事例分析等を通して検証に取り組み、同様の増加を経験した国、自治体とも情報共有していく。

《参考文献》

※1 川崎市「川崎市こころの健康に関する意識調査報告書」（2023年11月、2020年12月）

※2 竹島 正、ほか「新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行が自殺と自殺対策に与えた影響・学際的共同研究集会をもとに-」（2022年）

※3 山内貴史、ほか「Analysis of all non-fatal self-harm cases in an urban area of Japan during pre- and peri-pandemic periods of COVID-19: a population-based study COVID-19」（2023年）

(2) 定性的な目標の達成状況と評価

第2章「1 川崎市における自殺対策の経緯」に記載のとおり、平成14年の精神保健福祉センター設置を契機に、自殺対策の本格的な取組を開始した。その内容は、普及啓発を中心に事業を展開するとともに、専門機関への統計分析の委託を通して、川崎市の自殺の実態把握を進めるものであった。これらの取組は、平成26年4月に施行された「川崎市自殺対策の推進に関する条例」によって加速された。

第2次計画によって、自殺総合対策を推進する上での基本的認識及び川崎市の現状を踏まえ、7つの主要な課題を設定し、定量的な目標の達成だけではなく、「ひとりでも多くのいのちを守る」と

いう考え方にに基づき、定性的目標も加え、自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図った。加えて、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項に規定された9つの事項をもとに、各所管において行っている取組を分類・整理することができた。

第3次計画においては、定性的な目標に対する評価と改善をより進めるため、取組項目ごとに自殺予防のサポートにおける3つの介入戦略（全体的予防介入・選択的予防介入・個別的予防介入）、自殺予防における3段階（プリベンション、インターベンション、ポストベンション）を整理するとともに、各取組項目における主要指標を位置付け、3年間の計画期間を通したPDCAサイクルの実践により自殺対策を推進した。

自殺対策においては、自殺に関連する要因が複雑であり、各分野での相談機関だけでなく地域での支えあい等も含めた総合的な対策の推進が必要である。第3次計画期間において、総合リハビリテーション推進センターを中心に庁内各局及び庁外の関係機関・団体による取組を継続的に実施しており、新型コロナウイルス感染症の流行により各機関の取組が中止や変更を余儀なくされる等、取組への影響が生じたが、感染症対策や取組手法の工夫等により、可能な範囲で取組は継続され、全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入の3つの介入段階に対応した自殺対策の取組を実施し、総合的な自殺対策の推進が図られたと言える。

また、「川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議」（庁内体制）に加え、地域における連携促進を目的とした川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議及び、自殺対策（事業、施策）の評価を行う川崎市自殺対策評価委員会の3つの会議体の運営、連携により、総合的な自殺対策を推進した。今後も感染症の世界的流行等の社会全体に大きな影響を及ぼす事態は起こりうるため、従来からリスクを抱えている方にとって社会的サポートが届きにくい状況にならないよう備えていく必要がある。

（３） 第3次川崎市自殺対策総合推進計画における3年間の取組に対しての成果と課題

第3次川崎市自殺対策総合推進計画に挙げられた7つの主要な課題について成果と課題をまとめた。

主要な課題
1. 自殺の危険度の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実
主要な課題を踏まえた重点的な取組
・【取組66】自殺未遂者及びその家族への支援 ・【取組67】自死遺族へのケアと情報提供
成果
・川崎市中部地区(中原区・高津区・宮前区)において、モデル事業を踏まえ、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業を開始し、三次救急医療機関との連携体制を構築するとともに、対象者やその家族に対するフォローアップ(定期的な面接・訪問・電話による支援及びサービス利用調整等)を実施した。 ・川崎市北部地区(多摩区・麻生区)における、三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者等の状況や支援ニーズを把握し、対象者を支援するための地域連携体制の構築に向けた調査・分析を実施した。
課題
・自死遺族支援については、遺族同士による分かち合いの場面の充実と個別性に配慮したきめ細やかな支援が必要なことから、これまでの取組を振り返るとともに、遺族等の自助グループの育成を図り、その声とニーズを踏まえた総合的な支援を行っていくことが必要である。

主要な課題
2. ライフステージ別の対策の必要性
主要な課題を踏まえた重点的な取組
・【取組6】「いのち、こころの教育」の推進 ・【取組10】学校出前講座の実施 ・【取組21】地域・職域連携推進事業
成果
・若年層への自殺対策の取組として、児童生徒の援助希求の態度の促進を目的に、「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」を推進し、自分自身の心を見つめ、「こころの痛み」について考えることの大切さや、SOSの出し方・受け止め方についての理解を深めることができた。 ・働く人の心身の健康づくりを目的に、関係機関と連携し、企業の健康保険担当者向け研修会の開催や、労働関係広報誌を活用し、相談先を含めた情報発信を行った。
課題
・市立学校において、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施している学校出前講座について、サインを発した児童や支え手となる学校職員、保護者への支援等、関係機関が連携した取組が求められることから、教育委員会事務局と連携し、SOSの出し方・受け止め方教育の内容を踏まえた取組を進めていく必要がある。また状況に応じ、思春期精神保健相談との連携も必要である。

主要な課題
3. 地域の実態に応じた自殺対策の推進
主要な課題を踏まえた重点的な取組
・【取組1】自殺対策に関する調査研究 ・【取組2】自殺対策に関する情報提供 ・【取組30】自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進
成果
・川崎市における自殺の実態把握のため、厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計を用いた分析を行い、行政区別の自殺死亡率の推移についても把握し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書」において公表した。 ・「川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議」において、構成委員の自殺対策の取組を知ることによって、各構成委員が所属での取組との具体的な連携について検討することができた。
課題
・令和4年1月に警察庁自殺統計における「自殺統計原票」の内容が改定されたことから、改定の内容を踏まえた統計分析を検討していく必要がある。また統計分析だけでなく、自殺の原因・背景、自殺に至る経過、自殺前の心身の状態等を多角的に把握するため、個別事例の調査に向けた検討が求められている。

主要な課題
4. 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり
主要な課題を踏まえた重点的な取組
・【取組20】心のバリアフリーに向けた取組 ・【取組44】障害を理由とする差別解消の推進
成果
・心のバリアフリーの理念浸透に向けた市民向けのイベントの開催や、庁内における職員向け研修の開催等、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進した。 ・障害を理由とする差別解消の推進として、障害者差別解消法の庁内及び市民・事業者に向けた普及啓発、障害者差別解消支援地域協議会の開催により、「自立と共生の地域社会づくり」を推進した。
課題
・新型コロナウイルス感染症の影響等により心のケアの更なる充実が求められる中、平時から心の健康への対策が必要になっており、地域の中でメンタルヘルスの問題を抱える方に対して、相談対応の強化を図るとともに、住民同士による支援や専門家への相談につなげる取組が求められている。

主要な課題
5. 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成
主要な課題を踏まえた重点的な取組
・【取組7】ゲートキーパーの養成 ・【取組24】社会的ひきこもり相談 ・【取組45】障害者に対する相談支援事業
成果
・精神保健福祉センターが総合リハビリテーション推進センターに統合再編され、ひきこもり対策や障害者相談支援センターのネットワーク構築等が推進されたことにより、広く支援者・組織間の連携強化が進んだ。 ・ゲートキーパー養成研修について、様々な研修や講演と併せて実施することにより、実施機会の確保を進めることができた。また、オンラインでの実施や、受講者の都合に合わせて視聴できるオンデマンド形式での開催も一部試行しており、多様な研修実施手法を確保した。
課題
・ゲートキーパー養成について、多様な支援者への浸透を図るとともに、養成後の活動状況や必要とされるフォローアップが十分に確保されているか把握できていない面があることから、ゲートキーパーの役割が適切に果たしているか可能な範囲で把握し、効果的なフォローアップの手法について検討していく必要がある。

主要な課題
6. 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少
主要な課題を踏まえた重点的な取組
・【取組3】自殺予防に関する普及啓発事業 ・【取組10】学校出前講座の実施
成果
・自殺予防週間及び自殺対策強化月間を中心とした自殺対策やメンタルヘルスに関する普及啓発に加え、メンタルヘルスに関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的とした「世界メンタルヘルスデー」にも普及啓発事業を実施した。 ・学校におけるこころの健康の啓発の推進として、「学校出前講座」を実施した。教職員等に対し、学校以外の相談先の提示を行うとともに、具体的な事例に関する相談等にも対応した。
課題
・新型コロナウイルス感染症の影響により、従来実施していた対面型の普及啓発が難しくなった一方、オンラインの活用等、手法を工夫した普及啓発も展開されており、今後より一層効果的な普及啓発について検討が必要。

主要な課題
7. 地域精神医療体制の確保
主要な課題を踏まえた重点的な取組
・【取組11】 かかりつけ医うつ病対応力向上研修 ・【取組49】 災害時におけるこころのケア ・【取組63】 精神科医療体制の整備
成果
・「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」として、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、カリキュラム検討を行い、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介・連携がなされるよう研修を実施した。 ・令和2年5月から運用開始された「精神科コロナ医療提供体制」において、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、精神症状のある新型コロナウイルス感染症罹患患者に対し、精神科病院の受け入れや対応が困難な場合に、「精神科コロナ重点医療機関」における医療提供支援を実施した。
課題
・精神疾患の患者数増加等を踏まえ、本市内の精神科医療機関と、地域精神医療体制の現状や課題を共有する場を設定することにより、連携支援のネットワークを構築し、精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、その病状の変化に応じた多様なサービスを身近な地域で切れ目なく受けられる体制の整備が求められている。

（４） 新型コロナウイルス感染症による取組への影響まとめ

第3章でも記載をしたところであるが、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに毎年度発行している本報告書において、令和3年度以降継続して、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響」について、集約を行ってきた。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に5類感染症に移行し、感染症対策は、個人や事業者の判断による自主的な取組が基本となるとともに、医療体制においても幅広い医療機関による通常の対応に移行した。しかし、今後、再び新興感染症の流行が起こる場合もあり得るため、その際に自殺対策の取組が円滑に実施できるよう、各取組所管課に新型コロナウイルス感染症流行下における取組状況や工夫点等、再び新興感染症の流行が発生した際の各取組項目の留意事項について、改めて集約した。その結果、新型コロナウイルス感染症の流行の経験を通して、「①オンラインの活用」、「②迅速かつ的確な情報共有と普及啓発等の情報発信」、「③相談支援活動の維持」といった特徴が自殺対策の取組に活用されたことが挙げられた。

「①オンラインの活用」については、新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着きを見せ、5類感染症に移行した現在であっても、定着した取組にも多く記載された事項であった。「②迅速かつ的確な情報共有と普及啓発等の情報発信の工夫」については、庁内関係各課や庁外関係機関との迅速かつ的確な情報共有の必要性や、普及啓発等の情報発信においてデジタルを活用する等の手法の工夫について挙げられた。「③相談支援活動の維持」については、新型コロナウイルス感染症流行下に見受けられた相談内容の多様化等の特徴が示され、相談支援活動を継続実施していくことが重要であること、人員等の体制の確保も念頭に置く必要があることが挙げられた。

上記①～③のいずれにおいても、新型コロナウイルス感染症を背景とした社会変容に対応するため、オンラインをはじめとするデジタルの活用が見られる等、DXの推進を背景に自殺対策の取組が行われた。その一方で、サービス等の提供を受ける市民、取組を推進する職員等のデジタルスキルやデジタルリテラシーの差を感じていることも少なくなく、平時からのデジタルスキルやデジタルリテラシーの向上に向けた取組の必要性も窺えた。

表7 川崎市自殺対策総合推進計画に位置付ける取組への新型コロナウイルス感染症の影響まとめ

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が起きた場合に留意しておくべきこと	所管課
		影響の有無	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業				
1	自殺対策に関する調査研究	なし	—	—	—	—	自殺の状況に感染症や災害等の影響がみられる場合、その背景にある事象も考慮した調査研究等の検討	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
2	自殺対策に関する情報提供	なし	—	—	—	—	感染症のみならず災害等の影響や被害を把握したうえで、影響や被害の期間等に応じた発信する情報の内容の精査	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課
3	自殺予防に関する普及啓発事業	あり	- 街頭キャンペーン（中止） - 映画上映前広告（中止） - 市民向け講演会「こころの健康セミナー」（開催方法の変更）	- 市内協力機関等でのライトアップの実施 - 市内金融機関等での普及啓発物の配布 - 新型コロナウイルス感染症によるストレス対処に関するチラシの作成等	- 身体的接触をとめない普及啓発の実施 - 市内における広範なネットワークを有する関係機関との協力的体制に基づいた普及啓発の実施	- 市内協力機関等でのライトアップの実施 - 市内金融機関等での普及啓発物の配布	- 感染症のみならず災害等の影響や被害を把握したうえで、影響や被害の期間等に応じた発信する情報の内容の精査 - 普及啓発の実施において、感染症の特徵も踏まえた発信する場合や機会の精査	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
4	産業保健分野への普及啓発	なし	—	—	—	—	精査	経済労働局 労働雇用部

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
5	かわさき健康づくり 21関連事業	あり	・地域での市民の自主的な活動が中止や縮小されたことにより、地域での活動団体への健康教育の機会が減少した	—	・新たな生活様式を踏まえ、感染予防対策を講じながら、自宅でできる体操や運動の啓発等の健康教育を実施した ・ホームページや庁内広報モニターを活用した広報を積極的に実施	—	対面だけの普及啓発だけではなく、広報媒体の工夫やオンライン等を活用し、効果的な普及啓発を実施する必要がある	健康福祉局 健康増進担当
6	「いのち、こころの 教育」の推進	あり	・キャリア在り方生き方教育担当者研修会、訪問研修（開催方法の変更） ・研修の中止（夢見ヶ崎動物公園）（令和2・3年度）	・SOSの出し方・受け止め方教育の実施 ・効果測定への希死念慮をはかる新規項目の追加 ・アニメマモールでの新規研修（令和4年度から）	・教職員への理解啓発の取組を継続できるよう、研修やプログラムの新たな実施手法を検討した ・研修内容の見直しに伴い、変更したことで、参加人数が増えた	・オンラインを活用した研修の開催 ・新効果測定アンケート ・「SOSの出し方・受け止め方教育」の実施 ・双方向型オンラインでの研修の増加	・従来の手法に捉われず、GIGA端末を活用した効果的な研修の手法について検討していく必要がある ・心のケアの必要性をふまえ、様々な手法でアプローチする必要がある。 ・感染状況を鑑み、従来の手法に捉われず、中止とせずオンラインで効果的に実施する必要がある ・研修に応じて、オンラインでの実施を検討する必要がある	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
7	ゲートキーパーの養成	あり	研修の一部中止や定員の 変更、研修実施手法の変 更	・感染症予防に沿った研 修実施手法や内容の変更 ・オンラインを活用した 研修の実施	オンラインを活用した研 修の実施	オンラインを活用した研 修の実施	・集合形式での研修が実 施できない場合における オンラインの活用 ・オンラインを活用した 場合であっても研修目的 達成や研修効果の減少防 止に向けた研修内容の検 討	健康福祉局 総合リハビリテーシ ョン推進センター
8	保健福祉医療関係に おける自殺対策人材 育成研修	あり	研修の一部中止や定員の 変更、研修実施手法の変 更	・感染症予防に沿った研 修実施手法や内容の変更 ・オンラインを活用した 研修の実施	オンラインを活用した研 修の実施	オンラインを活用した研 修の実施	・集合形式での研修が実 施できない場合における オンラインの活用 ・オンラインを活用した 場合であっても研修目的 達成や研修効果の減少防 止に向けた研修内容の検 討	健康福祉局 総合リハビリテーシ ョン推進センター
9	自殺対策に関連する 市職員の人材育成	あり	研修の一部中止や定員の 変更、研修実施手法の変 更	・感染症予防に沿った研 修実施手法や内容の変更 ・E-learning を活用した研修の実施検 討や、オンラインを活用 した研修の実施	E-learningを 活用した研修の実施検討 や、オンラインを活用し た研修の実施	オンラインを活用した研 修の実施	・集合形式での研修が実 施できない場合における オンラインの活用 ・オンラインを活用した 場合であっても研修目的 達成や研修効果の減少防 止に向けた研修内容の検 討	健康福祉局 総合リハビリテーシ ョン推進センター
10	学校出前講座の実施	あり	出前講座の一部中止	—	一部の学校による開催に おいて、GIGA端末を 活用した研修を実施でき た。	—	教育現場におけるハー ド・ソフト面双方の変化 も把握したうえでの、研 修実施の検討	健康福祉局 総合リハビリテーシ ョン推進センター

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が起きた場合に留意しておくべきこと	所管課
		影響の有無	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業				
1 1	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	あり	かかりつけ医うつ病対応力向上研修（中止、定員の縮小）	オンラインを活用した研修実施の検討	オンラインを活用した研修実施の検討	－	オンラインを活用した研修の実施については、付与する産業医指定研修における要件等の関係で、実際の実施に向けては難しい面が現状あるが、認定要件等の情報収集を進め、実現可能性について、検討をしておく必要がある	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
1 2	児童・思春期精神保健研修会等の開催	なし	－	－	－	－	－	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
1 3	母子保健事業における人材育成研修	なし	－	－	ハイブリットでの実施を可能とした	アルコール消毒や換気、マスク装着等の感染予防の継続	感染した場合に重症化しやすい妊産婦や乳幼児を対象とする業務に従事していることから、感染の発生状況や動向を見ながら対面、オンラインの併用、延期等柔軟な対応を検討する	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
1 4	児童分野における精神保健等に関する包括的研修	あり	精神保健・自殺予防に関する包括的研修	－	・受講人数を制限する等の感染症対策を行った上で実施した ・一部の研修については、オンラインでの参加も可能なハイブリッド型研修として実施した	－	受講人数の制限等の感染症対策を行うとともに、必要に応じて中止・延期する等、事業実施による集団感染が発生しないよう留意する	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が起きた場合に留意しておくべきこと	所管課
		影響の有無	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業				
15	教職員の資質向上	なし	—	—	—	—	感染状況を鑑み、従来の手法に捉われず、中止とせずオンラインで効果的に実施する必要がある	教育委員会事務局 総合教育センター 教育政策室
16	教職員向け心の健康相談支援事業	なし	—	—	—	—	—	教育委員会事務局 健康教育課
17	緩和ケア研修会の開催	あり	【川崎病院】 令和3年度「緩和ケア研修会（ELNEC-J：看護師向け）」は新型コロナウイルスへの感染防止のため中止した 【井田病院】 ・まん延防止等重点措置の適用により、研修会日程を延期 ・研修受講者を院内関係者のみに変更	【井田病院】 会場開催とオンライン開催を組み合わせた研修を開催	【井田病院】 研修を継続して開催できるよう、新たな開催手法を検討した	—	【川崎病院及び井田病院】 感染状況を鑑み、感染症拡大を防止するためオンラインでの実施を検討する必要がある	病院局 経営企画室
18	学校出前講座の実施（再掲）	あり	出前講座の一部中止	—	一部の学校による開催において、GIGA端末を活用した研修を実施できた	—	教育現場におけるハード・ソフト面双方の変化も把握したうえで、研修実施の検討	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
19	こころの電話相談	あり	—	回線を増設し、土日祝、年末年始の開設を行った	—	新型コロナウイルス感染症関連の相談件数の把握	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
20	心のバリアフリーに 向けた取組	なし	—	—	—	—	感染状況を鑑み、従来の 普及啓発の手法に捉われ ず市民の生活様式や新た な広報媒体等を広く把握 し、効果的な普及啓発を 実施する必要がある	市民文化局 バラムーブメント推 進担当
21	地域・職域連携推進 事業	あり	・職場の安全・安心セミ ナー（オンラインの導入・ 定員の縮小） ・全国健康保険協会神奈 川支部・健康保険委員研 修（オンライン開催） ・全国労働衛生週間川崎 地区大会における広報等 （中止）	—	・広報等の事業実施機会の 喪失の可能性があった が、オンラインを活用す ることにより、事業機会の 確保ができた ・全国健康保険協会神奈 川支部健康保険委員研修 は動画をYouTube に限定公開し、参加者は 研修期間中に自由に視聴 できるオンデマンド方式 に変更した	・一部研修において、日 時や場所にとらわれない オンデマンド開催が好評 であり、今後もオンデマ ンド方式で開催予定	職場環境の変化を把握し たうえでの、研修実施内 容や手法の検討	健康福祉局 総合リハビリテーシ ョン推進センター 健康増進担当
22	各区役所における精 神保健相談	あり	予定していた集合形式の 講演会等が中止となった	講演会等は、一部You Tube配信等の手法を 導入し、普及啓発の取組 を実施した	講演会の開催や、地域の 社会資源の紹介動画等、 一部YouTube配信 等の手法を導入し、普及 啓発の取組を実施した	YouTube等の媒体 の活用は、コロナ流行後 以降も広報の手法の一つ として定着しつつある	感染症まん延下において も、市民のこころの健康 についての普及啓発の機 会を継続できるよう、集 合形式に捉われない手法 を活用する	健康福祉局 精神保健課
23	依存症への対策	あり	家族セミナー（中止） 川崎アディクシオンフ ォラム（中止）	—	フォーラムは中止となっ たが、市内回復施設や自 助グループの活動を案内 する冊子を作成した	—	普及啓発や研修等にオン ラインの活用を検討する	健康福祉局 総合リハビリテーシ ョン推進センター 精神保健課

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が起きた場合に留意しておくべきこと	所管課
		影響の有無	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業				
24	社会的ひきこもり相談	あり	市民講演会や従事者研修会の中止。	—	—	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
25	心身喪失者等医療観察法への対策	あり	運営連絡協議会については書面開催とされた年があった	感染症まん延時には書面による会議に変更した	密となることをさけるため、書面による意見集約・共有を実施した	—	必要事項の確認のため、様々な手段をもった情報共有や意見交換の場の設定を想定しておく必要がある	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課
26	一般介護予防事業	あり	住民主体による要支援者等支援事業（通いの場の活動の中止を委託団体へ依頼）	—	委託団体が「通いの場」の参加者への定期的な架電による見守り支援をしたり、専門機関・専門職等に繋がったりした工夫を支援するため、架電回数や専門機関に繋がった回数に応じて委託料を支出した	架電による見守り支援と専門機関・専門職に繋がる支援を継続	・各委託団体へヒアリング等を実施し、運営状況や感染症のまん延が起きた場合の課題を把握しておく必要がある ・委託団体への感染症まん延防止対策等の早急な情報提供と対策実施について情報共有を図る必要がある	健康福祉局 地域包括ケア推進室
26	一般介護予防事業	あり	いこい元気広場事業（一部教室にて教室の定員人数等の制限）	—	多くの市民に参加いただけるよう、また定期的な運動を妨げないよう、参加者を2グループに分け隔週の実施とした	—	・密を避けての実施を可能とするために、各教室の定員を減らし隔週開催とする等の工夫が必要である ・参加者が高齢者であることを鑑み、マスク着用や体調確認等の徹底した対策も行う必要がある	健康福祉局 健康増進担当

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
27	がん患者やその家族 への支援の取組	あり	【川崎病院】 がん患者サロンは令和3 年4月まで開催中止。令 和3年5月よりオンライ ンで再開、令和5年1月 よりオンライン＋対面併 用開催へ変更した。感染 症5類に変更後、令和5 年9月より対面開催へ変 更した。 【井田病院】 対面開催の中止	【井田病院】 ・ピンクリボンサークル のオンライン意見交換会 を開始 ・がん相談支援センター 通信の発行開始 ・オンラインがんサロンの 開始 ・他院のオンラインがん サロンの紹介	【井田病院】 オンラインを通じて、対 面以外の方法による情報 交換の場の形成を検討し た	【井田病院】 ・がん相談支援センター 通信の配布 ・オンラインがんサロンの 実施	【川崎病院及び井田病 院】 感染状況を鑑み、感染症 拡大を防止するためオン ラインでの実施を検討す る必要がある	病院局 経営企画室
28	スクールカウンセラ ー及びスクールソー シヤルワーカーの配 置	あり	—	・国のコロナ対策の補正 予算を活用し、児童生徒 の心のケアを担当するス クールカウンセラー及び 学校巡回カウンセラーに 対して専門的な指導・助 言をするスクールカウンセ ラー・スーパーバイザ ーを拡充	—	—	コロナ禍は児童生徒の心 に大きな影響を与えるた め、感染拡大に気を付け ながら、できる限り相談 体制を維持する。	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課
29	川崎市職員メンタル ヘルス対策	なし	—	—	—	—	—	総務企画局 労務厚生課

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
30	自殺予防に関わる機 関、民間団体等によ る連携促進	あり	・川崎市自殺対策総合推 進計画・地域連携会議(会 議開催方法の変更；オン ラインの導入) ・かながわ自殺対策会議 (会議開催方法の変更； オンラインや書面開催の 導入) ・九都県市自殺対策キャ ンペーン連絡調整会議 (会議開催方法の変更； オンラインや書面開催の 導入)	—	—	—	—	健康福祉局 総合リハビリテーシ ョン推進センター 精神保健課
31	市民相談の実施	あり	特別相談(中止：令和2 年4月～7月)	新型コロナウイルス特設 相談会(臨時実施：令和 3年11月～令和4年3 月)	特別相談において、接触 を避けるため先着順対面 相談から予約制電話相談 へ移行(令和4年12月 より対面相談再開、予約 制は引き続き継続)	・特別相談において先着 順から予約制による相談 実施 ・弁護士相談、宅地建物 相談及び行政書士の相 談・遺言・成年後見相談 におけるオンライン導入	・他の相談担当部署と連 携して、統一した対応が 取れるよう、日頃から関 係を保っておく必要があ る ・感染症のまん延により 相談事業の重要度が増す ことを意識し、できるだ け相談事業の中止を避 け、どのように継続実施 していくかという方向で 検討する必要がある	市民文化局 市民活動推進課

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が起きた場合に留意しておくべきこと	所管課
		影響の有無	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業				
32	人権関連事業	あり	川崎市人権啓発上映会&トークショー「ビープルデザインシネマ」(開催方法の変更)	—	普及啓発の取組を継続できよう、事業の新たな実施手法を検討した	川崎市人権啓発上映会&トークショー「ビープルデザインシネマ」の会場・オンラインによるハイブリッド開催	感染状況を鑑み、従来の普及啓発の手法に捉われず市民の生活様式や新たな広報媒体等を広く把握し、効果的な普及啓発を実施する必要がある	市民文化局 人権・男女共同参画室
33	男女共同参画センターにおける総合相談	あり	・面接相談(開催中止:令和2年4月16日~令和2年6月4日) ・法律相談(相談方法の変更:令和2年4月16日以降の相談方法として、対面以外に「電話」を追加した)	—	法律相談の相談方法として、対面以外に「電話」を追加した	法律相談の相談方法に「電話」の追加	対面での相談が難しくなった場合は、相談者の置かれていた状況を十分把握した上で、対面以外に相談を継続できる手法を検討する必要がある	市民文化局 人権・男女共同参画室
34	外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)	あり	—	窓口への消毒液、パーティション、検温器の設置	パーティション等を設置することで、利用者の不安軽減を図った	オンライン相談	感染状況を鑑み、感染症対策を適宜実施する	市民文化局 多文化共生推進課
35	労働相談の実施	あり	・街頭労働相談(中止) ・対面労働相談(中止)	オンライン相談	直接相談窓口に行かなくても相談できるようオンライン相談を開始するとともに、対面相談の再開時には、予約制とした	オンライン相談	従来の手法に捉われず市民の生活様式を広く把握し、効果的な相談体制を構築する必要がある	経済労働局 労働雇用部
36	コネクションズかわさき(かわさき若者サポーターセッション)	あり	職業人セミナーにおいて、コロナ対策に考慮し、資料配布にて実施(2回)	令和2年度より、オンライン相談を開始	感染症拡大防止に配慮しつつ登録者への支援を行えるよう、オンラインによる相談体制を導入した	令和2年度より、オンライン相談を開始	感染状況を考慮し、感染拡大の防止と就労支援の推進について双方の均衡を図りながら適宜対応する	経済労働局 労働雇用部

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
37	キャリアサポートかわさき	あり	ハローワーク雇用保険受給者説明会中止に伴う広報機会の喪失	- 求人開拓体制強化を令和2年度から実施（令和5年度を以って終了） - 事業サイトに相談申込フォームを開設 - オンライン相談を令和3年3月から開始 - WEB広告（リスティング広告等）の実施	コロナ禍でも相談体制が継続できるようオンライン相談を導入した	- 事業サイトに相談申込フォームを開設 - オンライン相談を令和3年3月から開始 - WEB広告（リスティング広告等）の実施	感染症が労働市場に与える影響を注視し、適宜必要な対策を行う	経済労働局 労働雇用部
38	多重債務を含む消費生活相談	なし	—	—	—	—	—	経済労働局 消費者行政センター
39	生活困窮者への支援	あり	—	新たな広報の手段として だいたいJOBセンターのX （旧：Twitter） を開始し、相談方法の拡 充のためオンライン相談 にも対応した	生活困窮者自立支援金の 創設、住居確保給付金の 特例の再支給や社会福祉 協議会の特例貸付の延長 等生活困窮者に対する各 種制度の新設や改正が相 次ぎ、申請に必要な情報 を集約して端的に発信す ることを工夫した	X（旧：Twitter） により広報やオンライン 相談は新型コロナウイルス 感染症が5類感染症移行 後も、取組を継続して いる	—	健康福祉局 生活保護・自立支援 室

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
40	生活保護制度による 支援	あり	学習支援・居場所づくり 事業	保護決定等体制強化事業	- 生活保護の相談件数の増加が見込まれたため、面接相談の会計年度任用職員を4名雇用し、希望する福祉事務所に配置した - 学習支援・居場所づくり事業について、臨時休業期間も居場所として3か所で実施を継続した - 学習支援・居場所づくり事業について、教材配布や電話・電子メールでのやり取り等により家庭における学習支援を実施する等、事業継続に努めた	－	- 社会情勢不安から、生活保護の相談件数の増加が見込まれるため、同様に面接相談体制を強化する必要がある - 感染症対策、安全確保を優先しつつも、継続的な支援を実施する - 特にリスクの高い子どもについては、平時から状況把握を行い、感染症のまん延が起きた場合でも支援が途切れないよう留意する	健康福祉局 生活保護・自立支援室
41	介護者への支援	なし	－	－	－	－	－	健康福祉局 地域包括ケア推進室
42	介護予防・生活支援 総合事業	なし	－	－	－	－	－	健康福祉局 地域包括ケア推進室 介護保険課
43	地域見守りネットワ ーク事業	なし	－	－	－	－	－	健康福祉局 高齢者在宅サービス課 地域包括ケア推進室
44	障害を理由とする差 別解消の推進	なし	－	－	－	－	－	健康福祉局 障害計画課

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
45	障害者に対する相談 支援事業	あり	・新型コロナウイルス感 染防止のため、障害のあ る人や家族からの相談に 対して、訪問や面談を行 うことができず、対応が 遅れたり、電話等での対 応をしたりせざるを得な い状況となった ・対面での会議、研修等、 大人数が集まることがで きず、意見交換や交流を 目的とした集まりが開催 できなくなった	－	障害者相談支援センター 等合同連絡会や研修等は 一部オンラインでの開催 に変更した	関係機関が集まる会議等 については、対面とオン ラインによるハイブリッ ド開催やオンラインのみ 開催が定着した	・対面による支援（訪問 等）だけではなく、電話・ 手紙・ファックス・メー ルを活用する等、相談支 援を継続するための工夫 が必要 ・デジタル環境の整備や 相談員のデジタルスキル の向上が必要	健康福祉局 地域包括ケア推進室
46	障害者の地域生活支 援の充実	あり	集団指導、実地指導等(感 染拡大防止に係る国から の指導により実施方法の 変更等を行った)	・検査キット、手袋・ア ルコール等の衛生用品の 配布 ・サービスクラス継続に係る支 援補助金 ・コロナ感染症によるか かりまし経費等の補助金 ・感染による人員不足に 対する従業員確保の取組	・コロナ等の感染症のほ かに、悪天候、災害等の市 が把握した情報につい て、迅速に事業所へ情報 発信を行った	・コロナ等感染症のほ かに、悪天候、災害等の市 が把握した情報につい て、迅速に事業所へ情報 発信を行う事 ・事業所での感染予防取 組に係る指導	「感染症予防計画」等に 基づく対応及び関係部署 との連携を行う	健康福祉局 障害計画課
47	地域移行・地域定着 支援事業	あり	精神科病院に訪問して行 う地域移行支援について は院内の感染状況により 断続的に面会等の支援が 中止・延期することがあ った	部会やワーキングでの取 組、研修の開催等につい てはオンラインの手法を 活用しながら実施した	部会やワーキングでの取 組、研修の開催等につい てはオンラインの手法を 活用しながら実施し、事 業の継続性を確保した	オンラインの手法を活用 しつつ、事業の特性から 対面での活動や支援が有 効なことから、徐々に従 来の形式に戻していく取 組が多く見られた	取組にあたり精神科病院 及び相談支援機関との密 な情報交換及び連携を行 い、感染症まん延下にお いても実施可能な取組を 継続していくこと	健康福祉局 総合リハビリテーシ ョン推進センター 精神保健課

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
48	障害特性を踏まえた 就労マッチング事業	あり	—	ネットワーク会議を対面 とオンラインのハイブリ ッドにより開催	感染拡大を防ぐため、オ ンラインでもネットワー ク会議に参加できるよう にした	ネットワーク会議のハイ ブリッド開催	障害福祉サービス事業所 の支援員は重症化リスク の高い障害者と日々接す ることから、感染拡大の 防止に向けて、柔軟な会 議の運営手法等を引き続 き、実施していく	健康福祉局 障害者社会参加・ 就労支援課
49	災害時におけるここ ろのケア	あり	研修のオンライン開催及 び研修日程の縮小	精神科コロナ医療提供体 制による支援	神奈川県により、「精神科 コロナ医療提供体制」が 令和2年5月から構築・ 運用開始され、精神症状 のあるコロナ陽性者に対 し、精神科病院の受け入 れや対応が困難な場合に 「精神科コロナ重点医療 機関」における医療提供 を実施した。本市におい ても、神奈川県、横浜市、 相模原市と協働し、必要 な方への医療提供支援を 行った。	新型コロナウイルス感染 症が5類感染症に移行し たことに伴い、精神科コ ロナ医療提供体制は令和 5年9月末をもって終了 となり、新たな感染拡大 に備えた体制に移行した	感染症の拡大による精神 科病院での受入及び対応 困難は今後も生じること が懸念されるため、既存 の体制が十分に活用され るよう近隣自治体と連携 を図る	健康福祉局 総合リハビリテーシ ョン推進センター 精神保健課

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が起きた場合に留意しておくべきこと	所管課
		影響の有無	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業				
50	川崎市妊娠・出産包 括支援事業	あり	・感染状況や対象者の家庭の状況を見ながら、産後ケア事業は柔軟に対応した ・両親学級では、教室の開催時間を短縮や妊婦ジヤケット等を共有する機会を減らす等とした	なし	ハイブリットでの実施を可能とした	アルコール消毒や換気、マスク装着等の感染予防を継続している	感染した場合に重症化しやすい妊産婦や乳幼児を対象とする業務に従事していることから、感染の発生状況や動向を見ながら柔軟な対応を行うが、医療機関での産後ケアについては要検討課題となっている	こども未来局 児童家庭支援・虐待 対策室母子保健担当
51	子どもや保護者等への相談支援	なし	—	—	—	—	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待 対策室事業調整担当
52	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援	なし	—	—	—	—	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待 対策室事業調整担当
53	社会的養護の子ども の自立支援	あり	職場見学・就労体験先の新規開拓に影響が出た（企業側が受入を制限したため）	施設内感染対策のため、入所中の児童との面談を実施できないケースや従来対面で実施していた個別研修をリモート対応する等、制限のかかる場面が多かったが、その間も電話やメール等で支援対象者への連絡をこまめに行う等丁寧に対応した	・個別研修をリモートで対応した ・面談を電話やメールを利用して行った	非対面での面談	就労先の新規開拓において支障が出ることを考えられる	こども未来局 児童家庭支援・虐待 対策室児童福祉担当
54	困難を抱える女性への相談支援	なし	—	—	—	—	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待 対策室事業調整担当

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
55	ひとり親家庭の自立 支援	あり	—	令和2～4年度に、新型コロナウイルスの影響を特に受けるひとり親世帯に対し、特別給付金の支給を行った	—	—	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待 対策室家庭支援担当
56	児童支援活動の推進	あり	支援教育コーディネーター向けの研修（開催方法の変更）	—	支援教育コーディネーター向け研修の一部オンラインを活用して実施した	—	—	教育委員会事務局 指導課 支援教育課
57	子ども専用・24時間 子供SOS電話相談	なし	—	—	—	—	コロナ禍は児童生徒の心に大きな影響を与えるため、感染拡大に気を付けながら、できる限り相談体制を維持する	教育委員会事務局 総合教育センター
58	川崎市立学校インターネット問題相談	なし	—	—	—	—	—	教育委員会事務局 総合教育センター
59	人権オンブズパーソンによる相談等の実施	あり	「人権オンブズパーソン子ども教室」の一部中止	—	—	—	従来の普及啓発の手法に捉われず市民の生活様式や新たな広報媒体等を広く把握し、効果的な普及啓発を実施する必要がある	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が起きた場合に留意しておくべきこと	所管課
		影響の有無	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業				
60	中小企業の融資相談	あり	—	・セーフティネット保証制度における「新型コロナウイルス感染症」関連での認定の実施 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証	相談数や申請数が急激に増加したため、応援職員の派遣や会計年度任用職員の任用等により、受付体制を整備した	・認定の運用緩和措置（窓口で必要となる書類の緩和） ・金融機関による代理申請の案内	中小企業者や金融機関に対する迅速でわかりやすい案内	経済労働局 金融課
61	ホームドア等の設置支援	あり	新型コロナウイルス感染症により、海外における半導体の生産に影響が出たことで、半導体不足となり、ホームドア製品の納入遅れが生じた	—	鉄道事業者と協議・調整を行い、スケジュールについて見直しを図った	—	半導体等の生産体制に影響がでる恐れがあることから、鉄道事業者と情報交換等を密に行い、状況を注視する必要がある	まちづくり局 交通政策室
62	自殺予防に関わる民間団体等の支援	あり	川崎いのちの電話新規電話相談ボランティア認定のための研修について、公開講座の実施等を含む対面で行うものであり、令和3年度には実施困難から新たな相談ボランティアの養成は困難な状況であった	・令和4年度以降においては順次相談ボランティア養成研修を再開した ・相談員募集に関連する公開講座については、オンラインと会場の併用による開催手法等を取り入れ実施した	緊急事態宣言下においても、いのちの電話が求められる役割を果たすため、感染症対策を十分に行いつつ電話相談を継続した	公開講座における、オンラインと会場の併用による開催手法の活用	感染症まん延下においても、相談事業を継続できる体制を確保できるように留意しておく必要がある	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が起きた場合に留意しておくべきこと	所管課
		影響の有無	変更や中止となった事業	新規や臨時的に実施した事業				
63	精神科医療体制の整備	あり	感染対策をして事業継続	受入医療機関が限られる中で、精神科コロナ医療体制を整備し、新型コロナウイルス陽性者の受入れを行った	- 措置診察実施の判断を行うための調査を対面から電話に切り替えた - 防護服の着用等感染防止対策を実施した上で、事業を継続した	感染対策に関する知見を蓄積し、対応方法等について取りまとめた	日頃から受入医療機関の情報（クラスター発生状況等）を4県市で共有し、緊急時には迅速で適切な医療を提供できるように体制の整備を行う必要がある	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課
64	DPA T（災害派遣精神医療チーム）体制整備事業	あり	- 内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練について、大規模の派遣訓練から、オンラインでの机上訓練へと訓練内容の変更を実施した - 県内DPA T訓練についても講義はリモートで実施した	オンラインを利用した講義・机上訓練を行った	講義については、オンラインを利用する形で実施することで、密を避けた研修を実施できた	担当者会議についてはオンラインで実施	感染症のまん延の際に、DPA Tとして活動することが想定されるため、臨機応変な対応が求められる	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 精神保健課
65	救急搬送体制の整備	なし	—	—	—	—	感染症状況を注視し、自殺企図者を迅速かつ適切に救急医療搬送するための体制を維持・整備する必要がある	消防局 救急課
66	自殺未遂者支援及びその家族への支援	あり	会議の一部中止やオンラインを活用した形への変更	—	- 情報共有を目的とした会議については、オンラインを活用する形に変更し、継続できた - 実際の相談支援については、電話等も活用しながら、大きな影響なく、実施できた	—	感染症流行下においても、相談事業を継続できる体制の確保	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

取組 番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症による取組への影響の有無・内容			工夫したこと・ 工夫できたこと	新型コロナウイルス感染症流行後に定着した取組	再び感染症のまん延が 起きた場合に留意して おくべきこと	所管課
		影響の 有無	変更や中止と なった事業	新規や臨時的に 実施した事業				
67	自死遺族へのケアと 情報提供	あり	自死遺族の集い（一部中止）	－	受付時の検温、手指消毒、マスクの着用	－	感染症流行下においても、相談事業を継続できる体制の確保	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
68	自死遺族電話相談 「ほっとライン」の実施	あり	自死遺族電話相談「ほっとライン」（一部休止（令和2年4月））	－	－	－	感染症流行下においても、相談事業を継続できる体制の確保	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター
69	児童相談所及び関係 機関との連携による 遺児支援	なし	－	－	－	－	－	こども未来局 児童家庭支援・虐待 対策室事業調整担当
70	スクールカウンセラー 及びスクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	あり	－	国のコロナ対策の補正予算を活用し、児童生徒の心のケアを担当するスクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーに対して専門的な指導・助言をするスクールカウンセラー・スーパーバイザーを拡充	－	－	コロナ禍は児童生徒の心に大きな影響を与えるため、感染拡大に気を付けながら、できる限り相談体制を維持する	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター 指導課
71	身近に自死を経験した市職員等の支援	なし	－	－	－	－	－	総務企画局 労務厚生課

（５） 第３次川崎市自殺対策総合推進計画における成果のまとめ

第３次計画期間中における自殺死亡者数について、令和３年においては前年より減少、令和４年においては増加に転じ、令和５年は減少に転じるといった、増減を繰り返す傾向がみられた。定量的目標とした人口動態統計における過去３年間（平成２９（２０１７）年－令和元年（２０１９）年）の自殺死亡率の平均１４．２を基準として、次の３年間の平均を５％以上減少（１３．５未満）とすることについては、３年間の平均が１４．５となったことから目標達成には至らなかった。

全国においても自殺死亡率が増加したことを鑑みると、背景として、第３次計画期間は新型コロナウイルス感染症流行期間が大半を占め、川崎市においては、この間に、川崎市こころの健康に関する意識調査において精神的健康の悪化の状態にある市民の割合が増加したこと、仕事・住まい等の相談件数が急増したこと、救急搬送における女性の軽度自傷が増加したことの報告があること等を踏まえると、新型コロナウイルス感染症流行等による社会状況の変化の影響は自殺死亡率増加の一因と考えられる。

第３次計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、様々な心理・社会的影響や生活様式の変更がもたらされ、長期化するコロナ禍における精神的なストレスや不安を感じる市民の増加や、本来保たれるべき人と人との社会的なつながりが弱くなることで、社会的な孤立が懸念された。そういった中で、自殺対策においても、取組内容の変更や中止、臨時的な事業の実施等、多くの取組に影響を受けたが、感染症対策と併せ、実施の手法の工夫等により実施を継続・再開した取組も多く、また、より効率的な手法を新たに定着させる等、コロナ禍における課題への対応を行いつつ、３つの介入段階に対応した自殺対策を実施した。

本市においては、条例の制定以降、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議（庁内体制）に加え、地域における連携促進を目的とした川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議、自殺対策事業及び施策の評価を行う川崎市自殺対策評価委員会をそれぞれ設置し、自殺対策を総合的に推進する体制を整備してきた。これまで構築してきた体制が土台となることで、コロナ禍における様々な取組への影響を受けつつも、PDCA サイクルを実践し、継続性をもって総合的な自殺対策を推進していくことができたと考えられる。

5 第4次川崎市自殺対策総合推進計画の策定及び推進に向けた課題

第3次計画の計画期間最終年度であった令和5年度に、川崎市こころの健康に関する意識調査を実施するとともに、第4次計画の骨子から計画内容の詳細まで、3つの会議体において検討を行った。

更なる自殺対策の充実のため、令和4年の自殺総合対策大綱の見直しや、統計分析や市民意識調査から明らかになった本市の現状、これまでの計画の推進状況から整理された成果及び課題を反映し、第4次計画における主要な課題を設定し、その課題を踏まえて行う取組を以下のとおり整理した。

第4次計画における主要な課題

- ① 自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実
- ② ライフステージ別の対策の推進
- ③ 地域の実態に応じた自殺対策の推進
- ④ 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり
- ⑤ 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成
- ⑥ 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少
- ⑦ 地域精神医療体制の確保

以下、主要な課題ごとに設定した理由を記載する。

① 自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実

自殺のリスクの高い自殺未遂者及び家族に対する、地域や関係機関による連携した支援や、自死遺族に対する、自助グループの育成及び長期的な視点での実態分析や、ニーズを踏まえた総合的な支援を検討していく必要がある。

② ライフステージ別の対策の推進

若年層に対する、自己肯定感の醸成やストレス対処法を身につける等、教育分野と連携したこころの健康づくりの取組の検討、青年期・中高年期に対する、雇用問題、経済生活問題に配慮した経済労働分野と連携した取組の検討といった、自殺予防プロセス図を参考としたライフステージ別の課題に対応していく必要がある。

③ 地域の実態に応じた自殺対策の推進

各種相談事業の充実や、自殺対策に関連する組織・機関が連携する仕組みづくりを検討し、民間団体の活動支援や協働等に役立てていくことが必要である。また、新型コロナウイルス感染症の長期的影響や、物価高騰等の社会経済的な影響を注視した上での自殺の実態分析を検討していく必要がある。

④ 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり

地域の理解が得られる土壌づくりと、様々な支援制度を含めた組織づくり、地域づくりの検討を進めるとともに、メンタルヘルスの課題を抱える方に対して、住民同士による支援や専門家への相談につなげる取組の検討の必要がある。

⑤ 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成

ゲートキーパー研修や自殺対策に関する研修における成果を踏まえ、ゲートキーパーが効果的な役割を果たしていけるフォローアップの機会等の検討を進める必要がある。また、自殺リスクの高い方に対して連携支援やコーディネートを行うことができる人材育成についても検討が必要である。

⑥ 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少

自殺は誰にでも起こりうることの認識や、精神疾患についての正しい知識習得や理解を深める機会を検討し、支援へのアクセスの障壁を取り除いていく必要がある。職域、学校、地域においてこころの健康に関する啓発を行いスティグマの減少を図る機会の検討が必要である。

⑦ 地域精神医療体制の確保

身近な地域で、適切な精神科医療や相談支援が受けられる体制の検討とともに、地域精神医療体制の現状や課題について、精神科医療機関と関係機関で共有するネットワーク構築の検討が必要である。

以上の主要な課題を踏まえ、以下の「第4次計画における主要な課題を踏まえて行う重点施策における取組」を設定した。これらの取組も含め、第4次計画において推進する各取組について、今後、成果と課題を含め、的確に把握していく必要がある。

第4次計画における主要な課題を踏まえて行う重点施策における取組

- ① 自殺対策に関する調査研究【取組1】
- ② 自殺予防に関する普及啓発事業【取組3】
- ③ ゲートキーパーの養成【取組7】
- ④ 保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修【取組8】
- ⑤ 自殺対策に関連する市職員の人材育成【取組9】
- ⑥ 児童・思春期の精神保健対策【取組11】
- ⑦ こころの電話相談【取組17】
- ⑧ 各区役所における精神保健相談【取組18】
- ⑨ 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進【取組28】
- ⑩ 精神科医療体制の整備【取組63】
- ⑪ 自殺未遂者及びその家族への支援【取組66】
- ⑫ 自死遺族へのケアと情報提供【取組67】

※取組番号は第4次計画におけるもの

なお、第4次計画においては、計画期間が6年間のため、計画期間の3年目に中間見直しを行い、「主要な課題」及び「取組項目」等の関連項目についても、見直しを行っていく予定である。

参 考

1 計画の取組項目の令和5年度における実施状況について

取組 番号	名称	所管課	ページ
1	自殺対策に関する調査研究	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	68
2	自殺対策に関する情報提供	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	68
3	自殺予防に関する普及啓発事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	69
4	産業保健分野への普及啓発	経済労働局労働雇用部	69
5	かわさき健康づくり21関連事業	健康福祉局健康増進担当	70
6	「いのち、こころの教育」の推進	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	70
7	ゲートキーパーの養成	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	71
8	保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修		71
9	自殺対策に関連する市職員の人材育成		72
10	学校出前講座の実施		72
11	かかりつけ医うつ病対応力向上研修		73
12	児童・思春期精神保健研修会等の開催		73
13	母子保健事業における人材育成研修	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当	74
14	児童分野における精神保健等に関する包括的研修	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	74
15	教職員の資質向上	教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局教育政策室	75
16	教職員向け心の健康相談支援事業	教育委員会事務局健康教育課	75
17	緩和ケア研修会の開催	病院局経営企画室	76
18	学校出前講座の実施（再掲）	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	76
19	こころの電話相談		77
20	心のバリアフリーに向けた取組	市民文化局パラムーブメント推進担当	77
21	地域・職域連携推進事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局健康増進担当	78
22	各区役所における精神保健相談	健康福祉局精神保健課	78
23	依存症への対策	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	79
24	社会的ひきこもり相談	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	79
25	心神喪失者等医療観察法への対策	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	80

取組 番号	名称	所管課	ページ
26	一般介護予防事業	健康福祉局健康増進担当 健康福祉局地域包括ケア推進室	80
27	がん患者やその家族への支援の取組	病院局経営企画室	81
28	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー の配置	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	81
29	川崎市職員メンタルヘルス対策	総務企画局労務厚生課	82
30	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進	健康福祉局総合リハビリテーション推進 センター 健康福祉局精神保健課	82
31	市民相談の実施	市民文化局市民活動推進課	83
32	人権関連事業	市民文化局人権・男女共同参画室	83
33	男女共同参画センターにおける総合相談	市民文化局人権・男女共同参画室	84
34	外国人窓口相談 (多文化共生総合相談ワンストップセンター)	市民文化局多文化共生推進課	84
35	労働相談の実施	経済労働局労働雇用部	85
36	コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション)		85
37	キャリアサポートかわさき		86
38	多重債務を含む消費生活相談	経済労働局消費者行政センター	86
39	生活困窮者への支援	健康福祉局生活保護・自立支援室	87
40	生活保護制度による支援		87
41	介護者への支援	健康福祉局地域包括ケア推進室	88
42	介護予防・生活支援総合事業	健康福祉局地域包括ケア推進室 健康福祉局介護保険課	88
43	地域見守りネットワーク事業	健康福祉局高齢者在宅サービス課 健康福祉局地域包括ケア推進室	89
44	障害を理由とする差別解消の推進	健康福祉局障害計画課	89
45	障害者に対する相談支援事業	健康福祉局地域包括ケア推進室	90
46	障害者の地域生活支援の充実	健康福祉局障害計画課	90
47	地域移行・地域定着支援事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進 センター 健康福祉局精神保健課	91
48	障害特性を踏まえた就労マッチング事業	健康福祉局障害者社会参加・就労支援課	91
49	災害時におけるこころのケア	健康福祉局総合リハビリテーション推進 センター 健康福祉局精神保健課	92
50	川崎市妊娠・出産包括支援事業	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当	92
51	子どもや保護者等への相談支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	93

取組 番号	名称	所管課	ページ
52	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	93
53	社会的養護の子どもの自立支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当	94
54	困難を抱える女性への相談支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	94
55	ひとり親家庭の自立支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当	95
56	児童活動支援の推進	教育委員会事務局指導課 教育委員会事務局支援教育課	95
57	子ども専用・24時間子供SOS電話相談	教育委員会事務局総合教育センター	96
58	川崎市立学校インターネット問題相談		96
59	人権オンブズパーソンによる相談等の実施	市民オンブズマン事務局人権オンブズパー ソン担当	97
60	中小企業の融資相談	経済労働局金融課	97
61	ホームドア等の設置支援	まちづくり局交通政策室	98
62	自殺予防に関わる民間団体等への支援	健康福祉局総合リハビリテーション推進 センター 健康福祉局精神保健課	98
63	精神科医療体制の整備		99
64	DPA T（災害派遣精神医療チーム）体制整備事業		99
65	救急搬送体制の整備	消防局救急課	100
66	自殺未遂者及びその家族への支援	健康福祉局総合リハビリテーション推進 センター	100
67	自死遺族へのケアと情報提供		101
68	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施		101
69	児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	102
70	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー の配置（再掲）	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	102
71	身近に自死を経験した市職員等の支援	総務企画局労務厚生課	103

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書への記載内容について

報告書様式の各項目の記載内容については、下記のとおり、各取組所管課より記載を受けた。

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
①		②		③					
取組番号		取組名称		④					
取組目的		⑤							
		構成業務等		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の経費	事業変更の可能性	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	
取組実績									
(取組の範囲での、当初の要項・目標、結果及び実績、とくに監督官等、重要事項の把握又はモニタリング情報、その他必ず記載事項等)									
⑩									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)									
⑪									
主要指標		目標		実績					
1	⑫	⑬		⑭					
2									
令和5年度における取組の成果									
⑮									
令和5年度における目的・目標の達成の達成に向けた課題									
⑯									
第3次計画期間における取組の総合評価									
⑰									
今後の取組の方向性及び改善点									
⑱									
所管課									
⑲									

① 該当する基本方針

② 川崎市自殺対策の推進の推進に関する条例第9条第1項に規定された該当する事項（項目）

③ 取組番号

④ 取組項目の名称

⑤ 取組項目の目的

⑥ 川崎市総合計画第3期実施計画における構成事務事業名称

⑦ 川崎市総合計画第3期実施計画・令和5年度事務事業評価結果より抜粋した予算額及び決算額

※ 予算額におけるうち補助金等については、一般財源以外（国庫支出金や事業収入等）の金額の合計

⑧ 取組実績に記載の事業の外部委託の有無

⑨ 取組実績に記載の事業の次年度以降の事業変更の可能性の有無

⑩ 取組における実績等

⑪ 取組に影響を与えた社会情勢とその結果（今後懸念される社会情勢を含む）

⑫ 第3次川崎市自殺対策総合推進計画における主要指標

⑬ ⑫における目標

⑭ ⑫における実績

⑮ 令和5年度における取組の成果

⑯ 令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題

⑰ 第3次計画期間における取組の総合評価

⑱ 今後の取組の方向性及び改善点

⑲ 取組項目所管課

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針1 自殺の実情を知る		項目		自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供					
取組番号	1	取組名称	自殺対策に関する調査研究						
取組目的	川崎市における自殺の実態把握のため、厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計を用いた分析を行う。また、地域の関係機関と協働した自殺未遂者等の実態把握や、こころの健康に関する意識調査等を行う。								
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,950千円	20,041千円	17,085千円	あり	なし		
取組実績									
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。									
根拠法令等：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例									
●自殺統計の分析及び公表 厚生労働省人口動態統計及び、「かながわ自殺対策会議」を通して、神奈川県警察本部から自殺統計原票に基づき神奈川県警察本部集計データの提供を受け、自殺統計の基本集計を行った。									
●分析結果の公表 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和4年度版）」の中で、「川崎市における自殺の概要」として掲載し、公表した。									
●川崎市こころの健康に関する意識調査の実施 川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項第2号に掲げる自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図るため、自殺予防を含む総合的なこころの健康づくりを進める基礎資料を得ることを目的として実施した。また、その結果を取りまとめ、公表するとともに、第4次川崎市自殺対策総合推進計画に反映を行った。									
調査対象：川崎市内に住民登録を有する20歳代から70歳代までの男女3,360人（無作為抽出）									
調査期間：2023（令和5）年4月17日に発送し、同年5月7日までに返送された分について、集計及び分析									
調査方法：郵送による配布の上、郵送回収またはインターネット回答とした									
調査内容：こころの健康及び自殺対策への意識や理解に関する項目から構成し、全10項目・全28問 有効回答数：1,301人（回答率38.7%）									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）									
主要指標		目標		実績					
1	厚生労働省人口動態統計を用いた統計分析の実施	実施する		実施した					
2	警察庁自殺統計を用いた統計分析の実施	実施する		実施した					
令和5年度における取組の成果									
川崎市における早期な自殺に関する統計の蓄積がなされており、自殺対策を進めていく上での基礎資料の整理ができていた。また、川崎市自殺対策総合推進計画の改定年度に実施している市民意識調査を実施し、市民のこころの健康状態等の把握を行うことができた。									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題									
川崎市の自殺統計及び関連情報の分析を行うことで、各区の自殺の現状や原因を究明し、その特性に合わせた支援を検討する必要がある。また、令和4年1月に警察庁自殺統計における「自殺統計原票」の内容が改定されており、改定の内容を踏まえた統計分析を検討していく必要がある。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
第3次計画期間においてもなかなかわが自殺対策会議を通じて、神奈川県警察本部から自殺統計原票に基づく神奈川県警察本部集計データを提供しただけの体制が継続でき、本市において詳細な分析を実施するとともに、毎年度の分析結果の蓄積ができていた。その結果、長期的な自殺の状況の推移の把握もできた。また、分析にあたっては、推進体制の1つである川崎市自殺対策評価委員会の意見や外部の専門機関のノウハウを活用もできている。									
今後の取組の方向性及び改善点									
自殺統計及び関連する統計のより詳細な分析を行うため、引き続き、外部専門機関へ統計分析の一部を委託し、効率的な運用を図る。その上で、川崎市における人口動態統計及び警察庁自殺統計等の分析、川崎市が保有する統計や情報を活用した自殺の実態分析・ハイリスク者の同定方法の検討、自殺死亡数や自殺死亡率の要因、背景等の分析を行い、地域特性に合わせた支援を実施するための基礎資料を引き続き蓄積していく。									
所管課		健康福祉局 総合ハビリテーション推進センター							

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針1 自殺の実情を知る		項 目		自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供			
取組番号	2	取組名称	自殺対策に関する情報提供				
取組目的	川崎市における自殺の現状や自殺対策の取組について、ホームページ等に掲載するとともに、広く情報提供を行う。また、毎年度、川崎市自殺対策の推進に関する報告書を作成し、公表する。						
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	30,950千円	20,041千円	17,085千円	あり	なし	
2							
3							
取 組 実 績							
〔取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等〕 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。							
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●相談先情報の集約 川崎市ホームページにおいて、こころの健康に関する相談先を集約し、掲載した。また、同ホームページ内に自殺予防に関する相談先を記載したリーフレットのデータを公開した。							
●報道資料提供及び公表 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和4年度版）」について作成し、川崎市における自殺の概要や各取組項目について各所管課からの報告を整理し、掲載した。また、同報告書を報道資料提供するとともに、ホームページ等で公開した。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
主要指標		目標	実績				
1	川崎市自殺対策の推進に関する報告書の発行	発行する	発行した				
2							
令和5年度における取組の成果							
自殺の背景には様々な原因・動機があり、それらに対応する相談先にアクセスできることが大切であり、それを踏まえたリーフレット作成等を行った。また、平成28年度以降、川崎市における自殺の現状と前年度の取組、川崎市自殺対策総合推進計画の進捗状況をまとめた「川崎市自殺対策の推進に関する報告書」を発行しており、これまでの自殺対策の経過を整理することができている。							
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題							
自殺の現状や自殺対策の取組について、市民等がアクセスしやすいようにホームページの内容や構成について随時見直しが必要がある。また、相談先の情報に関しては、対面や電話だけでなく、多様な手法があるため、本市の窓口に限らず、広く情報にアクセスできる工夫を検討する。							
第3次計画期間における取組の総合評価							
第3次計画期間において、本市の自殺対策及びメンタルヘルス対策について体系的にまとめたホームページの作成を行ったことにより、相談先から計画や報告書等の情報まで、幅広い情報にアクセスしやすい工夫を実行することができた。							
今後の取組の方向性及び改善点							
市民等が自殺の現状や自殺対策の取組について、関連情報へアクセスしやすいようにホームページの内容を随時見直しながら、必要な情報が得られるように体系的に整理を行うことで、川崎市の自殺対策について広く市民に対して周知できる環境を整えていく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課							

[illegible]

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進			
取組番号	4	取組名称	産業保健分野への普及啓発			
取組目的	各個人が抱えるこころの悩みや困難を解決することが自殺予防につながるから、市内企業の労働者へこころの健康に関する正しい知識を伝える。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	勤労者福祉対策事業	118,083千円	100,240千円	116,657千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な要請、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事業の一部として、下記の取組を行っている。 毎月1回、2,500部発行の冊子「かわさき労働情報」(市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。 【記事のタイトルと主な内容】 ・労働相談のご案内(働く人のメンタルヘルズ相談の窓口を紹介) ・こころの健康について(休息やリフレッシュの大切さについて伝えるとともに、「こころの電話相談」窓口を紹介) ・世界自殺予防デー(ゲートキーパーの役割の説明、相談窓口の紹介) ・労働相談Q&A(労働に関する各種相談とその回答を掲載) ・労働相談会の案内(市内各地で開催される労働相談会等の案内) ・「厚生労働省ストレスチェック実施プログラム」最新版公開(個人向けストレスチェックも併せて紹介) ・3月は「自殺対策強化月間」(厚生労働省の取組や相談窓口の紹介)						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標		目標	実績			
1	「かわさき労働情報」へへのこころの健康に関する記事の掲載	2回/年	5回			
2						
令和5年度における取組の成果						
「かわさき労働情報」にメンタルヘルズ関連の記事を掲載し、冊子の配布に加えて川崎市ホームページ等で広報することにより、こころの健康に関する正しい知識の普及に寄与した。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
専門家意見等を聴取し、新しい情報を取り入れていく必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
「かわさき労働情報」にメンタルヘルズ関連や相談窓口案内のほか、ストレスチェック実施プログラム最新版等の時宜になった記事や掲載し、冊子や川崎市ホームページ、SNS等で広報を実施した。各個人が抱えるこころの悩みや困難の解決に向けて、様々な情報を伝えることにより、自殺予防に一定の効果があった。						
今後の取組の方向性及び改善点						
引き続き「かわさき労働情報」の誌面にメンタルヘルズ対策関連の記事を積極的に掲載し、自殺防止対策について啓発を行う。						
		所管課				
		経済労働局 労働雇用部				

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進			
取組番号	5	取組名称	かわさき健康づくり21関連事業			
取組目的	積極的に休養し、ストレスを上手に解消することを目標に掲げ、十分な睡眠の確保やストレスの解消、適量飲酒等について推進し、休養・こころの健康について普及啓発する。					
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	健康づくり事業		130,049千円	12,302千円	116,496千円	なし
			取組実績			
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事業の中の一部で、健康づくり普及啓発事業として以下の内容に取組んでいる。						
●事業概要 「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話等を各区役所地域まより支援センターが実施した。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体への健康保持・増進について、主に市民を対象として行っている。						
●実績 年代を特定しない集団に対する健康教育（テーマ：身体活動・運動、健康増進、栄養、歯科、感染予防に係る教育等）を990回、21,499名に実施した。また、集団に対する教育以外の取組（啓発物やHPやデジタルサイネージ等）による広報、イベント、会議等）を263回、延べ461,003名に対して実施した。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
集団に対する健康教育では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度と比較すると実施回数・参加人数ともに右肩上がりに増加していることが分かる。また、集団に対する教育以外の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から回数・参加人数等とともに減少していたが、5類感染症に移行し、感染症対策が個人の判断と変更になったこともあり回数・参加人数等に回復傾向がみられた。						
主要指標		目標	実績			
1	川崎市健康意識実態調査における割合 よく眠れない人の減少	14.8%以下	20.5%（令和4年度）			
2	川崎市健康意識実態調査における割合 ストレス対処方法がある人の増加	84.3%以上	79.9%（令和4年度）			
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり、こころの健康づくりやこころの健康に影響する身体への健康保持・増進について各種普及啓発を実施し、自予防活動の基盤としての取組となった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
令和4年度に行った健康及び食育意識実態調査の結果では、主要指標について目標に達していないため取組を継続する。休養やこころの健康は身体への健康と関連があるため、様々な取組と連携をしながら取組を進める必要がある。 飲酒が過剰である場合、健康に影響を及ぼすことから、適度な飲酒量や他の方法でのストレス対処法についても啓発する必要がある。						
令和3年度から令和5年度まで、こころの健康づくりやこころの健康に影響する身体への健康保持・増進について各種普及啓発を実施し、自予防活動の基盤としての取組を実施することが出来た。						
今後の取組の方向性及び改善点						
・ライフスタイルや年代に応じたストレス対処への支援 ・適正飲酒量、ストレス対処法についての普及啓発 ・こころの健康に影響する「身体活動・運動」をはじめとした健康保持・増進に係る普及啓発						
所管課						
健康福祉局 健康増進担当						

令和5年度川崎市自給対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針1 自殺の実情を知る		項目		自殺の防止等に関する市民の理解の増進	
取組番号	6	取組名称	「いのち、こころの教育」の推進		
取組目的	相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自給予防につながることから、子どもに自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を活動を通して伝える。				
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	キャリア在り方生き方教育推進事業	7,232千円	22千円	7,199千円	なし
2	共生・共生推進事業	2,997千円	0千円	2,320千円	あり
3	人権尊重教育推進事業	7,065千円	760千円	6,500千円	なし
4	道徳教育推進事業	55千円	0千円	50千円	なし
取組 実績					
【取組の範囲で、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等】					
○キャリア在り方生き方教育において、訪問研修等を含め、1歳児～小学生までの視点で教育活動を見直すことを含む研修 担当者は3年生までが対象で、訪問研修等を含め、19回実施。 ○恵かな人間関係を育むための「かわさき共生」・「共生プログラム」 全ての市立小・中学校で実施。高等学校及び特別支援学校ににおいては児童生徒の実態にに応じて実施 ○「かわさき共生」・「共生プログラム」の新しい効果測定アンケートを実施するための研修 希望年度をばか研修項目を加えた、新しい効果測定アンケートを実施するための研修を準備し、その効果的な活用に向け、担当者研修会2回、訪問研修会45回を実施。 ○「共生」の出し方、受け止め方教育の促進 SOSの出し方、受け止め方教育の促進 ○「子どもの権利学習推進事業」の実施 CAP子ども権利学習推進事業の実施 ○道徳教育推進研修（年間2回）や小中学校教育・道徳教育研修（年間2回）等の実施 思いやり、相互理解、寛容、調和精神、公明心、生命の尊重等、学校教育全体を通じて行う道徳教育についての研修の実施					
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）					
・新型コロナウイルス感染症の対応による生活様式の変化や、不安定な社会情勢等、変化の激しい社会において児童生徒の心のケアの必要性が高まっていることや、若者の自殺リスク増加という状況を受け、児童生徒の量から人間関係づくりや援助求めの態度の促進がますます必要となっている。 ・物理的距離の影響や感染リスクを懸念する中、教職員や保護者の理解啓発を図るための資料配布をデジタル化という新たな手法に移行していく必要があり、より効果的な理解啓発の方法を模索することが必要となっている。					
主要指標		目標		実績	
1	全国学力・学習状況調査における割合 「自分にはいいところがある」と思う・どちらかといえば思う児童生徒の割合	小学校6年生82.0%以上 中学校3年生74.0%以上	小学校6年生 中学校2年生	84.4% 79.8%	
2	全国学力・学習状況調査における割合 「人の役に立つ人間になりたい」と思う・どちらかといえば思う児童生徒の割合	小学校6年生94.0%以上 中学校3年生92.0%以上	小学校6年生 中学校2年生	96.3% 94.6%	
令和5年度における取組の成果					
「かわさき共生」・「共生プログラム」における新しい効果測定アンケート「受け止め方教育」やSOSの出し方・受け止め方教育は、キャリア在り方生き方教育を実施することで、教職員の児童生徒理解が深まり、児童生徒の援助求めの態度や自己肯定感の醸成を図ることによって、自給予防活動に繋がることがあったと想定している。また、「子どもの権利学習推進事業」の「CAP子ども権利学習推進事業」では、事後アンケートにおいて、多くの児童生徒が「機会を設けたこと」を喜んでおり、より効果的な理解啓発を実施することができた。 ・「共生」の出し方、受け止め方教育の促進 ・「子どもの権利学習推進事業」の実施 ・「道徳教育推進事業」については、各学校が設定した道徳教育の目標を教職員が共通理解し、教育活動に取り組み、これを継続している。					
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題					
「かわさき共生」・「共生プログラム」については、SOSの出し方・受け止め方教育の効果的な実施、効果測定アンケートの効果的な活用に向けて、各学校における実施を支援する必要がある。担当研修会とともに、当該プログラムをより効果的なものにするため、人権尊重教育の視点も含め、訪問研修の内容を工夫していく。					
第3次計画期間における取組の総合評価					
3年間の取組を通して、主要指標である児童生徒の自己肯定感や相互の助け合いに関する目標値を達成することができた。さらに、社会状況の変化やそれによる児童生徒への影響を踏まえ、希望年度をばか研修項目を追加した効果測定アンケートの実施やSNSに対応したアンケートの作成、SOSの出し方・受け止め方教育といった新たな取組を実施することができた。 ・子どもは、科学的学習推進事業の「共生」の実態や、HPと協力した「キャリア・キャリア・キャリア」の取組を、児童生徒の理解促進のための取組者向けリーフレットを配布する等、更なる人権尊重教育の推進につなげることができた。 ・子どもは、科学的学習推進事業の「共生」の実態や、HPと協力した「キャリア・キャリア・キャリア」の取組を、児童生徒の理解促進のための取組者向けリーフレットを配布する等、更なる人権尊重教育の推進につなげることができた。 ・子どもは、科学的学習推進事業の「共生」の実態や、HPと協力した「キャリア・キャリア・キャリア」の取組を、児童生徒の理解促進のための取組者向けリーフレットを配布する等、更なる人権尊重教育の推進につなげることができた。					
今後の取組の方向性及び改善点					
・キャリア在り方生き方教育「かわさき共生」・「共生プログラム」、人権尊重教育、道徳教育等の充実を図り、命の大切さを認識することができるよう「いのち」の教育を推進していく必要がある。 ・人権尊重教育については、性的マイノリティの児童生徒が不登校や自殺につながるような児童生徒の理解促進や教職員研修をさらに推進していく。また、保護者の理解促進を図るため、引き続き「保護者向けリーフレット」を作成し配付する。 ・道徳教育推進事業については、成績を超えて子どもの道徳性を育むためのどんな教育活動を展開していくのかを考える場を再考していく。					
所管課					
教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター・指導課					

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながらる		項 目		自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	7	取組名称	ゲートキーパーの養成				
取組目的	自殺に至る要因は多岐にわたるため、日常生活の様々な場面において、自殺につながる要因に気づき、必要に応じて適切な支援につなぐことができる人を増やし、また、異なる立場や役割について理解し連携することで、自殺予防をはかることを目的とする。						
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,950千円	20,041千円	17,085千円	あり	なし
2							
3							
取組 実績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等） 上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。							
根拠法令等：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●ゲートキーパー養成研修等の実施 一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。単独の講座だけでなく、様々な研修、講演に併せて実施した。 ○一般市民（身近な人のゲートキーパー）：516人 ○職域・サービス業対象（職務上関わる人のゲートキーパー）：543人 ○教育、医療、保健、福祉相談従事者：396人 合計：1,455人（20回）							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
主要指標			目標		実績		
1	ゲートキーパー養成数		1,000人／年 (5,000人／3年間)		1,455人／年 (3,873人／3年間)		
2							
令和5年度における取組の成果							
ゲートキーパー養成研修について、単独の講座だけでなく、様々な研修や講演と併せて実施することにより、実施機会の確保を進めることができた。また、オンラインの活用や関係機関等への出前形式による実施等、多様な研修実施手法を確保できた。							
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題							
研修等の開催回数は増加傾向にあり、開催方法としてオンラインの活用も進んでおり、これまでの研修を振り返りつつ、効果的な研修実施ができるように内容を随時見直し、また、ゲートキーパーとなった後の活動実績等の把握を通して、フォローアップの必要性の検討を引き続き進めていく必要がある。							
第3次計画期間における取組の総合評価							
計画の目標値を大きく超えるゲートキーパーの養成を行うことができたが、その後の活動状況の把握やフォローアップ研修等の実施については、必要性や実施方法を含め、検討すべき課題となっている。							
今後の取組の方向性及び改善点							
集合研修等で得られる支援者間の関係構築の効果も念頭に置き、オンライン研修で得られる効果の把握も行い、それぞれの特性を把握した上で、新型コロナウイルス感染症感染予防対策も含めた研修実施体制を整備していく。また、ゲートキーパー養成後のフォローアップの必要性の検討を進めていくため、受講者へのアンケートの手法等について再検討を行う。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター							

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながらる		項 目		自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上		
取組番号	8	取組名称	保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修			
取組目的	市職員や地域の医療機関、相談機関従事者を対象に、自殺対策の基礎知識や相談技術、連携支援に関する研修や事例検討会を実施し、相談支援体制の充実をはかる。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	30,950千円	20,041千円	17,085千円	あり	なし
（取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等） 上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例 ●内科等の地域医療機関の医師を対象とした研修（かかりつけ医うつ病対応力向上研修）の開催 内科等の地域医療機関の医師を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催した。開催にあたっては、神奈川県・横浜市・相模原市とともに連携し、カリキュラム等を検討の上、実施した。 ○開催概要 日時：令和5年11月18日 参加者数：79名 ※川崎市実施分のみ掲載 ●自殺遺族支援従事者を対象とした研修（自殺遺族支援研修会）の開催 自殺遺族支援従事者（主に自殺遺族ほつとライン）を対象とした「自殺遺族支援研修会」を開催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自殺遺族の方からお話をいただいた。 ○開催概要 日時：令和6年3月10日 参加者数：34名 ●出前形式による研修の開催 市内関係機関への出前講座として、希死念慮の受け止め方やリスク判断等、具体的な対応方法の講義等を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。 ○開催概要 日時：令和6年3月10日 参加者数：34名 開催回数：3回 延べ参加人数：62人						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標		目 標		実 績		
1	研修参加者数	200人／年 (600人／3年間)		175人／年 (520人／3年間)		
令和5年度における取組の成果						
保健医療福祉関係従事者に対する研修は、関係機関とともに実施することも多く、個々の人材育成だけでなく、地域のネットワークづくりにも寄与している。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
今後多くの関係機関等が参加でき、参加者同士の連携につながるように、研修機会を継続的に確保していく必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
本市が主催する自殺対策関係の研修等との実施予定の整理や調整により、保健医療福祉関係従事者向け研修について、本市で主催するものについては減少傾向にあるが、関係機関への出前形式による実施依頼は増加しており、それに対する応需ができていく。						
今後の取組の方向性及び改善点						
多くの関係機関等が参加でき、参加者同士の連携につながるように、研修機会を継続的に確保し、効果的な周知を実施していく。また、主催する研修だけでなく、関係機関等が開催する研修等において、後方支援を引き続き実施し、関係機関や地域と連携した人材育成の取組を進めていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	9	取組名称	自殺対策に関する市職員の人材育成			
取組目的	各市民サービスの中に自殺対策の視点を含めることにより、市民サービスの様々な場面において、自殺のリスクにつながる要因に気づき、必要な支援につなぐことで、自殺予防をはかることを目的とする。					
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	事業変更の可能性の有無
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,950千円	20,041千円	17,085千円	あり
取組実績						
上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。						
●根拠法令等：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●内科等の地域医療機関の医師を対象とした研修（かかりつけ医うつ病対応力向上研修）の開催 市内等での地域医療機関の医師を対象にかかりつけ医うつ病対応力向上研修を開催した。開催にあたっては、神奈川県・横浜市・相模原市とともに連携し、カリキュラム等を検討した上、実施した。 ※川崎市実施分のみ掲載						
○開催概要 日時：令和5年11月16日 参加者数：19名（うち行政職員4名）						
●自殺支援支援提供事業者を対象とした研修（自殺支援支援研修会）の開催 市内等での自殺支援支援提供事業者（主に自殺遺族）を対象とした「自殺支援支援研修会」を開催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自殺遺族の方からお話をいただいた。						
○開催概要 日時：令和6年3月10日 参加者数：34名（うち行政職員9名）						
●その他研修の開催 ○多摩区青少年指導員連絡協議会におけるゲートキーパー養成研修（多摩区地域振興課主催） 日時：令和5年11月15日 参加者数：27名（うち行政職員2名）						
○職員の安全・安心セミナー（川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター・川崎商工会議所共催） 日時：令和6年2月14日 参加者数：49人（うち行政職員4名）						
○ゲートキーパー研修（総務企画局労働厚生課・健康福祉局総合リハビリテーション推進センター共催） 日時：令和6年3月12日 参加者数：21名（全て行政職員）						
○心のサポーター養成研修と併せたゲートキーパー養成研修 2回実施し、行政職員計40名が参加。 ○学校出前講座 市立学校3校にて、教職員計120名に研修を実施。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標		目標		実績		
1	研修等参加者数	500人／年 (2,000人／3年間)		200人／年 (674人／3年間)		
令和5年度における取組の成果						
対面による研修だけでなく、オンラインでの実施や、受講者の都合に併せて視聴できるオンデマンド形式での開催も一部試行しており、多様な研修実施手法を確保できた。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
教職員の受講者が多かったものの、目標を達成することができなかった。保健医療福祉関係や教育関係の部署のみならず、幅広い市職員の受講を促進する取り組みを検討する必要がある。						
今後の取組の方向性及び改善点						
対面による研修だけでなく、オンラインでの実施や、受講者の都合に併せて視聴できるオンデマンド形式での開催も一部試行しており、多様な研修実施手法を今後も確保しつつ、市職員のメンタルヘルスに寄与できる内容も検討し、受講者の確保を進めていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書

方針2
自殺防止のためにつながる

項目

自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

取組番号

10

取組名称

学校出前講座の実施

取組目的

児童生徒のこころの健康や、困難を抱えた際の対応方法について、教職員が学ぶことにより、児童生徒の自殺予防をはかり、またこころの健康教育をはかることで児童生徒の将来の自殺予防の一助とすることを目的とする。

構成事務事業

予算額

うち補助金等

決算額

外部委託の有無

事業変更の可能性

なし

1

自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

30,950千円

20,041千円

17,085千円

なし

なし

(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)を上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。

根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例

●事業概要

川崎市内の小中高등학교において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校のニーズに基づき、依頼する講師を選定・調整した。

●実施校数及び実施回数

実施校数：4校(実数)

実施回数：4回(延べ数)

●実施内容(テーマ)等

開催時期	時期	対象	テーマ
令和5年6月	特別支援学校	教職員	職員心健研修
令和5年7月	中学校	生徒・教職員	こころの健康
令和5年8月	中学校	教職員	中学生の心の健康
令和5年9月	小学校	教職員	児童生徒のこころの健康について

取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)

主要指標		目標	実績
1	学校出前講座(教職員等対象)の実施校数	5校/年 (15校/3年間)	4校 (9校/3年間)
2	学校出前講座(児童・生徒対象)の実施校数	5校/年 (15校/3年間)	1校 (4校/3年間)

令和5年度における取組の成果

教職員等に対しては、学校以外の相談先や連携先の提示を行うとともに、具体的な事例に関する相談等も受けることができている。また、児童・生徒に対しては、限られた時間でもこころの健康について考えてもらえるような内容を検討できた。

令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題

学校においては、年間予定があるため、教職員等の研修に学校出前講座を活用してもらえないよう、時期を見た周知を行っていく必要がある。また、児童・生徒向けについては、教育委員会事務局が実施しているSOSの出し方・受け止め方教育を踏まえた内容の検討を進めていく必要がある。

第3次計画期間における取組の総合評価

第3次計画期間中の出前講座の実施校数については、目標値に届かない状況であったが、実施校でのアンケートからは概ね好評であった。こどもの自殺予防に対して社会的関心の高まりもあるため、教育現場のニーズを捉えた講座の開催を進めていく必要がある。

今後の取組の方向性及び改善点

かねがね自殺対策会議を通じて広報は継続して行う一方で、学校へ自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、こころの健康等の相談先が掲載されたポスターを送付することとし、それにあわせ、学校出前講座の周知も行う。また、教育委員会事務局と連携し、SOSの出し方・受け止め方教育の内容を踏まえた取り組みを進めている。

所管課

健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目		自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上		
取組番号	11	取組名称	かかりつけ医うつ病対応力向上研修			
取組目的	精神疾患の初期段階に接する可能性の高いかかりつけ医等の、うつ病や自殺に関する知識や対応技術を高め、より適切に対応することにより、自殺予防をはかることを目的とする。					
構成事務事業			外部委託 の増減			
			予算額	うち補助金等	決算額	事業費更 改の 可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,950千円	20,041千円	17,085千円	あり なし
取組実績						
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●事業概要 精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすく、また精神的な不調を自覚しても初期の段階で精神科や心療内科を受診する人は少ない。早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。 研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともに、カリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれの会場にも参加を可能とした。						
●開催回数及び参加者数 開催回数：1回（神奈川県内全5回） 川崎市開催参加者数：79名 神奈川県内全5会場参加者総数：300名						
●研修資料の作成 他県市と協力し、研修講師及び受講者用の資料の作成や準備を行った。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標			目標		実績	
1	研修参加者数 ※神奈川県、横浜市、相模原市開催分含む		200人／年		300人	
令和5年度における取組の成果						
研修において、うつ病等の基本的な理解から対応まで、事例も用いた形で講義がなされている他、神奈川県・横浜市・相模原市ととともに作成している連携先の行政機関や医療機関のリスト等も配布しており、実務に役立つ研修内容及び資料が整備されている。						
令和5年度における目的、目標の達成に向けた課題 神奈川県全体で見ただけに、定員を上回る参加希望があり、受講ニーズへの対応として、実施体制等の検討が重ねていく必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
神奈川県・横浜市、相模原市とともに4県市協調体制のもとで実施することで、カリキュラムの検討等においても広域的な視点で取り組むことができた。また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、定員減していたが、流行前の定員水準まで戻し、受講者も増加傾向にあり、身体科と精神科の連携の一助となっている。						
今後の取組の方向性及び改善点 本研修の目的を達成するとともに、受講ニーズに対応できるよう神奈川県及び横浜市、相模原市等と連携し、研修実施を目指す。						
所管課 健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2		項目		自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上		
取組番号	12	取組名称	児童・思春期精神保健研修会等の開催			
取組目的	職員の資質向上および機関連携強化を目的とし、教職員や児童相談機関職員を対象とした児童・思春期のメンタルヘルスに関する研修会等を定期的に開催する。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	地域リハビリテーション推進事業		189,755千円	36,952千円	167,131千円	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業において、児童精神科医によるスーパーバリエーション事業等として下記の取組を行っている。 ●事業概要 児童精神科医によるスーパーバリエーションを組み込んだ児童・思春期年代の事例検討と児童・思春期年代特有の精神保健上の課題についての研修会 ●結果及び実績 開催回数: 6回(事例検討: 5回 研修会: 1回) 参加人数: 延べ93人(事例検討: 32人 研修会: 61人) ●参加機関 総合リハビリテーション推進センター、区役所地域支援課、児童相談所、教育委員会						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標		目標	実績			
1	研修会等への参加者数	20人/年	93人/年			
2						
令和5年度における取組の成果						
児童・思春期の精神保健相談を受ける職員、児童の相談支援を行う職員の資質向上につながった。 児童・思春期のメンタルヘルスに関わる機関が集まり事例検討をすることで、お互いの取組や課題が共有できて連携強化につながった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
本事業に関して、児童・思春期のメンタルヘルスに関わる機関へのさらなる周知や参加のしやすい方法を検討する必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
主要指標である研修会等への参加者数は達成できた。参加した職員は資質向上につながった。参加者数の増加を目指し、さらなる取組や課題の共有を行い連携強化につなげていく必要がある。						
今後の取組の方向性及び改善点						
事例検討・研修の開催数の増加。年6回(隔月開催)から年12回(毎月開催)への開催回数の変更。 開催場所の工夫。所管課(南部)だけでなく、市内の中部や北部での開催。 参加関係機関との情報共有を行い、ニーズに合った研修を開催。						
所管課 健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2 自殺防止のためにつなげる		項目		自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上					
取組番号	13	取組名称	母子保健事業における人材育成研修						
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながる。ことから、産後うつ等の困難を抱えた周産期の母報の相談に対応するための人材を養成し、その資質を向上させる。								
構成事務事業			予算額		うち補助金等		決算額	外部委託の有無	事業実施の可能性
1	母子保健指導・相談事業		1,903,124千円	1,420,736千円	1,786,051千円		なし	なし	
2									
3									
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他Prすべき事項等) 母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援を提供できるよう、スキルアップを図るための母子保健指導者研修を実施した。									
【実績】 ①母子保健業務従事者研修(11月9日、2月5日 各日参加者10名) 対象者は母子保健に従事する保健師 講師：武蔵野大学看護学部 佐藤睦子准教授 テーマ：母子保健事業での虐待予防 ②産婦健康診査事業開始に伴う研修(2月27日 参加者69名) 講師：横浜市済生会東部病院 相川祐里課長(助産師、公認心理士) テーマ：産後エンパワメントを活用した母子の支援と関係機関との連携ポイント ③新人・新任職員向けの母子保健初任者研修(4月28日 参加者23名)									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)									
主要指標			目標		実績				
1	研修の理解度		研修内容について十分理解できた・理解できた割合が90%以上		100%				
2	研修内容の活用可能性		十分生かせそう、生かせそうの割合が90%以上		100%				
令和5年度における取組の成果									
各区役所の母子保健従事者からの課題や意見を参考に、上記研修を行った。研修内容を生かし、市民対応を行う等実務に有効だった。									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題 一定水準のスキルの習得を目指すために、母子保健事業に携わる各区役所地域のみより支援センター・地域支援課の職員が多く参加できる日時の設定を行う必要があった。また、新人・新任職員が学んだことを実務に活かすことができるよう、年度の早い時期に実施することが必要。テーマ設定に当たっては、母子保健事業の実施において求められていることを把握し、反映させた。									
第3次計画期間における取組の総合評価 周産期の支援に従事する専門職が、妊娠前から産後にかけて抱えやすい疾病の理解や必要とするサービス支援内容を理解することが、早期支援につながった。また、研修を通じ関係機関の役割の理解を深め、関係機関同士の連携を強化した。									
今後の取組の方向性及び改善点 母子保健初任者研修は新人及び新任職員のために年度当初の時期に実施する。 研修のテーマや内容については、区職員へのヒアリング等の結果を踏まえて検討していく。									
所管課									
こども未来局 児童家庭支援、虐待対策室 母子保健担当									

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上					
取組番号	14	取組名称	児童分野における精神保健等に関する包括的研修						
取組目的	児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施して対人援助のスキルを身につけることにより、家族等の自死を経験した子どもや保護者等に対して適切な支援を行う。								
構成事業			予算額	うち補助金等		決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	児童虐待防止対策事業		219,177千円	90,531千円	216,608千円	なし	なし		
2									
3									
●取組内容 児童相談所、区役所地域まもり支援センター・地域支援課、児童養護施設及び児童家庭支援センターの職員を対象として、こどものメンタルヘルスや自殺の背景及び自殺に至るまでのプロセス等の専門的な知識を習得する研修を開催した。 研修参加人数：61人									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）									
上記の構成事業の一部として、下記の研修を実施している。									
令和5年度における目的・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はミニタリング指標、その他PRすべき事項等） 第3次計画期間における取組の総合評価 児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して自殺予防に関する包括的研修を実施することにより、職員の対人援助スキルの向上につながるとともに、家族等の自死を経験した子どもや保護者等に対して適切な支援を行った。 今後の取組の方向性及び改善点 さらなる相談支援の充実、関係職員の自殺に関する正しい知識の習得のため、引き続き、自殺予防に関する包括的研修を実施する。									
所管課									
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当									

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	15	取組名称	教職員の資質向上			
取組目的	多様性を認め、自己肯定感を高める教育活動推進のため、ライフステージ研修や人権尊重教育推進担当者研修を通じて、教職員の人材育成を行う。					
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	教職員研修事業		23,599千円	0千円	16,466千円	あり
2	人権尊重教育推進事業		7,026千円	760千円	6,500千円	なし
取組実績						
(取組の範囲で、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
●ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修の内容						
○ライフステージに応じた研修 各校の人権尊重教育推進担当者研修 初任者研修、2校目異動者研修、中堅教諭等資質向上研修、15年経験者研修、支援教育コーディネーター研修、新任教頭研修、教頭研修、校長研修において人権尊重教育に係る講演等を実施した。互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教職員の養成に資する研修を行った。						
○人権尊重教育推進担当者研修 各校の人権尊重教育推進担当者を対象に、研修として子どもの権利をテーマとした講演等を通じて、児童生徒の自己肯定感の醸成や他者理解にかかわる教職員の資質向上を図ったほか、各校の担当者に対して人権尊重教育の全体計画及び推進計画の作成及び計画の遂行を支援した。						
●回数及び延べ参加人数 ライフステージに応じた研修：9回、延べ1,373名						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標		目標	実績			
1	ライフステージに応じた研修の年間開催回数	—	9回			
2	人権尊重教育推進担当者研修	4回／年	4回／年			
令和5年度における取組の成果						
子どもの権利学習派遣事業の新規メニューやGIGA端末を活用した教材の開発、研修内容の充実等により、更なる人権尊重教育の推進につなげることができた。						
子どもの権利学習派遣事業の新規メニューやGIGA端末を活用した教材の開発、研修内容の充実等により、更なる人権尊重教育の推進につなげることができた。川崎市教員育成指標に基づき、ライフステージに応じた研修の中で、人権尊重教育に係る講演等を実施し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教職員の養成に資する研修を行った。従来通りの集合型による研修に加え、オンラインや動画配信による研修を行った。今後についても、教員の資質・能力の向上につなげつつ、研修を受けた内容を校内に伝達するのみではなく、学習活動や児童生徒指導等と効果的に関連付けられるよう、研修内容等を常に見直していく必要がある。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
第3次計画期間における取組の総合評価						
主要指標である人権尊重教育推進担当者研修の実施について、3年間、目標値の達成を継続することができた。また、研修内容について、国等の動向に注視しつつ状況に則して資料等を更新するとともに、最新の情報を発信する等効果的に実施することができた。						
今後の取組の方向性及び改善点						
性的マイノリティの児童生徒が不登校や自殺へ繋がらないよう、児童生徒の理解促進や教職員研修を引き続き推進していく。また、互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を行い、研修で学んだ内容をもとに、学校現場で実践することができるよう研修内容をさらに工夫し実施する。						
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター・教育政策室						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上		
取組番号	16	取組名称		教職員向け心の健康相談支援事業		
取組目的	児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助等を通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実に資する。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	健康教育推進事業	634,958千円	48,851千円	644,623千円	なし	なし
2						
(取組の範囲で、当初の意図・目標、結果及び実績、よくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事業の一部で、心の健康相談支援事業として、下記の取組を実施している。 ●支援及び啓発活動の内容 (1)心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。 (2)心の健康に起因する問題に係る研修会等を行い、心の健康問題への啓発を実施する。 (3)その他、本事業の目的達成のために必要な事業を実施する。 ●専門家等の援助回数 専門医による学校訪問:6回 ●研修会等開催回数及び延べ参加人数 ○川崎市心の健康相談支援事業講演会 1回開催 参加人数87人 演題:「子どものメンタルヘルスについて」 講師:横浜市立大学精神科医学教室 児童精神科 藤田 純一氏 ●心の健康相談支援事業検討委員会 日時:令和6年3月13日(水)13:30～14:30 会場:川崎市総合教育センター 第5研修室						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標		目 標		実 績		
1	専門家等の年間援助回数	—		6回		
2						
令和5年度における取組の成果						
精神科の専門医が市立学校を訪問し、教諭を対象に、子ども心の健康に起因する問題について面接相談を実施し、適切な支援につなげることができた。また、研修会を実施し、児童生徒の心の健康に関する情報の提供及び啓発を行うことができた。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
第3次計画期間における取組の総合評価						
精神科の専門医が市立学校を訪問し、教諭を対象に、子ども心の健康に起因する問題について面接相談を実施することで、適切な支援につなげた。また、研修会を実施することで、児童生徒の心の健康に関する情報の提供及び啓発を行った。						
今後の取組の方向性及び改善点						
今後も児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助等を通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実に資する。						
所管課						
教育委員会事務局 健康教育課						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	取組名称	緩和ケア研修会の開催				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材を養成し、その資質を向上させる。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	川崎病院の運営	17,704,591千円	16,948,159千円	16,743,140千円	なし	なし
2	井田病院の運営	5,160,641千円	4,703,736千円	4,807,422千円	なし	なし
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記、構成事業の一部として、下記の内容に取組んでいる。						
●緩和ケア研修会の開催						
＜川崎病院＞ 地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者のための緩和ケア研修会を11月に川崎病院と共催した。 新指針での緩和ケア研修会を、「e-learningの復習」「アセスブレイキング」「がん性疼痛事例検討」「コミュニケーション」「療養場所の選択と地域連携」「がん患者等への支援」等の内容で1回開催した。 また、緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会を「がん患者の疼痛管理」「図芸療養」「頭頸部がん患者・家族への緩和ケア」等の内容で計3回開催した。 ○参加者数：医師43人、看護師57人、その他37人 計137人						
＜井田病院＞ 地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者のための緩和ケア研修会を11月に川崎病院と共催した。 新指針での緩和ケア研修会を、「e-learningの復習」「アセスブレイキング」「がん性疼痛事例検討」「コミュニケーション」「療養場所の選択と地域連携」「がん患者等への支援」等の内容で1回開催した。 また、緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会を「がん患者の疼痛管理」「図芸療養」「頭頸部がん患者・家族への緩和ケア」等の内容で計3回開催した。 ○参加者数：医師43人、看護師57人、その他37人 計137人						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標		目標		実績		
1	緩和ケア研修会の開催回数	川崎病院 2回／年 井田病院 1回／年		川崎病院 2回／年 井田病院 1回／年		
2	緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会の開催回数	井田病院 5回／年		井田病院 3回／年		
令和5年度における取組の成果						
＜川崎病院及び井田病院＞ 緩和ケア研修会を実施し、困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材の養成や資質向上に取り組んだ。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
＜川崎病院及び井田病院＞ より多くの医療従事者に緩和ケア研修会あるいは緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会に参加してもらえよう、研修会開催の案内を院内、院外に積極的に周知していく必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
＜川崎病院及び井田病院＞ 主要指標である緩和ケア研修会の実施について、3年間、目標の達成を継続することが出来、スタッフの緩和ケアに対する知識及び意識の向上に繋がり、自殺対策の一因を担うことが出来た。						
今後の取組の方向性及び改善点						
＜川崎病院及び井田病院＞ 緩和ケアに理解ある医療従事者等の増加により、がん患者と家族の不安軽減や安心につながるよう、緩和ケア研修会を継続して開催し、緩和ケアの普及啓発を行う。						
所管課						
病院局 経営企画室						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備					
取組番号		取組名称		学校出前講座の実施（再掲）					
取組目的		児童生徒のこのころの健康や、困難を抱えた際の対応方法について、教職員が学ぶことにより、児童生徒の自殺予防をはかり、またこのころの健康教育をはかることで児童生徒の将来の自殺予防の一助を目的とする。							
構成事業				予算額		うち補助金等		決算額	
1		自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,950千円		20,041千円		17,085千円	
				外部委託の有無		なし		事業変更の可能性 なし	
取組 実績									
（取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等） 上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。 根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例									
●事業概要 川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校側のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。									
●実施校数及び実施回数 実施校数：4校（実数） 実施回数：4回（延べ数）									
●実施内容（テーマ等）等									
開催時期		理 由		対 象		テーマ			
令和5年6月		特別支援学校		教職員		職員心健研修			
令和5年7月		中学校		生徒、教職員		このころの健康			
令和5年8月		中学校		教職員		中学生の心の健康			
令和5年9月		小学校		教職員		児童思考力めこのころの健康について			
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）									
主要指標				目 標		実 績			
1		学校出前講座（教職員等対象）の実施校数		5校／年 （15校／3年間）		4校 （9校／3年間）			
2		学校出前講座（児童・生徒対象）の実施校数		5校／年 （15校／3年間）		1校 （4校／3年間）			
令和5年度における取組の成果									
教職員等に対しては、学校以外の相談先や連携先の提示を行うとともに、具体的な事例に関する相談等も受けることができている。また、児童・生徒に対しては、限られた時間でもこのころの健康について考えてもらえるような内容を検討できた。									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題									
学校においては、年間予定があるため、教職員等の研修に学校出前講座を活用してもらえよう、時期をまたし開校を行っていく必要がある。また、児童生徒向けについては、教育委員会事務局が実施しているSOSの出し方・受け止め方教育を踏まえた内容の検討を進めていく必要がある。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
第3次計画期間中の出前講座の実施校数については、目標値に届かない状況であったが、実施校でのアンケートからは概ね好評であった。こどもの自殺予防に対して社会的な関心の高きもあるため、教育現場のニーズを捉えた講座の開催を進めていく必要がある。									
今後の取組の方向性及び改善点									
かながわ自殺対策会議を通じて広報は継続して行う一方で、学校へ自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、このころの健康等の相談先が掲載されたポスターを送付することとし、それにあわせ、学校出前講座の周知も行う。また、教育委員会事務局と連携し、SOSの出し方・受け止め方教育の内容を踏まえた取り組みを進めていく。									
所管課									
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター									

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2	取組番号	取組名称	項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備		
	19			こころの電話相談		
取組目的	こころの健康や病気の悩みにについて、一人で抱えず相談できる体制を整え、自殺予防を図る。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	地域リハビリテーション推進事業	189,755千円	36,952千円	167,131千円	あり	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。						
法令根拠等：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●事業概要 匿名で利用できる電話相談として、こころの健康や病気の悩みに関した相談に応じる。緊急性が判断される場合には、各区役所や関係機関等の紹介や継続的な支援に向けた連絡調整を行う。						
●開設時間及び相談数 開設時間：毎日9:00～21:00。年末年始(12/29～1/3)は9:00～17:00。 相談件数：延べ10,934件						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
新型コロナウイルス感染症に関する相談は前年度より減少している。(R4:488件→R5:242件)						
主要指標		目標		実績		
1	年間電話相談件数	—		10,934件		
2						
令和5年度における取組の成果						
自殺関連の相談は434件あり、必要時区役所等の関係機関の紹介や継続的な支援に向けた連絡調整を行うことができた。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
新規利用者の割合が少ない現状にある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
主要指標である年間電話相談件数は増加傾向にある。こころの健康や病気の悩みについて、一人で抱えず相談でき、自殺予防につながった。						
今後の取組の方向性及び改善点						
関係機関の紹介や継続的な支援に向けた連絡調整を行うために、こころの電話相談と各関係機関との相互の取り組みや課題の共有をしていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	20	取組名称	心のバリアフリーに向けた取組			
取組目的	お互いを尊重しながら、共に支え合う自立と共生の地域社会を目指し、ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(さまざまな人が社会のなかで自分らしく混ざり合えること)の地域社会の実現に向けた全市民的意識の醸成(心のバリアフリー)に向けた取組を推進する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	かわさきパラムーブメント推進事業	50,252千円	0千円	38,800千円	なし	なし
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
●インクルージョンな音楽プロジェクトを展開し、市内の音楽・ダンス等のアーティストの他、川崎市文化財団、かわさきジャズ、ブリティッシュ・カウンシル、世界ゆるミュージック協会、音楽総合型スポーツクラブ SFL等、様々な市民や事業者等と連携した創発的な取組を実施し、音楽を通じて楽しみながら多様性や包摂の理解を促し、共生社会への意識の醸成が図られた。このほか、イベントへのブース出展、グッズ配布、チラシ・冊子の配布、SNS(メルマガ、デジタルサイネージ、YouTube)等を活用した広報により、かわさきパラムーブメントの理念浸透を図るとともに、取組を多くの市民等へ周知することにより、各主体の自発的な取組が創出され、クワイエットアワーの取組(R5:ヤマダデンキ向ヶ丘店)が実施され、発達障害のある方が社会の中で抱える課題への理解の促進が図られた。						
●心のバリアフリー等の理解浸透を図るため、障害の社会モデルの浸透を目的に「バリアフルレストラン」を開催したなかで、市立川崎高校の文化祭での開催は、生徒が主体的に参加と学びができる機会として、ワークショップを開催したほか、学年を超えた協働は、部活以外では体験できない貴重な経験であり、生徒の新たな成長と意識の醸成が図られた。このほか、eスポーツを活用したインクルージョンな体験イベントを開催し、障害の有無に関わらず誰もが一緒に楽しめる体験を通じて、パラムーブメントの理念浸透が図られた。加えて、障害者の就労体験の場としても活用することで、社会参加への意識醸成を図ることができた。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標		目標	実績			
1	かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けたイベント等の開催	6回/年	9回			
2						
令和5年度における取組の成果						
各種イベントや研修等を実施することで市民への心のバリアフリーの浸透、庁内への心のバリアフリーの浸透を図ることができ、かわさきパラムーブメントの目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」に向け前進し、施策に貢献した。						
誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域である共生社会の実現に向け、市民、企業、団体等が主体的にかかわさきパラムーブメントを推進するためにプラットフォームを構築していく必要がある。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域である共生社会の実現に向け、市民、企業、団体等が主体的にかかわさきパラムーブメントを推進するためにプラットフォームを構築していく必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
各種イベントや研修等を実施することで市民への心のバリアフリーの浸透、庁内への心のバリアフリーの浸透を図ることができ、かわさきパラムーブメントの目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」に向け前進し、施策に貢献することができた。						
今後の取組の方向性及び改善点						
共生社会の実現に向けたレガシー形成に向け、市内全域に理念浸透を図る必要があることから庁内へ向け、広報物やグッズを活用していく。さらに庁内の推進体制によりレガシー形成に向けた取組を多様な主体と連携をしながら横断的に検討・実施することでプラットフォーム構築に向けた機運を高めていく。						
所管課						
市民文化局 パラムーブメント推進担当						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる	項目		地域・職域連携推進事業			
取組番号	21	取組名称				
取組目的	働く人の心身の健康づくりを目的に、関係機関と連携し、企業の保健担当者向け研修会や労働関係広報紙を活用し、相談先を含めた情報発信を行う。					
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	事業変更の可能性
1	健康づくり事業		130,049千円	12,302千円	114,495千円	なし
2	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,950千円	20,041千円	17,085千円	あり
取組実績						
（取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、よくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等）						
＜健康推進担当者による取組＞ 上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。 ● 川崎市健康推進事業「イ・エス・エス」地域・職域連携推進事業実施要綱（厚生労働省）、川崎市地域・職域連携推進連絡会議運営要綱 ● 地域・職域連携推進連絡会議 8月31日、11月25日開催 ● 全国健康保険協会神奈川支部・健康保険協会研修 ● メンタルヘルス対策の講演を実施した。（YouTubeでの動画配信） ● 配信期間：令和5年9月15日～11月15日 ● テーマ「気づいてますか？こころのサイン」 ● 視聴数：469回 ● 本研修会については、自由な時間に視聴できる等のメリットから今後も動画配信形式を継続する予定である。						
● 川崎南支部：9月6日 会場：川崎市産業振興会館 参加人数：160人 ● 川崎北支部：9月2日 会場：高津市民館 参加人数：130人						
＜総合リハビリテーション推進センターによる取組＞ 上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。 ● 川崎南支部：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例 ● 川崎南支部との共催による「職場の安全・安心セミナー」 ● 日時：令和6年2月14日 14:00～17:00 ● 場所：川崎商工会館所 KCGIR-ワーク ● 内容：「社会正義とフェイセーブルワークの推進」 ● 参加者数：49人 ● 「安心して働くための環境の整備～フェイセーブルワークの実現に向けて～」						
● かわさき労働情報「への記事の掲載を行った。 ● メンタルヘルス関連の記事について掲載した(5月、9月)						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標			目標	実績		
1	職場の安全・安心セミナー参加者数		80人／年	59人		
2	各関連団体での普及啓発		2回／年	2回		
令和5年度における取組の成果						
取組者などおり、働く人の心身の健康づくりを目的に、関係機関と連携し、企業の保健担当者向け研修会や労働関係広報紙を活用し、相談先を含めた情報発信を行うことができた。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
職場の安全・安心セミナーについて、参加者数実績は目標を下回ったが、アンケートにおいて参加者の満足度は高い。其後の川崎商工会館所や労働関係機関等と連携し、産業保健分野における具体的なテーマ設定を今後とも行い、関係機関への周知を広く行っていく必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
関係機関と連携し、企業の保健担当者向け研修会や労働関係広報紙を活用し、相談先を含めた情報発信を広く行うことができたと。						
今後の取組の方向性及び改善点 新型コロナウイルス感染症により、生活様式の変化がある中、職場環境や労働環境も変化していることから、地域産業保健センターや川崎商工会館所をはじめ、地域の企業や労働関係機関と情報交換を行いながら、実践可能な情報提供を行っていく。						
所管課 健康福祉部 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課・健康増進担当						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備							
取組番号	22	取組名称	各区役所における精神保健相談						
取組目的	各区役所地域まもり支援センターにて、専門職による精神保健福祉相談や精神科嘱託医による精神保健相談を実施し、市民の心の健康の保持及び増進を図る。								
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性			
1	精神保健事業	13,570千円	3,369千円	10,690千円	なし	なし			
取組実績									
【取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、よくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等】 上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。									
根拠法令等：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者総合支援法、保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要綱									
●事業概要									
一般精神保健対策事業として、各区役所地域まもり支援センター・高齢・障害者において、社会福祉院・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談窓口、電話及び訪問等で受け付けるとともに、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の案内を行った。利用可能な制度や社会資源の案内を中洲に行うため、広報物の作成について外部委託を行った。その他、関連事業として、精神保健福祉に関する知識等の普及啓発を目的に各種講演会等を実施した。 なお、継続的に相談支援が必要な方については、地域リハビリテーションセンターや障害者相談支援事業所等と連携し、日常生活に関する支援を行った。 また、一般及び高齢者精神保健相談事業として、月1～3回、一般及び高齢者の精神保健福祉相談について、精神科嘱託医によるクリニックを開催し、相談・指導等を行った。精神科嘱託医からは、本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点から助言を受けた。人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会・連絡会及び講演会等の普及啓発の取組についても実施し、広く市民のこころの健康の保持・増進に寄与した。									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）									
社会情勢の変化により生じる精神保健に関する多様なニーズを把握し、相談支援及び普及啓発に取り組んでいく必要が今後とも求められると思われる。									
主要指標		目標	実績						
1	精神保健福祉相談の相談・指導等の年間件数	－	2,834件						
2	精神科医による一般及び高齢者精神保健福祉相談の年間件数	－	264件						
令和5年度における取組の成果									
取組実績に記載のとおり、各区役所地域まもり支援センターにて、専門職や精神科嘱託医による精神保健相談を実施した。相談件数のうち自殺関連相談は延べ215件、自死遺族に関する相談は延べ19件あった。自殺関連に対応する相談業務を行うとともに、広く市民のこころの健康の保持・増進に寄与した。									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題									
窓口、訪問及び電話での相談支援は引き続き、専門職を中心に対応していくとともに、精神保健の観点からこころの健康の維持増進や予防を早めた普及啓発も進めていく必要がある。自死遺族に関する相談については、相談窓口の周知等、普及啓発を進めていく必要がある。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
精神保健福祉相談の年間件数及び精神科医による精神保健福祉相談については、令和3年度～令和5年度は大きな変動なく推移しており、面談及び電話、訪問等の手法により、精神保健福祉に関する幅広い相談に継続的に対応したこと、市民の心の健康の保持及び増進に寄与したものと考えられる。									
今後の取組の方向性及び改善点									
精神保健福祉に関する相談について、地域支援室や障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、包括的な相談支援の提供を目指す。また、普及啓発については、各種普及啓発物での相談窓口の周知を進めていく。講演会等の開催については、社会の状況等に即したテーマを設定し、開催の手法も工夫しつつ実施していく。									
所管課									
健康福祉局 精神保健課									

令和5年度川崎市自衛対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自衛防止のためにつながる		項目	依存症への対策			
取組番号	23	取組名称				
取組目的			アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症について、早期発見・早期治療・回復のため、普及啓発と相談支援を行う。			
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託 の有無
1	地域リハビリテーション推進事業		189,755千円	36,992千円	167,131千円	あり
			なし			
取組の実績						
(取組の範囲で、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。						
法令相談：精神保健福祉法及び精神障害者福祉法に関する法律、アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル依存症等対策基本法等						
●総合リハビリテーション推進センターにこの健康課題における依存症関連相談						
○アルコール問題：173件（実数：159件）						
（内訳）電話及びメール相談：160件、面談相談：11件、訪問相談：2件						
○薬物問題：56件（実数：48件）						
（内訳）電話相談及びメール相談：46件、面談相談：6件、訪問相談：4件						
○ギャンブル問題：44件（実数：34件）						
（内訳）電話相談及びメール相談：36件、面談相談：5件、訪問相談：3件						
○その他：17件（実数：17件）						
（内訳）電話相談：17件						
●依存症支援連携事業						
依存症専門医を講師に迎え、相談支援従事者や市内精神科医療機関の人材育成を目標として、事例検討、依存症対策事業説明や研修会等を開催した。また、依存症支援体制の構築のための連携会議を開催した。						
○事業説明会：3回開催（精神科病院にて2回、こころの健康課（依存症相談施設）の事業説明や専門医のアルコール依存症の講義、当事者体験談を伝える。市内の精神科病院MSW向けに1回、こころの健康課の事業説明と依存症地域活動支援センター職員より活動紹介を行う）						
○支援者向けアルコール問題対応方向上研修：2回開催。参加者①35名、②53名						
○依存症情報交換会：1回開催。参加10団体（依存症関連団体）						
●依存症問題に悩む家族のためのセミナーの開催（アルコール、薬物、ギャンブル）						
年間2コース（前期：6回・後期：6回）開催。						
参加人数：AL 延べ95名（実人数：35名）、薬物・ギャンブル 延べ121名（実人数：32名）						
●認知行動療法的依存症治療プログラム「だるま〜ぶ」						
10回コースとして2コース開催。うち1コースは市内依存症回復施設にて実施。						
●普及啓発・情報提供事業						
市民向けフォーラム（川崎アイディンションフォーラム）を年1回開催。フォーラム等の機会でもリーフレット等を活用し、普及啓発、情報提供を行う。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行等、感染対策の軽減もあり、医療機関へ出向き、事業説明を行うことができた。						
主要指標		目標	実績			
1	こころの健康課における依存症関連相談件数	—	290件			
2	認知行動療法的プログラムへの参加者数	—	179名 （うち外部施設で開催76名）			
令和5年度における取組の成果						
市内精神科病院向けに事業説明会を実施。所管課や市内依存症回復施設同士の連携強化を推進した。認知行動療法的依存症治療プログラム「だるま〜ぶ」を前年度とは別の依存症回復施設で実施し、地域の関係者にも依存症支援連携体制を推進した。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
・相談窓口の周知。身近な窓口での相談対応ができるように相談支援を行う職員への支援者支援。 ・保健医療福祉分野以外の機関との連携も検討する。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
アルコールを中心に依存症からの回復について相談支援を実施できた。相談支援を行う職員を中心に普及啓発ができた。						
今後の取組の方向性及び改善点						
・飲酒問題初期相談マニュアルを改編、ギャンブル問題ガイドラインを作成し、相談機関での支援力向上へつなげる。 ・薬物やギャンブル等の研修も機会を設け、依存症全般の支援力向上をはかる。 ・保健福祉分野以外の機関における活動について情報収集を行い、連携の糸口を探る。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課						

令和5年度川崎市自衛対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2 自衛防止のためにつながる		項 目		社会的ひきこもり相談					
取組番号	24	取組名称							
取組目的	社会的ひきこもり（明らかな精神障害のないひきこもり）状態の背景にある当事者、その家族あるいは世帯全体の課題を支援することにより、当事者や家族の社会的孤立の予防あるいは解消を図る。								
構成事業		事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	ひきこもり地域支援事業			58,133千円	24,750千円	57,813千円	あり	なし	
2									
取 組 実 績									
(取組の範囲で、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)									
●事業概要									
①社会的ひきこもり相談（当事者、家族への電話・面接・メールによる相談、家庭訪問、同行支援等のアウトリーチ支援、当事者グループ活動、家族グループ活動等）									
②ひきこもり支援ネットワーク会議の設置									
③関係機関等へのコンサルテーション等による機関支援									
④市民講演会開催等による普及啓発									
⑤従事者研修会開催等による支援者育成									
⑥ひきこもりに関する調査研究									
●取組実績									
相談支援：相談実数365件、延べ相談件数2,261件									
当事者グループ活動：117回実施、参加実人数23人、参加延べ人数571人									
研修会：1回開催 参加者数30人									
市民講演会：1回開催 参加者数98人									
ひきこもり支援ネットワーク会議：2回開催									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）									
新型コロナウイルス感染症流行時には身体疾患等他の疾患を抱える家族等が対面での相談に躊躇する様子が見られていたが、5類移行後はそれらの不安が軽減され、対面での相談件数は増加傾向にある。一方、新型コロナウイルス感染症流行を背景にした就業先の業績悪化に伴う離職がひきこもりの契機となっている事例も見られている。									
主要指標		目標		実績					
1	年間相談件数	—		2,261件					
令和5年度における取組の成果									
取組実績のとおりに、広くひきこもり状態にある当事者やご家族を対象にした相談支援を「ひきこもり地域支援センター」を中心に実施しながら、分野横断的な相談機関が参画した「ひきこもり支援ネットワーク会議」を開催し、切れ目のない相談支援体制の構築を進めた。									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題									
「ひきこもり地域支援センター」をはじめ、各相談機関の得意、不得意な領域を相互に理解した上で機関連携を図り、切れ目のない相談支援を実施する必要がある。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
第2次計画期間においては精神保健福祉センターにおいてひきこもり相談に取り組んできたが、第3次計画期間から民間委託により「ひきこもり地域支援センター」を開設した。広くひきこもり状態にある当事者やご家族に対する専門的な相談支援を実施し、相談件数は増加傾向にあるほか、「ひきこもり支援ネットワーク会議」の設置により切れ目のない相談支援体制の構築を進める等社会的孤立の予防・解消に寄与した。									
今後の取組の方向性及び改善点									
広くひきこもり状態にある方々の一斉相談、二次相談を継続して実施しながら、これまで以上に切れ目のない相談支援を円滑に実施するため、ひきこもり支援にかかる従事者への研修を実施するとともに、各相談機関の相互理解を図る場面を設定し、地域の支援力の底上げを図る。									
所管課									
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター									

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	心身喪失者等医療観察法への対策			
取組番号	25	取組名称	心身喪失者等医療観察法への対策			
取組目的			心身喪失者等医療観察法の対象者について、保護観察所、医療機関等との連携により、退院、退所後における生活環境の調整を行う心身喪失者等地域移行支援事業を実施する。			
構成事務事業			予算額	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神科医療・退院後支援事業		376,987千円	148,557千円	291,406千円	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。						
根拠法令等：心身喪失者等医療観察法、地域社会における処遇のガイドライン(平成17年法務省・厚生労働省共同通知)、神奈川県における医療観察法に基づく地域処遇運営要領						
●事業概要 心身喪失者等医療観察法による処遇対象者に対して、退院後の必要な医療を確保し、地域における支援を構築して、関係機関の密な連携のもと、他害行為等の再発防止と対象者の地域生活支援を進めることを目的に、総合リハビリテーション推進センターが、裁判所による入院・通院の決定により、法の下、保護観察所や区役所地域まもり支援センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的に面接や訪問、ケア会議等を実施した。						
●支援の内容 事業対象者に関してのケア会議と訪問支援を実施することで、入院処遇中から退院後の必要な医療並びに地域生活上必要な支援を確保するとともに、医療機関をはじめ、地域関係機関等と緊密に連携することで、他害行為等の再発防止と安定した社会復帰に向けた重層的な支援を実施した。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
高齢化が進むことにより、対象者の高齢化が進み、対象の支援機関も高齢者分野等幅広い理解が必要となってくるのが想定される。						
主要指標		目標	実績			
1	ケア会議の年間開催回数	—	50回			
2	訪問支援年間回数	—	50回			
令和5年度における取組の成果						
対象者が安定した地域生活を送る際に、自暴自棄とならないような支援体制の構築を行った。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
課題として、指定入院・通院医療機関の不足、円滑な地域処遇等があげられる。保護観察所、関東信越厚生局と協力し、事業に対する普及啓発を実施していく。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
対象者が安定した地域生活を送る際に、自暴自棄とならないような支援体制の構築を行った。安定した地域生活を送れるような支援体制の整備や事業に関する普及啓発を継続するとともに、支援を実施した。						
今後の取組の方向性及び改善点						
対象者の高齢化や生活困窮の問題も生じているため、より円滑な支援体制を組めるよう障害分野のみならず、高齢者支援分野等へ事業説明等を通じた普及啓発を実施していく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター・精神保健課						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	一般介護予防事業			
取組番号	26	取組名称				
取組目的	高齢者の年齢や心身の状況等によって分けて隔てることなく、いきがしいや役割をもって生活できる地域づくりを推進し、高齢者が通う住民主体の通いの場が充実することともに、高齢者が支援の担い手として社会的な活動に参加することで、いきがしいや介護予防、閉じこもり防止につながることを目的とする。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	事業変更 の可能性
1	介護予防事業		2,883,739千円	2,505,660千円	2,413,220千円	あり
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の一部で、介護予防教室等実施事業及び地域介護予防活動支援事業として、下記の事業に取組んだ。						
○取組の概要 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援した。 介護予防は、「運動」「栄養」「口腔」といった身体機能の向上だけでなく、高齢者の閉じこもり予防や地域のなかでの生きがいづくり等の活動を通じて、「見守りや支え合えるような地域づくりを目指して活動した。						
〈健康福祉局健康増進担当所管取組〉 ●各区が主体となる一般介護予防事業実施回数及び延べ参加者数 ○介護予防教室等実施事業(いこい元氣広場事業を含む) 実施回数:2,272回／延べ参加者数:22,980人 ○地域介護予防活動支援事業(団体支援) 実施回数:459回／延べ参加者数:8,045人 ○地域介護予防活動支援事業(その他) 実施回数:10回／延べ参加者数:231人 〈健康福祉局地域包括ケア推進室所管取組〉 ●住民主体による要支援者等支援事業 ○月4回以上の活動への委託 11団体						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む) 新型コロナウイルス感染症流行以降、感染症対策としていこい元氣広場事業において人数制限や隔週での開催を実施してきたが、5類感染症への移行後は、開催制限を撤廃し、本来の定員での実施が可能となり参加者数の増加も見込まれることから、より一層の事業の普及啓発の強化や教室数の増加等を検討していく必要がある。						
主要指標		目標	実績			
1	介護予防普及啓発事業(一般介護予防事業)の参加者数	40,010人以上／年	22,980人			
令和5年度における取組の成果 今後も続く超高齢社会の進展に向けて、健康寿命の延伸に加え、生きがいづくり・健康づくりの第一歩としての活動を支援することが出来た。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題 高齢者の孤立には様々な要因があると考えられるが、孤立は心身両面にマイナスの影響を与えるだけでなく、困った時のサポートが受けにくい等、社会的にも不安な状況にあることが考えられる。高齢者のいきがしいづくり・健康づくりは個々人に対する取組を支援するだけでなく、様々な活動に参加し、社会的な活動を行えるような支援・環境づくりが必要である。						
第3次計画期間における取組の総合評価 令和3年度から令和5年度まで、高齢者の閉じこもり防止や生きがいづくりにつなげるような介護予防事業の普及啓発を実施し、自殺予防活動の基盤としての取組を実施することが出来た。						
今後の取組の方向性及び改善点 広報の強化						
所管課 健康福祉局 健康増進担当・地域包括ケア推進室						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	
取組番号	取組名称	がん患者やその家族への支援の取組	
取組目的	がん患者やその家族が抱えている不安や悩みの軽減や解消につながるように、支援情報の提供や、患者とその家族、または患者同士が語り合う場の提供等を行う。		
構成事業		予算額	決算額
1 川崎病院の運営		17,704,591千円	16,948,159千円
2 井田病院の運営		5,160,641千円	4,807,422千円
取組実績		うち補助金等	外部委託の有無
1 川崎病院の運営		17,704,591千円	なし
2 井田病院の運営		5,160,641千円	なし
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)上記、構成事業の一部として、下記の内容に取組んでいる。			
●がんサロンの開催			
＜川崎病院＞ がん患者とその家族を対象(他院の患者も参加可能)に隔月1回、がん相談サロンを開催している。診断前・治療中・治療後にかかわらず病気の症状や副作用、日常生活の困りごと等について、参加者同士が語り合い、互助・共助がなされることでピアサポートの場を提供している。令和5年度は5.7月はハイブリッド開催(対面＋オンライン併用開催)で2回、9.11.1.3月は対面開催で4回の計6回開催した。 ＜井田病院＞ がん患者とその家族を対象に隔月1回、オンラインでがんサロンを開催した。不安や悩みを抱えるがん患者・家族には、がん相談支援センターで個別対応を行うと共に、がん相談支援センターという無料相談窓口の利用促進を図るため、がん相談支援センター通信を年2回発行し、院内外で配布した。さらに、乳がん患者を対象としたピンクリボン・サークルでは、令和4年度に続き、毎月の金曜発行のオンラインでの意見交換会を開催した。			
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)			
主要指標		目標	実績
1	がんサロンの開催回数	川崎病院7回/年 井田病院23回/年	川崎病院 6回/年 井田病院 6回/年
2			
令和5年度における取組の成果			
＜川崎病院及び井田病院＞ 川崎病院においては新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後、感染対策を講じ対面開催とした。井田病院においては引き継ぎオンラインでの開催とした。いずれの開催方法においても医師との対話を通して、患者・家族の不安を和らげ、関心欲を高めることができた。			
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題			
＜川崎病院及び井田病院＞ オンライン開催は遠方から参加しやすい反面、オンライン自体を苦手とする患者・家族がいる場合や参加が少なくなる場合がある。また、がん相談支援センターにおいては専門的な人員の確保が難しいこともあり、コロナ禍以前の1回/月開催に戻せていない。			
第3次計画期間における取組の総合評価			
＜川崎病院及び井田病院＞ 感染状況や社会情勢を踏まえ、参加者の参加しやすい開催方法を模索することで、より多くのがん患者や家族にピアサポートの場の提供ができた。			
今後の取組の方向性及び改善点			
＜川崎病院及び井田病院＞ がん相談支援センターにおいて、限られた人員で利用者のニーズに応えられるよう、がんサロンと並行し、がん相談、緩和ケア相談も実施し、引き続きがん患者やその家族が抱えている不安や悩みの軽減や解消に努める。			
所管課			
病院局 経営企画室			

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	
取組番号	取組名称	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	
取組目的	保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるよう、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、通見支援等を実施する。		
構成事業		予算額	決算額
1 児童生徒支援・相談事業		698,134千円	641,822千円
取組実績		うち補助金等	外部委託の有無
1 児童生徒支援・相談事業		698,134千円	なし
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)上記、構成事業の一部で、スクールカウンセラー配置事業及びスクールソーシャルワーカー配置事業として、次の取組を実施している。			
●スクールカウンセラー配置事業の内容			
○市立中学校・高等学校にはスクールカウンセラーの各校1名配置継続。 ○市立中学校・高等学校に開始した市立小学校に加え、令和6年4月より、特別支援学校にも月2回程度の定期派遣を開始 ○児童生徒・保護者、教職員に対する相談 ○教職員に対するアセスメント(情報収集・助立て) ○教職員に対するコンサルテーション(専門的な指導、助言を含めた検討) ○心理に関する校内研修等の実施 ○相談件数 児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数 小学校:15,432人、中学校:22,642人、高等学校:1,939人、特別支援学校:398人			
●スクールソーシャルワーカー配置の事業内容			
区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、養育の課題や経済的な困難等の抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、学校との間に立つて調整し、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介する等の支援を行う。 ○配置状況 川崎区・幸区・中原区・宮前区が2名、その他の区は1名ずつの合計12名			
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)			
コロナ禍による生活様式の変化等の影響のため、相談ニーズの高まりと相談内容の多様化・複雑化が進み、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談件数が増加した。			
主要指標		目標	実績
1	学校巡回カウンセラー派遣回数及び年間相談人数	－	各校22回 総年間相談人数15,868人
2	スクールソーシャルワーカー派遣回数(カッコ内は年間相談人数)	－	2,872回 (261人)
令和5年度における取組の成果			
相談支援や地域のサポート資源の情報提供、通見支援等を実施することで、保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進される等の成果を残すことができた。			
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題			
・スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。スクールカウンセラーの養成研修、活動内容の周知を進める必要がある。 ・スクールソーシャルワーカーを1名増員し、要請による派遣回数が、昨年度出で約600回増加した。今後も、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談体制を充実していく必要がある。			
第3次計画期間における取組の総合評価			
・スクールカウンセラーについては、市立全中学校に定期的に配置もしくは派遣ができるようになり、必要に応じて心理の専門家と学校で相談ができる体制を作ることができた。取組を進めるためには、人材育成や安定的な人材確保も含め、さらに体制を充実させていく必要がある。 ・スクールソーシャルワーカーの名区への配置を拡充することにより、学校巡回訪問の実施及び関係機関との連携強化を図ることができた。			
今後の取組の方向性及び改善点			
・スクールカウンセラーは、各学校の管理職や教職員と積極的に連絡をとり、一人でも多くの児童生徒が、充実した学校生活を送れるよう、問題の未然防止につながる活動を推進する。 ・スクールソーシャルワーカーは、要請による訪問に加えて、巡回による訪問を行い、学校・家庭等への支援を充実していく。また、各区の「要保観児虐待対策地域協議会実務者会議」をはじめ、福祉部局と情報共有をより密に行う等、より一層の連携の強化を図る。			
所管課			
教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター・指導課			

[illegible]

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		市民相談の実施		
取組番号	31	取組名称				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市民の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。					
構成事務事業				予算額	うち補助金等	決算額
1	区相談事業		51,788千円	0千円	51,467千円	あり
2						
3						
取組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
●相談内容 ○市民生活・市政等相談：市職員及び市民相談員が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、相談の総合案内を行ったり日常生活での困り事等の相談に応じる。 ○特別相談：弁護士、司法書士、専門相談員等が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、専門知識が必要な相談に応じる。 (弁護士相談、司法書士相談、認定司法書士相談、行政書士の相続・遺言・成年後見相談、宅地建物相談、交通事故相談(専門相談員／弁護士)、労働相談、税務相談(税理士／税務相談員)、まちづくり相談、住宅相談、ろうあ者相談、難聴者相談、人権相談、行政相談) ●市民相談の件数 市民生活・市政等相談件数： 12,055件(令和5年度 全区合計件数) 特別相談件数： 6,282件(令和5年度 全区合計件数)						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標				目標	実績	
1	市民相談年間件数			－	18,337件	
2						
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり、市民の悩みや困難が解消されるよう各種相談を実施した。さらに、利便性向上のため宅地建物相談及び行政書士の相談・遺言・成年後見相談においてオンライン相談を導入した。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
時代状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、相談窓口の体制を整備する。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
区役所において日々寄せられている市民からの様々な相談についての確に、また相談窓口を適切に案内できたことから、施策へ貢献した。						
今後の取組の方向性及び改善点						
引き続き、相談の利用状況を把握し、相談窓口の体制整備につなげていく。						
所管課						
市民文化局 市民活動推進課						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2		項目		人権関連事業					
自殺防止のためにつながる		取組名称							
取組番号	32								
取組目的	人権意識の普及や協働・連携を目的として、かわさき人権フェアや性的マイノリティの理解促進に関するイベントの開催や、人権に関する問題等について、人権相談専門調査員が相談に応じる(かわさき人権相談)。								
構成事務事業				予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	人権関連事業			44,140千円	12,231千円	37,861千円	あり	なし	
2									
3									
取組実績									
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)									
上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。									
①「かわさき人権フェア」を、11月23日に実施し1,344人の来場があり、また、「川崎市人権学校」を「差別を乗り越えるためにできること～差別をしない、させない私になるために～」をテーマに2月21日から3月19日までオンラインで実施し、116人の参加があった。									
②企業向け「LGBTセミナー」を2回の連続講座として実施し、延べ119社、177人の申込があった。また、性的マイノリティに関する映画上映・トークショー等の川崎市人権啓発上映会&トークショー「ビープルデザインシネマ2024」を川崎市総合自治会館で1月27日に実施し、映画上映及びトークショーはオンラインでのリアルタイム配信も行った。会場参加は映画上映及びトークショー32人、「情報共有ルーム」17人の延べ合計49人の申込があった。オンライン視聴は合計20人の申込があった。									
③かわさき人権相談(かわさき人権相談ダイヤルから改称)については243件の相談があった。									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)									
新型コロナウイルス感染症流行以降、一部の事業では感染症対策として会場での実施を中止していたが、5類感染症への移行に伴い、会場での実施を復活させた。また、オンラインの普及に伴い、会場とオンラインで同時に実施する等、より効果的な手法による普及啓発の実施が必要になっている。									
主要指標		目標		実績					
1	かわさき人権フェア等への参加者数	1,800人/年		1,706人					
2	性的マイノリティの理解促進に関するイベント等の開催	7回/年		3回					
令和5年度における取組の成果									
取組実績のとおり、人権に関する各種啓発活動や人権相談を実施することで、LGBT当事者の生きづらさを解消する環境づくり等に努め、市民の自殺予防やこころの健康保持に寄与した。									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題									
性的マイノリティに対する理解不足や配慮のなさに起因したアラウティング等の人権侵害が生じることのないように、市民の理解を高めていくことが求められている。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
市民の参加機会拡大の観点から、イベントのオンラインによる実施といった、手法を工夫して事業を実施し、取組に貢献した。									
今後の取組の方向性及び改善点									
性的マイノリティ当事者の方がより参加しやすくなるよう、開催時期等を調整することが必要と考える。									
所管課									
市民文化局 人権・男女共同参画室									

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自察の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	33	取組名称	男女共同参画センターにおける総合相談			
取組目的	男女共同参画センターにて、女性のための総合相談として、女性相談員及び面談相談員が人間関係、生き方等の相談に応じ、また、男性のための電話相談として、男性相談員が、生き方や働き方、人間関係等の相談に応じ、各個人が抱える悩みや困難を解決し、自殺予防を図ることを目的とする。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	男女共同参画センター管理運営事業	127,505千円	4,500千円	128,890千円	あり	なし
取組実績						
【取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等】						
上記構成事務事業の一部で、下記の取組を行っている。						
●制度の概要						
【女性のための総合相談】						
・電話相談：家庭、人間関係、生き方、配偶者やパートナーからの暴力、ハラスメント等の相談						
・面談相談：女性相談員による相談（電話相談のあと必要に応じて）						
・法律相談：女性弁護士による法律相談（電話相談のあと必要に応じて）						
相談員・・・10名（社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、弁護士、その他経歴者）						
※電話相談で使用している電話番号をハローウィメンズ110番と呼称し周知						
【男性のための電話相談】						
・男性相談員による、男性が抱える生き方や働き方、人間関係（家族、夫婦、親子、職場）、性差別、配偶者やパートナー等親密な関係における暴力等についての相談						
相談員・・・4名（社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、キャリアコンサルタント、その他経歴者）						
●相談体制						
【女性のための総合相談】						
・電話相談						
日曜（12:00～17:00）、月～木曜（10:00～15:00）、金曜（15:00～20:00）						
・面談相談（電話相談のあと必要に応じて）						
相談者と調整し、相談日を決定						
・法律相談（電話相談のあと必要に応じて）						
休教月：第1日曜・第3木曜（13:15～15:45）						
奇数月：第1・3木曜（13:15～15:45）						
【男性のための電話相談】						
・水曜（18:00～21:00）						
※相談事業は祭日及び年末年始は休み						
●相談のカテゴリーごとの件数						
【女性のための総合相談】 2,967件						
（内訳）						
電話相談 2,762件						
面談相談 144件						
法律相談 61件						
【男性のための電話相談】 243件						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標		目標	実績			
1	男女共同参画センターにおける年間相談件数	—	3,210件			
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり、男女共同参画が実現できていないことにより生じる悩みや直面する問題を解決していくことを支援する目的で、女性のための総合相談や男性のための電話相談を実施し、市民の多様な相談ニーズに応える取組となった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
相談件数は前年度から増加したが、今後とも相談の受取状況を鑑みながら、相談や支援が必要な方の相談を適切に受けられることができるよう、相談実施日時や相談員の質の向上等についての検討を継続して行っていく必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
相談の曜日や時間の工夫等により、相談件数は増加し、ニーズへ適切に対応できた。また、男女共同参画センターの他事業と連携して相談につなげる等、一時的な取組として推進することができた。						
今後の取組の方向性及び改善点						
相談件数の増加を踏まえて相談実施日時の検討を行うとともに、相談の質の向上に向け、相談員育成研修やカンファレンスの実施のほか、市内・県内での研修等への出席による情報共有や相談関係者対象の研修会への参加を通じて相談スキルの更なる向上を図る。						
所管課						
市民文化局人権・男女共同参画室						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2	項目		自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実						
取組番号	34	取組名称	外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)						
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながることから、国際交流センターにて、外国人窓口相談を実施し、日常生活における困りごと等の総合相談を多言語により実施する。								
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	なし	
1	国際交流センター管理運営事業						あり		
取組実績									
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)									
国際交流センターでは、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人市民に対する情報提供及び相談を多言語(11言語)で行うワンストップ型の相談窓口(多文化共生総合相談ワンストップセンター)を設置している。令和5年度における相談状況については、施設の長寿倉化工事の影響もあり2,812件となり、昨年度(令和4年度)3,314件から約15%減少したが、コロナ禍以前(令和元年度1,702件)と比較して約1.6倍と相談件数が増加している。相談内容の内訳は次のとおりとなっている。									
1 「日本語学習」・・・418件									
2 「通訳・翻訳」・・・393件									
3 「教育(学校・大学・国際学校等)」・・・212件									
4 「医療」・・・144件									
5 「住宅」・・・132件									
6 「入管手続」・・・121件									
7 「出産・子育て」・・・115件									
8 「雇用・労働」・・・101件									
9 「社会保険・年金」・・・91件									
10 「税金」・・・72件									
11 「身分関係(結婚・離婚・DV)」・・・54件									
12 「コロナウイルス関係」・・・28件									
13 「福祉」・・・16件									
14 「手続一般」・・・15件									
15 「交通・運転免許」・・・13件									
16 「マイナンバー」・・・11件									
17 「ウクライナ関係」・・・7件									
18 「防災・災害」・・・4件									
19 「その他」・・・865件									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)									
新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後は、新型コロナウイルス感染症に関する問合せも減少したが、オンライン相談等は定着しつつあり、引き続きより効果的な手法による広報の実施は必要となる。									
主要指標			目標	実績					
1	外国人窓口相談年間相談件数		—	2,812件					
令和5年度における取組の成果									
外国人市民が生活する上で必要な情報を提供し、さまざまな分野にわたる相談を行うとともに、関係機関と連携を図りながら対応することができた。									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題									
外国人窓口相談(多文化共生総合相談ワンストップセンター)の認知度や利用促進が課題である。 ※「川崎市外国人市民意識実態調査(令和元年度実施)」によると、外国人窓口相談の認知・利用状況については、「利用したことがある5.7%」、「知っているが利用したことはない34.9%」、「知らない57.7%」、「無回答1.7%」であった。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
主要指標である外国人窓口相談件数は3年間目標値の達成を継続することができた。さらに関係機関と連携を図りながら、対応することができた。									
今後の取組の方向性及び改善点									
相談員の相談スキルの向上、相談窓口の認知度の向上や各相談窓口との連携強化等改善を行いながら取組を継続する。									
所管課									
市民文化局 多文化共生推進課									

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	35	取組名称	労働相談の実施			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながることから、労働問題を抱えた労働者を守る立場に立って相談に応じるとともに、問題解決に役立つよう支援する。					
	構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	雇用労働対策・就業支援事業		102,103千円	4,280千円	106,436千円	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事業の一部として、下記の取組を行っている。						
・市役所及び区役所(中原)に労働に関する相談窓口を設置し、労働相談を実施。 【令和5年度実績】 相談件数 755件 相談人数 560人						
・神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と年7回の街頭労働相談を開催。 【弁護士労働相談：令和5年度実績】 相談件数 145件 相談人数 80人 【街頭労働相談：令和5年度実績】 相談件数 381件 相談人数 262人						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標			目 標	実 績		
1	労働相談年間件数		-	川崎市：755件 神奈川県川崎市共催：526件		
2						
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり、労働相談を実施することで、各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながることから、労働問題を抱えた労働者を守る立場に立って相談に応じるとともに、問題解決に役立つ取組となった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
労働相談実施をより多くの労働者に知ってもらうために広報活動が必要である。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
新型コロナウイルス感染症による影響が残る中、電話相談や対面相談に加えてオンライン相談を開始する等、相談しやすい体制を整え、労働相談を実施した。ハラスメントや雇止め等、労働者の抱える様々な問題解決を支援することで、自殺防止に一定の成果があった。						
今後の取組の方向性及び改善点						
継続して事業を実施、労働問題を抱えた労働者の相談に応じる。かわさき労働情報等を通じ、労働相談会の広報活動をしていく。						
			所管課			
			経済労働局 労働雇用部			

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2		項 目		自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実					
自殺防止のためにつながる									
取組番号	36	取組名称		コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)					
取組目的		各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながるから、職に関する悩みや困難を解消するよう、社会参加や職業的自立を目指す若者を支援する体制を整備し、充実させる。							
構成事業				予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	雇用労働対策・就業支援事業			102,103千円	4,280千円	106,436千円	あり	なし	
2									
3									
取組 実績									
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事業の中で、コネクションズかわさきを運営している。									
●制度の仕組 「コネクションズかわさき」は、若年無業者等の職業的自立に向けて、国事業の「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んでいる。									
●支援メニューごとの参加実績 (令和5年度) 登録者：203人 心理カウンセリング：293日 職業人セミナー：10回 職場体験：89回 社会参加継続支援セミナー：1回 家族向けセミナー：2回									
●就労実績 進路決定者数：137人(内訳：就職121人、進学等16人)									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)									
主要指標		目 標		実績					
1	職場体験の実施数	70回/年		89回					
2									
令和5年度における取組の成果									
取組実績のとおり職場体験を実施し、就労に関する悩みや困難の解消に寄与したことで、精神上的の安定に繋がり、自殺防止等に役立つ取組となった。									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題									
コネクションズかわさきを利用する各個人が抱える悩み、困難は多種多様であり、様々な支援機関による連携した支援が必要である。また、就職決定については、雇用情勢の変化等の外的要因に大きな影響を受ける。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
新型コロナウイルス感染症の影響による新卒登録者数・進路決定者数の落ち込みから回復傾向を示し、主要指標である職場体験の実施数については目標を大幅に超える実績を達成したため、多くの登録者の進路の決定や生活上・精神上的の安定に繋がり、自殺防止等に役立つ取組となった。									
今後の取組の方向性及び改善点									
継続して事業を実施するとともに、若年無業者に対する職業的自立に向けた支援を実施していく。									
所管課									
経済労働局 労働雇用部									

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2	項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	37	取組名称	キャリアサポートかわさき			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。					
	構成事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	雇用労働対策・就業支援事業	102,103千円	4,280千円	106,436千円	あり	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事業の中で、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」を運営している。						
●制度の仕組み 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施している。						
●令和5年度実績 相談件数：延べ3,621件 うち、心理カウンセリング件数：延べ79件 就職決定者数：414人						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、有効求人倍率の低下や長期失業者の増加等、求職者を取り巻く環境が悪化したことが、令和4年度からは回復傾向にある。						
主要指標		目標		実績		
1	キャリアサポートかわさきにおける就職決定者数	490人／年		414人		
2						
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり就労支援を実施し、職に関する悩みや困難の解消に寄与するとともに、就職決定により生活上・精神上的の安定に繋がり、自殺防止等に役立つ取組となった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
求職者に対する事業広報（新規登録者の獲得）、雇用情勢の変化等への柔軟な対応。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
主要指標であるキャリアサポートかわさきにおける就職決定者数について、3年間コロナ禍による有効求人倍率の低下や就職決定までの期間の長期化傾向等により目標は達成できなかったものの、多くの方の就職の決定や生活上・精神上的の安定に繋がり、自殺防止等に役立つ取組となった。						
今後の取組の方向性及び改善点						
継続して事業を実施。事業広報の強化を図るとともに、雇用情勢を注視し適宜必要な検討を行う。						
所管課						
経済労働局 労働雇用部						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書													
方針2		項 目		自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実									
自殺防止のためにつながる		38		取組名称 多重債務を含む消費生活相談									
取組番号		各個人が抱える悩みや困難を解決するためことが自殺予防につながることから、多重債務等の様々な消費者トラブルの解決に向けて、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。											
取組目的		構成事業		予算額		うち補助金等		決算額		外部委託の有無		事業変更の可能性	
1		消費生活相談事業		74,571千円		5,480千円		74,067千円		あり		なし	
2													
3													
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)													
●取組内容 商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問合せ等の消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であつせん等の処理に当たっている。相談には、違法な過量販売等の消費者被害や脆弱な自己管理等の理由により生活が困難してしまつたというような内容のものも含まれている。 ●多重債務に関する消費生活相談件数：98件 助言（自主交渉）68件、その他情報提供27件、あつせん解決1件、あつせん不調1件、継続処理中1件 ●多重債務者特別相談会 全国的に実施される「多重債務者相談強化キャンペーン2023」の期間中（9月1日～12月31日）に、多重債務にお困りの市民を対象として、弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員等による特別相談会を整えた。													
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）													
主要指標				目 標				実績					
1		多重債務に関する消費生活相談年間件数				－				98件			
2													
令和5年度における取組の成果 昨年度より相談件数が多かったことについて、一定の成果があつたととらえている。													
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題 消費生活相談の中でも多重債務等の相談件数は比較的少ないが、多重債務等のトラブルの解決が生活再建の一助となり自殺の予防につながることから、未だ相談できずに悩みを抱えている市民（新規相談者）を相談窓口確実に誘導する必要がある。													
第3次計画期間における取組の総合評価 多重債務等の様々な消費者トラブルの解決に向けて、相談者一人ひとりの状況に応じた助言や情報提供等を実施することができた。													
今後の取組の方向性及び改善点 各市区と緊密な連携を図り、相談窓口の情報により多くの潜在的な相談者の目に留まるよう、効果的かつ効果的な広報を行う。													
所管課 経済労働局 消費者行政センター													

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	生活困窮者への支援				
取組番号	39	取組名称				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、早期に本人の状況に応じた包括的な相談支援を実施することにより、その者の日常的社会的経済的な自立に資する。					
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	生活困窮者自立支援事業		383,764千円	285,304千円	302,019千円	あり
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記事業の一部で、生活自立・仕事相談センター事業として下記の取組を実施している。						
●取組の内容						
中高年事業団やまで企業組合への委託により、川崎駅前にある川崎市生活自立・仕事相談センター(だいのBセンター、以下「センター」という。)において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前10時から午後6時まで相談窓口を開設し、失業を中心に、住まい、債務、メンタル等生活困窮者の複合的な課題に対応できるように就労支援員、精神保健支援員、居住支援員、家計改善支援員等の相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援等を行った。						
また、センターでは神奈川県弁護士会等と連携し、専門相談も実施した。						
なお、高津・宮前・多摩・麻生区役所において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで出張相談を実施した。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
長引く物価高騰や社会経済情勢が目まぐるしく変化の中、生活困窮者からの相談数は今後も目標水準を維持するものと考えられる。新型コロナウイルスが5類感染症へ移行後も支援が困難化・長期化する傾向にあり、コロナ以前の平時から生活困窮状態にあったと想定されるため、より早期に制度や支援の周知が行き届くよう取組を進める必要がある。						
主要指標			目標	実績		
1	川崎市生活自立・仕事相談センターへの新規相談申込者数		1,500人/年	1,620人		
2	川崎市生活自立・仕事相談センターでの就労支援対象者のうち、就職決定者の割合		75.0%/年	52.0%		
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり、生活困窮者に対し、就労だけでなく様々な相談支援を行うことで本人の状況に適した制度や関係機関につながり、自殺を予防するための取組となった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
困難化・複雑化する相談者の課題に対し、対応する必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
主要指標である川崎市生活自立・仕事相談センターへの新規相談申込者数は3年間、目標の達成を継続することができた。多様な広報媒体を活用するためのだいのBセンターによるX(旧ツイッター)の開始や、対面が困難な方も利用できるようオンライン相談を開始する等、更なる相談体制を確保することができた。						
今後の取組の方向性及び改善点						
だいのBセンターの支援方法を見直すとともに、関係機関との連携をより一層進める取組が必要である。						
所管課						
健康福祉局 生活保護・自立支援室						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	生活保護制度による支援			
取組番号	40	取組名称				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活保護対象者の悩みや困難が解消されるよう、支援を行うための体制を整備し、充実させる。					
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	生活保護業務		58,429,766千円	43,843,253千円	56,572,605千円	なし
2	生活保護自立支援対策事業		380,630千円	245,925千円	37,195千円	あり
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。						
●相談体制の整備状況 市内9箇所の福祉事務所に、生活保護専門の面接相談員を配置。生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行っており、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言している。						
●生活保護相談件数 全市年間延べ 9,977件						
●訪問回数 全市年間延べ 59,108件						
●学習支援・居場所づくり事業の実施状況 小・中学生支援を市内17か所で実施した。 利用者数 247名(生活保護受給世帯)						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
新型コロナウイルス感染症により不安定な社会情勢が続いており、感染症法上5類移行となったが、相談件数は前年度と比較し、微増となった。また、長引く物価高騰の影響から、相談件数については増加が見込まれる。学習支援・居場所づくり事業においては新型コロナウイルス感染症の流行時は集合型での実施の一部中止や交流型イベントの休止等の影響があったが、現在は概ね正常化している。						
主要指標			目標		実績	
1	生活保護年間相談件数		—		9,698件	
2	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率		100%/年		100%/年	
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり、支援を行うための体制を整備し、生活保護相談及び学習支援・居場所づくり事業を実施することで、生活保護対象者の悩みや困難の解消に繋がっており、自殺の発生を回避するための取組となった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
保護率は、大きな変動はないが、高齢者世帯が大きな割合を占めている。また、要保護者・被保護者の抱える問題も多様化・複雑化している。学習支援・居場所づくり事業については、引き続き国の動向を見据えながら、必要に応じて利用対象者や実施地域の見直し等を行っていく。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
HPや各種パンフレットで生活に不安のある方への相談勧誘を行った結果、令和3～5年に掛けて生活保護相談件数は増加している。また、子どもの状況に伴った丁寧な学習支援・居場所づくりの結果、利用者の高校等進学率は高い水準で推移している。						
今後の取組の方向性及び改善点						
国の法定業務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のためのための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していく。						
			所管課			
			健康福祉局 生活保護・自立支援室			

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	介護者への支援					
	取組番号	41	取組名称				
取組目的	各区役所地域まもり支援センターにおいて、認知症の方の家族を対象に相談や教室を開催する。また、地域包括支援センター等と協力して介護者からの相談に対応する。						
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	認知症高齢者対策事業費	127,807千円	94,782千円	108,568千円	あり	なし	
取組実績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
①認知症高齢者介護教室							
●事業概要 介護者が認知症高齢者を正しく理解し、日常生活で高齢者の残された機能を活かしながら働きかけ、生活の質を高めるような援助ができるようにすること、また、認知症高齢者をめぐる諸問題を、介護者・ボランティア等と共有し、介護者の孤立化を予防するとともに、地域での支え合いの重要性を啓発していく。							
●事業内容 各区役所地域まもり支援センターにおいて、認知症等により要介護となった人の家族を対象に介護教室を開催し、認知症に対する疾病の理解、対応の仕方や介護の方法、社会資源について、集団指導や個別指導を通して理解を深めるとともに、家族相互の情報交換、ボランティア等との交流の機会とし、孤立化の予防となる援助をする。							
②認知症コールセンター							
●事業概要 認知症介護の経験者によるピアカウンセリングや、認知症専門医による医療・介護に関する指導・傾聴等認知症の人や家族に寄り添った相談支援を行っている。							
●事業内容 電話・訪問・来所による相談 認知症専門医による介護指導・傾聴 「川崎市認知症ネットワーク」(家族会)との連携、認知症高齢者家族のコーディネート							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)							
主要指標		目標		実績			
1	コールセンターによる年間相談件数	－		418件			
2							
令和5年度における取組の成果							
取組実績のとおり、各種事業を実施することで、介護者の孤立化防止に繋がった。							
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題							
介護教室事業の取組内容・開催方式(集団・個別等多様なニーズへの対応)の見直し							
第3次計画期間における取組の総合評価							
家族相互の情報交換やピアカウンセリング等の、各種事業に取組むことで、介護者の孤立化防止につながった。							
今後の取組の方向性及び改善点							
今後も継続し、支援を行う。							
所管課							
健康福祉局 地域包括ケア推進室							

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2		項 目		自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実					
取組番号		42		介護予防・生活支援総合事業					
取組目的		介護予防・健康づくりにより、地域住民の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、実施内容の充実を図る。							
構成事業				予算額		決算額		外部委託の有無	
				うち補助金等					
1	介護予防事業			2,542,711千円	1,518,689千円	2,132,781千円	あり	事業変更の可能性 なし	
2									
3									
取組実績									
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)									
●高齢者の自立支援を推進し、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐために、効果的な介護予防の取組を進める。要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスを実施し、高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえて、サービスを提供することと、重症化を予防する。									
また、直接的で継続的なサービスを提供することにより、高齢者や介護者の孤立を防ぐ。									
(R5年度実績)									
介護予防訪問サービス 32,980件									
介護予防通所サービス 58,642件									
介護予防短時間通所サービス 6,571件									
その他の生活支援サービス 201件									
介護予防ケアマネジメント 53,395件									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)									
主要指標				目標		実績			
1	介護予防・生活支援サービス利用件数			172,806件		151,789件			
2									
令和5年度における取組の成果									
要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスの実施や地域で支え合える体制の構築により、高齢者の重症化予防や高齢者・介護者の孤立の防止を推進した。									
令和6年度における目的・目標の達成に向けた課題									
高齢化の進展により、要支援者等の向からの生活支援を必要とする方が増加し、より効果的なサービス提供が求められる。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
主要指標である介護予防・生活支援サービスの利用件数は目標に届いていないが、年々増加していた。利用者が増加したことと要支援者等の孤立が減少し、自殺の予防に繋がった。									
今後の取組の方向性及び改善点									
要支援者等の多様なニーズに対応していくためには、介護予防と生活支援の基本的な考え方の整理が必要である。									
所管課									
健康福祉局 介護保険課・地域包括ケア推進室									

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	地域見守りネットワーク事業			
取組番号	43	取組名称				
取組目的	地域住民と接することの多い民間事業者等と連携すること等により、日ごろから周囲を気にかけるとともに、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行う等、地域社会全体で見守りのための体制を築く。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	地域見守りネットワーク事業	2,008千円	0千円	1,981千円	なし	なし
2						
3						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) ●支援体制の整備 協力事業者と行政機関、関係機関等は、見守りネットワークの構築に取組み相互連携を図っている。協力事業者は、事業活動の中で、異変に気づいたり何らかの支援を必要としている方を発見した場合は、行政機関に連絡を行い、連絡を受けた行政機関は、住民に対して適切な支援や対応を行っている。 ●民間事業者等協定数 ホームページ、チラシ等による周知を行い、民間事業者等への認知度を図るとともに、協定締結に向けた調整を行った結果、1団体減になったが、新たに協力事業者となった数は5団体であり、合計で77団体となった。 ●通報件数 71件 (令和5年1月～12月)						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響 (今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標		目 標	実 績			
1	協力事業者数	75社以上 ※目標は令和4年度時点	77社			
2						
令和5年度における取組の成果						
4件人命救助につながった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
事業者に協力してもらえらるよう、本事業の意義、事業者の役割等を理解してもらうための啓発を継続して行う必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
主要目標である協力事業者数について、令和5年度のみ目標値の達成には至らなかったが、毎年人命救助に4件繋がった。要援護者を早期に発見し、必要な支援を行う等、地域社会全体で見守りのための体制を築くことができた。						
今後の取組の方向性及び改善点						
市ホームページ、リーフレット等様々な機会をとらえて啓発を行っている。						
所管課						
健康福祉局 高齢者在宅サービス課・地域包括ケア推進室						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2	項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実							
取組番号	44	取組名称	障害を理由とする差別解消の推進						
取組目的	お互いを尊重しながら共に支えあう自立と共生の地域社会を目指し、障害者施策を推進し、また、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」の取組を推進する。								
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無				
1	ノーマライゼーションプラン推進事業	21,285千円	647千円	16,793千円	なし				
取組実績									
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)									
●普及・啓発 通常の普及啓発に加え、令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことを周知した。 (1)市民向け 市民向けパンフレットの作成・配布、市ホームページへの更新、小学生向け副読本への掲載、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会での説明 (2)事業者向け 障害福祉サービス事業所等への説明、川崎商工会議所等の事業者団体への説明 (3)市職員向け 新任課長研修、新任係長研修、新規採用職員研修等でのオンライン研修の実施、「合理的配慮の提供等」に関する基本方針」を策定 ●情報の収集、整理等 相談票等により、相談事例の集約と蓄積 ●川崎市障害者差別解消支援地域協議会の設置・開催 障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）									
改正障害者差別解消法改正法が令和3年6月4日に成立し、令和6年4月1日から施行されることとなった。									
主要指標		目標	実績						
1	障害者差別解消支援地域協議会の開催回数	2回／年	1回／年						
2									
令和5年度における取組の成果									
主要指標である障害者差別解消支援地域協議会の開催回数は、開催方法の見直しにより1回としたが、障害者差別解消法について庁内及び市民・事業者に向けた各種普及啓発や協議会での議論等の取組により、差別のない自立と共生の地域社会づくりの取組を推進することができた。									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題									
障害者差別解消法に基づく合理的配慮の義務化に関する市民及び民間事業者へのより広い普及啓発・周知が必要である。「合理的配慮の提供等」に関する基本方針」にて示している合理的配慮の提供における基本的な考え方や、職員のあるべき姿勢等について、市職員への理解促進を図る必要がある。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
主要指標である障害者差別解消支援地域協議会の開催回数について、概ね目標を達成できた。また、各種取組により差別のない「自立と共生の地域社会づくり」の取組を推進することができた。									
今後の取組の方向性及び改善点									
引き続き、川崎商工会議所等の事業者団体や各種媒体を活用した周知の推進、庁内研修等を活用した市職員への周知の推進を実施する。									
所管課									
健康福祉局 障害計画課									

令和5年度川崎市自給対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2	項目	自給の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	取組名称	障害者に対する相談支援事業				
取組目的	障害者相談支援センターにて、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方及びその家族への相談を実施し、相談支援体制の充実を図る。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者相談支援事業	1,050,748千円	291,411千円	1,021,829千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 1 障害者相談支援センターは市内26か所(基幹型3か所、地域型23か所)を委託により実施した。会議、研修等については、オンラインを活用し、計画通り、円滑に実施ができようとした。 根拠法令等：障害者総合支援法第77条第1項(市町村の地域生活支援事業)、障害者総合支援法第77条の2(基幹相談支援センター)、平成18年9月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」(相談支援事業)、川崎市障害者相談支援センター事業実施要綱 2 障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、職員の質の向上を目指し、研修や制度説明等を行う障害者相談支援センター等合同連絡会を10回開催した。 3 地域自立支援協議会の開催については、全体会議を2回、企画運営会議を7回開催した。また、適時必要な情報をメール等で関係機関へ提供した。 根拠法令：障害者総合支援法第89条の3						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面とオンラインを併用する等必要な配慮を行いながら会議を開催していたが、5類感染症への移行後もオンライン開催が定着しつつある。今後も、障害者相談支援センターにおける相談対応件数の増加が見込まれることから、各種会議の開催についてはオンラインの活用を促進する等、業務の効率化を図っていく必要がある。						
主要指標		目標		実績		
1	地域相談支援センターにおける年間相談件数	—		57,426件		
2						
令和5年度における取組の成果 地域相談支援センターについては、地区担当制の導入により、地域におけるネットワークづくり等を進め、基幹相談支援センターについては、種数区分を担当し、地域の相談支援機関への後方支援、広域調整が必要なケースへの対応、地域移行の取組等の業務を実施し、相談支援体制の充実を図った。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題 地域相談支援センターの増設及び地区担当制の導入、基幹相談支援センターの機能強化とそれに伴う再編についての評価、検証方法の確立。						
第3次計画期間における取組の総合評価 令和3年10月の相談支援体制の専横以降、地域の相談支援機関等との連携回数及び基幹相談支援センターにおける助言・後方支援回数は増加しており、地域の相談支援機関の連携強化を進めることができた。 今後の取組の方向性及び改善点 基幹相談支援センターと地域ハブセンターが地域における中核的な役割を果たせるよう体制を整備し、地域自立支援協議会の活性化を通して、地域におけるネットワークの強化や相談支援体制の更なる充実を図る。						
所管課 健康福祉局 地域包括ケア推進室						

令和5年度川崎市自給対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自給防止のためにつながる	項 目	自給の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備 及び 充実				
取組番号	46	取組名称	障害者の地域生活支援の充実			
取組目的	障害者総合支援法に基づく各種サービスの提供や多様なニーズに対応した支援体制の充実等の取組により、障害のある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようにすることを目的とする。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者日常生活支援事業	11,377,335千円	7,148,876千円	12,438,930千円	あり	なし
2	障害児施設事業	8,665,729千円	6,321,761千円	10,105,282千円	あり	なし
3	ノーマライゼーション・プラン推進事業	21,285千円	647千円	16,793千円	あり	なし
4	障害者支援制度実施事業	253,489千円	33,952千円	249,526千円	なし	なし
5	施設障害福祉サービス事業	18,412,269千円	10,642,437千円	18,237,928千円	あり	なし
取組 実 績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事業の中で、以下の取組を行っている。						
【地域生活支援の充実に向けた取組】						
●障害の特性や生活状況に応じた多様な支援の実施に向け、日中活動の場等の整備を推進した。また、障害者総合支援法に基づく訪問サービスや、短期入所、生活介護等の日中活動サービス、地域の事情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを提供し、地域生活を支えるサービスの充実に向けた取組を実施した。						
●介護、訓練等サービスの提供(令和6年2月1日時点)						
短期入所：27か所 185床、生活介護 386か所、自立訓練 20か所、就労移行支援 41か所、就労継続支援 39か所						
●高齢者に拠点型施設を整備(令和5年11月)						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
支援ニーズの増加・多様化、高齢化、障害の重度化・重複化等に対応するため、身近な地域において多様なニーズに対応した支援サービスを効果的かつ効率的に受けられる体制が必要となっている。						
主要指標		目 標	実 績			
1	短期入所利用者数	612人／月 ※令和5年度時点	567人／月			
2	生活介護利用者数	2,890人／月 ※令和5年度時点	2,805人／月			
3	地域生活支援拠点の整備	5施設 ※令和5年度時点	4施設			
令和5年度における取組の成果						
新たな拠点型施設の開設や補助金等を活用した事業所の整備を実施するとともに、各種サービスの提供を行い、障害のある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう支援に取り組むことができた。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
障害のある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、身近な地域において多様なニーズに対応した支援サービスを効果的かつ効率的に受けられる体制が必要となっている。 医療的ケアを必要とする方や重度障害のある方等の日中活動の場の更なる確保が必要となっている。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
障害のある方の地域生活を支える各種サービスを障害の状況やニーズに応じて提供した。また、補助金制度や市有地を活用した通所事業所の整備等、民間活力による施設整備・運営を推進し、安定的なサービス提供体制の確立に向けて取組を実施した。						
今後の取組の方向性及び改善点						
障害者総合支援法に基づく各種サービスを安定的に提供する体制を確保するとともに、サービスの充実に向けた取組を推進する。 地域生活支援拠点等機能が一程度確立していることから、その機能強化や社会資源が十分でない機能の充実を目的に拠点型施設を引き続き整備するとともに、点在する社会資源を連携させることでサービス提供体制の充実を目指す。						
所管課						
健康福祉局 障害計画課						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	自察の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	47	取組名称	地域移行・地域定着支援事業			
取組目的	精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築に向け、地域移行コーディネーターや関係機関と連携し、精神障害者の地域移行に向けた取組を実施する。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者日常生活支援事業	11,377,335千円	7,148,876千円	12,438,930千円	あり	なし
取組実績						
〔取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等〕 本市においては地域自立支援協議会に精神障害者地域移行・地域定着支援専門部会を設置し、抽出された課題に対して4つのワーキンググループを設けて検討を進めるとともに、研修会の開催や普及啓発の実施も行った。 ●長期目標（令和3～5年度） ・条件が整えば退院可能な対象者全員にも、必要な支援を届ける ●4つのワーキンググループの取組 ○人材育成 ・本市に特化した「地域移行・地域定着支援ガイドライン第1版」を作成し、ガイドラインの活用研修会を開催（43機関、57名参加）。 ○居住支援 ・居住支援策の推進として、賃貸人の不安材料を軽減について検討。 ・居住支援協議会との連携による研修会を実施（44名参加）。テーマ「住宅確保配慮者に賃貸物件を提供してもらうにはどうしたらいいの？」 ○社会的相談支援従事者研修の参加者に対し、住宅と福祉の連携の取組について啓発を実施。（全6回181名参加） ○社会資源 ・支援者を対象にピアサポーター活動の実践報告会を開催（参加者55名）。テーマ「ピアの世界によこそこそ！」 ○業務整理 ・地域移行支援に係る情報共有、意見交換の場面として精神科病院院長との会議を開催。 ・地域移行支援の対象者の具体的な把握を目的とした「地域移行支援対象者実態調査」をもとに、支援対象者実態調査報告書を作成。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したものの、面会時間の短縮や外出の制限等、地域移行支援への影響は継続した。						
主要指標		目標	実績			
1	地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会開催数	6回／年	6回			
2	地域移行支援のモニタリングの実施	1回／年	1回			
令和5年度における取組の成果						
精神障害者の入院から地域生活への移行における課題について協議を継続し、支援者の人材育成及び支援の裾野の拡充に向けた検討、住宅分野との相互理解の醸成、ピアサポーターに関する仕組み作りに向けた基盤整備、精神科病院との円滑な連携体制の構築等を行った。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
住宅・福祉部局の緊密な連携、居住支援・相談支援体制の充実、幅広い分野でのピアサポーター活動の推進等の課題が挙げられるとともに、精神障害者の当事者を支える家族支援のあり方についても課題として捉えられた。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会における協議を継続し、各ワーキンググループにおいては取組実績に記載のとおり、令和3年度から令和5年度において、支援のガイドラインの作成、研修会及び普及啓発の実施、支援対象者の具体的な把握のための実態調査等を行い、精神障害者の地域移行・定着支援の取組推進及び支援体制の強化を図った。						
今後の取組の方向性及び改善点						
これまでの各ワーキンググループでの取組や、地域移行支援対象者実態調査等の結果を踏まえ、具体的な検討課題を整理し、以下のワーキンググループを設置し検討を進めていく。①家族支援②ピアサポーター③居住支援						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課・精神保健課						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2	項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実				
取組番号	取組名称	障害特性を踏まえた就労マッチング事業				
取組目的	情報共有や事例検討等を通じて就労支援スキルを強化する場を設置する等就労支援ネットワークを構築する。また、就労継続に向けた支援の仕組みの構築や自らの特性を理解するための「セルフケア」を重視した支援手法やツールの開発等を実施し、職場定着機能を強化する。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者就労支援事業	230,142千円	5,171千円	216,737千円	あり	なし
2						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記事業の一部で、下記のような取組を行っている。						
●事業概要 地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施する。 また、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催し、「福祉施設から一般就労への移行」に向けた取組を実施。						
「セルフケア」を促すための支援ツールである「川崎就労定着プログラム(K-STEP)」を活用し、市内内外の就労支援機関等において、K-STEPを活用した就労定着支援を実施。						
●就労支援ネットワーク会議の開催数 南部地区：4回、中部地区：5回、北部地区：4回						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標		目標	実績			
1	就労支援ネットワーク会議の延べ参加人数	－	317名			
2						
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり、地域就労援助センターにおいて、就労支援ネットワークの強化を図り、福祉施設から一般就労への移行に向けた取組と職場定着に向けた支援を行った。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
就労移行支援事業所においては、職員の異動等が多いことや新設の就労移行支援事業所もあることから、本市の取組や就労支援ネットワークの強化に引き続き取組んでいく必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
主要指標である就労支援ネットワーク会議の延べ参加人数については、毎年200名以上の方が参加し、顔の見えるネットワークを強化することができた。今後は、地区毎から全市を対象とした開催方法に改め、効果的・効率的な会議運営を図る。						
今後の取組の方向性及び改善点						
法定雇用率の段階的な引き上げ等により、就労困難層への支援ニーズが高まることが予想されることから、就労支援事業所等に対して、就労支援ネットワーク会議の開催情報を周知し、本市の取組の共有や、事業所の困りごとの共有や事例検討を行うことで、顔の見えるネットワーク作りと就労支援能力の向上を支援していく。						
所管課						
健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書											
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		自察の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実							
取組番号		49		取組名称		災害時におけるところのケア					
取組目的		災害時や社会状況の大きな変化で起こりうる市民の心身の反応等を想定し、関連研修への派遣を通して、対応する職員の育成を行うとともに、非常時における情報提供や相談支援体制の整備を行う。									
		構成事務事業		予算額		うち補助金等		決算額		外部委託の有無	事業変更の可能性
1		※総合計画に基づく構成事務事業はなし								なし	なし
2											
3											
取組 実績											
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)											
●災害時PFAと心理対応研修への職員の派遣 国立精神神経・医療研究センター精神保健研究所で開催している「災害時PFAと心理対応研修」へ市職員を派遣し、「サイコロジカル・ファーストエイド(心理的応急処置:PFA)」に関する基本技能の習得及び、トラウマや悲嘆、子どもの反応を含む、災害時の心理的反応を理解し、基本的な対応スキルの習得を行った。											
○派遣実績:2人											
●精神科コロナ医療提供体制による支援 神奈川県により、「精神科コロナ医療提供体制」が令和2年5月から構築・運用開始され、精神症状のあるコロナ陽性者に対し、精神科病院の受け入れや対応が困難な場合に、「精神科コロナ重点医療機関」における医療提供を実施した。本市においても、神奈川県、横浜市、相模原市と協働し、精神科コロナ医療提供体制により、必要な方への医療提供支援を行った。なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、精神科コロナ医療提供体制は令和5年9月末をもって終了となり、新たな感染拡大に備えた体制に移行した。											
○令和5年度精神科コロナ医療提供体制における入院調整数:1人											
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)											
各地での災害を受け、「サイコロジカル・ファーストエイド(心理的応急処置:PFA)」に関する知識技能の習得は、専門職に今後さらに求められてくるものと思われる。また、感染症の拡大による精神科病院での受入及び対応困難は今後も生じることが懸念される。											
主要指標		目標				実績					
1		災害時におけるところのケアに関連する研修等への市職員の派遣				2人/年				2人	
2											
令和5年度における取組の成果											
年間2回の研修開催に当たり、それぞれ1名ずつ職員を派遣した。											
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題											
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所での開催回数が増えているため、年間の派遣人数が限られている。											
第3次計画期間における取組の総合評価											
年間2回の研修に、職員の派遣を継続して行った。さらに、精神保健福祉業務従事職員を対象に、研修に参加した職員による伝達研修を実施し、習得した知識や技術の共有を行い、災害時の市民への対応について理解を深めた。また、精神科コロナ医療提供体制により、必要な医療提供を行った。											
今後の取組の方向性及び改善点											
市内の関係部署と連携し、研修に対するニーズを確認の上、本市主催での研修実施も検討していく。 精神科コロナ医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年9月末をもって終了し、新たな感染拡大に備えた体制に移行したため、対応が必要だった際には、近隣市との協調体制を図っていく。											
所管課											
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課・精神保健課											

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる	項 目	川崎市妊婦・出産包括支援事業				
取組番号	50	取組名称				
取組目的	妊産婦やその家族、予期しない妊娠によって悩む方からの電話相談に応じることや、産後早期に母体の体力の回復や育児支援を行うことにより、自殺予防を図ることを目的とする。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	母子保健指導・相談事業	1,903,124千円	1,420,736千円	1,786,051千円	あり	なし
2						
3						
取組 実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
①予期していない妊娠等、誰にも相談できずに悩んでいる人の電話及びメールによる個別相談に応じ、妊娠、出産に関する正しい情報を提供するとともに、地域の相談窓口を案内した。(妊婦・出産SOS事業)						
②妊婦とパートナーを対象に両親学級を開催し育児知識の普及、情報提供を行った。(妊娠期サポート事業)						
③家族から十分な家事・育児等の援助が受けられず、育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につなぐため、電話相談に応じた。(母子保健相談支援事業)						
④市内の助産所に利用者が宿泊、来所、又は助産師が利用者の自宅に訪問し、産婦の体力の回復の支援や育児支援を行った。(産後ケア事業)						
【実績】						
①妊婦・出産SOS事業 電話相談:59件 メール相談:100件						
②妊娠期サポート事業 開催回数:12回 参加者数:667人						
③母子保健相談件数 2,065件						
④産後ケア事業 宿泊型:延1,176人(実300人)、訪問型:延840人(実603人)、日帰り型:延442人(実310人)						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標		目 標		実 績		
1	母子保健年間相談件数	-		2,065件		
2	妊婦・出産SOS年間相談件数	-		159件		
3	産後ケア事業利用者数	1,020人/年		2,458件		
令和5年度における取組の成果						
予期せぬ妊娠で悩んでいる方の相談を周知を図りながら、今後も相談窓口の周知を行っていく。産後早期の母親の支援については上記のサービス利用者が増加傾向にあり、母親の育児負担の軽減につながっていることから、自殺予防の取組につながっている。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
妊婦・出産に関する悩みを抱える方が必要時に相談ができるように、相談窓口の周知が求められる。また、医療を必要とする方は医療機関における宿泊ケア事業を新たに令和5年度から開始した。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
妊産婦から周産期における切れ目のない支援を行うために母体型相談支援事業を通じ、妊産婦やその家族、予期しない妊娠によって悩む方からの電話相談に応じることや、産後早期に母体の体力の回復や育児支援を行うことにより、自殺予防を図った。						
今後の取組の方向性及び改善点						
妊婦・出産SOS窓口については、SNSも含めた手法を活用し、相談窓口を周知していく。また、令和6年度以降、利用料金の減額や日帰り型に新たな種別を創設する等拡充予定。						
所管課						
こと未来局 児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	取組名称	子どもや保護者等への相談支援			
取組番号	51					
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、各児童相談所や各区役所地域まもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにおいて、18歳未満の子どもやその保護者等が抱える悩み等に関して相談支援を行う。					
	構成事務事業					
	1	児童虐待防止対策事業	予算額 219,177千円	うち補助金等 90,531千円	決算額 216,608千円	外部委託の有無 あり
	2	児童相談所運営事業	1,806,480千円	1,148,429千円	1,723,460千円	あり
	3					
●取組内容 令和5年度の児童相談所における相談件数は6,719件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は7,048件であった。 令和5年度区役所、支所における相談件数は2,529件であった。						
●相談回数 令和5年度の児童相談所における相談件数は6,719件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は7,048件であった。 令和5年度区役所、支所における相談件数は2,529件であった。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
		主要指標	目標	実績		
1	児童相談所における年間相談件数		—	6,719件		
2	区役所における相談件数		—	2,529件		
令和5年度における取組の成果						
子どもに関する様々な問題を抱えた家庭・児童に対する専門的な相談に対応するとともに、区役所及び児童相談所等関係機関との連携のもと、各個人が抱える悩みや困難の解決に向けて適切な支援を実施した。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
児童相談所、区役所、支所において、児童虐待等を含む困難を抱える子どもや保護者の相談が複雑・多様化しており、児童家庭生活支援の充実・強化が求められている。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
各児童相談所や各区役所地域まもり支援センター、各地区健康福祉ステーションにおいて、困難を抱える子どもや保護者の相談に対応するとともに、各個人が抱える悩みや困難の解決に向けて適切な支援を実施した。						
今後の取組の方向性及び改善点						
児童相談所の体制整備及び児童家庭相談支援に関わる専門支援機能の構築に向けた取組を推進する。						
所管課						
こども未来局 児童家庭支援 虐待対策室 事業調整担当						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書																							
	方針2 自殺防止のためにつながる	項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実																				
取組番号	52	取組名称	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援																				
取組目的	子ども本人や家族等からの様々な悩みや困りごとへの対応が自殺予防につながることから、児童相談所虐待対応ダイヤル189、川崎市児童虐待防止センター、児童・青少年電話相談、かながわ子ども家庭110番相談LINEによる相談支援を実施する。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成事務事業</th> <th>予算額</th> <th>うち補助金等</th> <th>決算額</th> <th>外部委託の有無</th> <th>事業変更の可能性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 児童虐待防止対策事業</td> <td>219,177千円</td> <td>90,531千円</td> <td>216,609千円</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2 児童相談所運営事業</td> <td>1,806,480千円</td> <td>1,148,429千円</td> <td>1,723,460千円</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>					構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	1 児童虐待防止対策事業	219,177千円	90,531千円	216,609千円	あり	なし	2 児童相談所運営事業	1,806,480千円	1,148,429千円	1,723,460千円	あり	なし
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性																		
1 児童虐待防止対策事業	219,177千円	90,531千円	216,609千円	あり	なし																		
2 児童相談所運営事業	1,806,480千円	1,148,429千円	1,723,460千円	あり	なし																		
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記の構成事務事業の一部として、下記の内容を実施している。 ●取組内容 児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちほやく)：児童虐待の相談・通告についてお住まいの児相相談所につながらる。24時間365日・通話無料 川崎市児童虐待防止センター：0歳から18歳未満の児童の虐待の通報や子育てで不安に関する電話相談。24時間365日・通話無料 児童・青少年電話相談：おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活等に関する悩み事や困り事の電話相談。平日9時～20時 かわがわ子ども家庭110番相談LINE：児童虐待、子育てで不安、しつけ、家庭や家族の悩み等子どもにも関するLINE相談。平日、土曜日・9時～21時 ●相談数 令和5年度の相談件数は、児童相談所虐待対応ダイヤル811件、川崎市児童虐待防止センター2,737件、児童・青少年電話相談179件、かわがわ子ども家庭110番相談LINE732件であった。																							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）																							
		主要指標	目標	実績																			
1	児童・青少年電話相談年間相談件数	—	179件																				
2	かながわ子ども家庭110番相談LINE年間相談件数	—	732件																				
令和5年度における取組の成果																							
川崎市児童虐待防止センター等の電話相談や、かながわ子ども家庭110番相談LINEによる相談支援を実施することにより、子ども本人や家族等からの様々な悩みや困りごとへの対応を行った。																							
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題																							
複雑・多様化している子どもや家族に関する様々な悩みや困りごとに適切に対応していくため、引き続き相談支援を実施するとともに相談窓口の広報に努めていく。																							
第3次計画期間における取組の総合評価																							
川崎市児童虐待防止センター等の電話相談や、かながわ子ども家庭110番相談LINEにおいて、困難を抱える子どもや保護者の相談に対応するとともに、子ども本人や家族等からの様々な悩みや困りごとの解決に向けて適切な支援を実施した。																							
今後の取組の方向性及び改善点																							
目的・目標の達成に向けた課題の内容と兼ねる。																							
所管課																							
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当																							

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	53	取組名称	社会的養護の子どもの自立支援			
取組目的	里親家庭や児童養護施設等に措置された児童が、施設退所後も相談支援を受けることができる体制を確保する等、自立支援の体制を整備する。					
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	児童養護施設等運営事業		4,196,232千円	1,714,365千円	4,018,973千円	あり
2						
取組 変 更 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
里親家庭や児童養護施設等に措置される等、社会的養護を必要とする子どもの社会的自立を支えるため、委託事業により次のような取り組みを行いました。						
(1)継続支援計画の作成及び計画に基づく支援の実施 →支援者104人(前年度からの継続18人、新規86人)						
(2)自立生活に必要な情報の提供及び相談支援の実施 →自立支援ハンドブックの作成、配布や、転居に係る個別の情報提供や見学同行、ネットリテラシーや、敬語等の研修等を実施						
(3)就労先の開拓及び就労相談支援の実施 →就労のための企業開拓、就労体験の企画、面接同行、SST研修等、一人ひとりに寄り添った個別対応の実施						
(4)施設等退所後の継続支援計画を踏まえた支援の実施 →子どもの希望する進路を踏まえた支援、退所後の生活に向けた個別相談等						
(5)退所後の生活に関する情報の提供及び相談支援 →円滑な自立生活継続のため、住居、転居、金銭面、家事等、生活全般に関する相談対応と施設等退所者向け居場所づくり						
(6)退所後の就労支援の実施 →何らかの事情で退職した者への再就職を含めた個別支援の実施、協力企業の開拓						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標			目 標		実 績	
1	社会的養護自立支援事業に基づく年間の支援者数		—		104人	
2						
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり、社会的養護自立支援事業を実施し、里親家庭や児童養護施設等に措置された児童が退所後も孤立することや無いよう、相談支援を受けることができる体制の確保、自立支援の体制を整備を行った。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
社会的自立の準備には個別に、時間をかけ、丁寧に接していく必要性があるため、高校に進学した段階から、出来る限り早く本事業に繋げ、積極的な活用を図る必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
主要指標である社会的養護自立支援事業に基づく年間の支援者数について、3年間連続で増加した。さらに、自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実を行うことができた。						
今後の取組の方向性及び改善点						
本事業の支援対象者数は、年々増加傾向にあり、活用の裾野が広がっている。今後とも可能な限り多くの児童、利用者により良い支援を提供するために、事業周知及び個別の希望や課題点を把握したうえで、施設、委託事業者と連携して事業実施に取り組んでいく。						
所管課						
ことども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		困難を抱える女性への相談支援		
取組番号	54	取組名称				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施する。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	女性保護事業	61,408千円	20,699千円	60,661千円	なし	なし
2						
3						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) ●取組内容 女性相談員を各区分地域まもり支援センター・各地区健康福祉ステーションに配置するとともに、DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施している。 ●相談回数 令和5年度の女性相談員による女性相談は2,242件だった。また、DV相談支援センターにおける電話相談は878件であった。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標		目 標		実 績		
1	女性相談の件数	—		2,242件		
2	DV相談支援センターの相談件数	—		878件		
令和5年度における取組の成果						
女性相談員による女性相談及びDV相談支援センターにおける電話相談を実施し、各個人が抱える悩みや困難の解決に向けて適切な支援を実施した。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
女性相談・DV相談支援センターにおける相談の内容は複雑・多様化してきており、経済的問題や成育歴等の多様な生活課題により困難にしている女性への相談・支援の必要性が高まっている。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
女性相談員による女性相談及びDV相談支援センターにおける電話相談を実施することにより、困難を抱える女性の様々な悩みや課題の解決に向けて適切な支援を実施した。						
今後の取組の方向性及び改善点						
複雑・多様化する相談に適切に対応していくための効果的な相談支援体制等の検討を行う。また、困難を抱える女性が潜在化しないよう、引き続き、相談窓口の周知を図っていく。						
所管課						
ことども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	ひとり親家庭の自立支援				
取組番号	取組名称	55				
取組目的	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等、総合的に支援の体制を整備する。					
構成事業		予算額		うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	ひとり親家庭等の総合的支援事業	3,817,103千円	1,431,245千円	3,756,579千円	あり	なし
取組実績						
(取組の範囲で、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
①対象者5221世帯に対して児童扶養手当を適切に支出した。また、対象者12,125人へ医療費の一部助成を適切に実施した。						
②日常生活支援事業により、ひとり親家庭の家事・育児等支援として通年で延479件の支援員派遣を実施した。						
③ひとり親家庭等の子どもの将来の自立に向けた学習や居場所等の支援として、学習支援・居場所づくり事業を小学3年生から中学3年生までを対象に全17か所において実施した。						
④養育費確保に関する支援として、「公正証書」「調停調書」等の作成において負担した費用について、54件の補助金交付を実施した。						
⑤自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座・就業支援セミナー受講者等、母子・父子福祉センターで就労支援を行った者のうち、85.9%がその後就労につながった。						
⑥資格取得等を旨とするひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進給付金の新規決定を25件、自立支援教育訓練給付金の支給決定を14件行い、高等職業訓練促進給付金を活用し今年度に資格を取得した者のうち80%について、資格を活用した就労が決定した。						
⑦母子家庭の保護・自立促進に向けて母子生活支援施設を適切に運営した。						
また、物価高騰の影響を受け、より困難が生じているひとり親家庭等に対する支援として、児童扶養手当受給者等を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行った（ひとり親世帯分：8,406世帯）。						
そのほか、ひとり親家庭が活用できる様々な支援制度の情報をより広く提供するために、新たにLINEによる情報発信を開始するとともに、サポートガイドブックのリニューアルを実施した。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
令和5年12月に国が制定した「子ども未来戦略」においても、「ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題である」とし、こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進に向けた支援強化の方向性について示しており、今後も貧困の連鎖を断ち切るためのこどもの支援をはじめ、就労支援、経済的支援、養育費確保支援についても拡充が見込まれる。						
主要指標		目標		実績		
1	生活相談件数	－		1,190件		
2	就労相談件数	－		2,517件		
3	母子・父子自立支援員相談件数	－		3,563件		
令和5年度における取組の成果						
経済的な困窮だけでなく、子育て等さまざまな生活課題を抱えている世帯が多いひとり親家庭等に対して、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」に基づく自立支援施策に取り組むとともに、情報発信の強化を行うことで実績につながることができた。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
引き続き「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」等の多方面からの総合的な支援施策を実施するとともに、令和6年4月の改正民法による、離婚した世帯の親権や養育費に関する規定が行われたことに係る国の動向にも注視しながら、引き続きひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組む必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」に基づく自立支援施策について着実に取り組みながら、各種制度の拡充を図り、支援を充実させることができた。						
今後の取組の方向性及び改善点						
引き続き「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保」「経済的支援」に基づき、国動向も注視しながらひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組んでいく。						
所管課						
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実					
取組番号		取組名称		児童支援活動の推進					
取組目的		構成事業		予算額		うち補助金等		決算額	
		事業						外部委託の有無	
		事業						外部委託の可能性	
1	児童生徒支援・相談事業			698,134千円		60,754千円		641,822千円	
2								なし	
3									
取組 実績									
(取組の範囲で、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)上記構成事業の一部で、下記の取組を実施している。									
●全小学校への支援教育コーディネーター配置を継続するとともに、スキルアップに向けた研修の実施については、市立全小学校に専任化した支援教育コーディネーターの研修を新任を対象に7回、2年目を対象として心理士を派遣した校内研修を各校2回ずつ実施し、支援教育コーディネーター連絡会議を4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施した。									
●支援教育コーディネーターの機能									
○相談窓口									
いつでも相談できる体制。発達障害等への保護者や子どもの不安を軽減し、早期対応につなげる。									
○課題の早期発見									
校内巡回、教室訪問等を行い、気になる子どもや行動の発見に努める。小さな変化を見逃さず、早期改善につなげる。									
○支援の継続									
担当が変わっても、保護者との関係を保ちながら、一貫した対応で、継続して課題の改善を図る校内のキーパーソンとなる。									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）									
主要指標				目 標		実 績			
1		支援の必要な児童の課題改善率		95.0%以上 ※目標値は毎年12月時点のもの		91.3%			
2		支援の必要な児童に対する支援の実施率		0% ※目標値は毎年12月時点のもの		0%			
令和5年度における取組の成果									
取組実績のとおり、支援教育コーディネーターのスキルアップに係る取組を実施することで、支援が必要な児童に対してニーズに応じた支援体制を構築することができている。									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題									
支援教育コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるよう内容の充実に必要である。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
主要指標としている支援の必要な児童の課題改善率については、支援が必要な児童数が増加したことに加え、外国人児童への対応等支援のニーズが多様化していること等により、目標値を達成することができなかった。									
今後の取組の方向性及び改善点									
支援教育コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるよう内容の充実に取り組む。一人ひとりの教育的ニーズに対応できるように、支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制づくりや、専門機関との連携等についても推進していく。									
所管課									
教育委員会事務局 指導課・支援教育課									

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		子ども専用・24時間子供SOS電話相談		
取組番号	57	取組名称		子ども専用・24時間子供SOS電話相談		
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業	698,134千円	60,754千円	641,822千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の一部で、24時間電話相談対応事業として、下記の取組を実施している。						
●電話相談の実施内容 相談者は匿名でも相談できる。市立学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。 ○電話相談（教育一般） ○子ども専用電話相談 ○24時間子供SOS電話相談 ●電話相談数 電話相談（教育一般）・子ども専用電話相談：487件 24時間子供SOS電話相談：304件						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
コロナ禍による生活様式の変化や多様な学びを認めていくとする社会的認識の変化により、相談内容の多様化が進み、対応が難しいケースが出てきている。						
主要指標		目 標		実 績		
1	電話相談(教育一般)・子ども専用電話年間相談件数	－		487件		
2	24時間子供SOS電話年間相談件数	－		304件		
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり、相談を実施するための体制を整備し、充実させることで、相談者の心に寄り添った相談を行い、自殺予防活動の基盤としての取組となった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
心配なこと、困っていること等の相談内容を本人に寄り添いながら聞き取り、適切に応えることができるようにすることが必要である。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
相手の口調等から、気持ちを汲みとり、相談員が丁寧に丁寧に対応することで自殺予防に繋げることができた。相談内容が多様化・複雑化してきており、相談員の育成や人員確保等、さらに支援体制を充実させる必要がある。						
今後の取組の方向性及び改善点						
相談内容が多様化・複雑化しており、対応が難しいケースが出てきている。相談員の育成並びに安定的な人員確保も含め、さらなる支援体制の充実を図っていく必要がある。						
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書													
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		川崎市立学校インターネット問題相談									
取組番号		58		取組名称									
取組目的		各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、ネット、携帯端末等を使ったインターネット問題に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備する。											
		構成事務事業		予算額		うち補助金等		決算額		外部委託の有無		事業変更の可能性	
1		児童生徒支援・相談事業		698,134千円		60,754千円		641,822千円		なし		なし	
2													
取組実績										(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の一部で、下記の取組を実施している。			
●電話・メール相談の実施状況 ○市立学校に通う児童生徒に関わるインターネットトラブルの相談を受けている。 ○相談内容に応じて再相談や他の適切な相談窓口を紹介する等、慎重かつ丁寧な対応を心掛けている。 ○相談者については、児童生徒本人からよりも学校や保護者からの相談が多い。 ○電話及びメールによるインターネットトラブルに関する相談は年間51件。													
●トラブル防止のための取組状況 ○インターネット・メール相談を行うに、トラブルにつながる恐れのある事案に対しては、関係各課(室)、学校に情報提供するとともに、情報を共有して連携することの必要性を理解してもらうよう相談にあつていく。 ○X(旧Twitter)等SNSでのトラブルが多く発生してきており、そのような背景から、小学校1年生から高等学校3年生までの保護者向けに、法規法令と各種サービスの利用規約の確認、未然防止のための家庭でのルールづくり等の意識づけを目的とする、リ・フレット(川崎市版保護者のためのインターネットガイド)を作成し、毎年配付している。													
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)													
1		電話・メール相談年間件数		目標		実績		51件					
2													
令和5年度における取組の成果													
電話相談・フォーラムによる相談に対して、内容の解決に向けた道筋を相談者に寄り添って考え、問題解決に丁寧に対応をした。													
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題													
第3次計画期間における取組の総合評価													
令和3年度の相談件数284件、令和5年度の相談件数222件、令和5年度の相談件数51件と年度ごとに件数の差はあるが、主にSNS等での個人情報流出や誹謗・中傷に関する悩みに対して、相談者に寄り添った対応を行うことができた。また、いじめ等に関する相談に関しては、関係各課(室)と情報共有を行い、適切かつ早期の対応を行った。													
今後の取組の方向性及び改善点													
川崎市自殺対策総合推進計画の基本施策として、引き続き、相談内容の解決のための道筋を相談者とともに考え、問題解決に丁寧な対応をしていく。また、今後さらにSNS等のサービスが多様多様になることに伴い、相談者の悩みや問題発生ケースも多種多様となることから予想されるため、最新の情報を収集することを心がけ、関係職員で情報交換や意識共有を充実させていく。													
所管課													
教育委員会事務局 総合教育センター													

令和5年度川崎市自察対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	人権オンブズパーソンによる相談等の実施			
取組番号	59	取組名称				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、子どもの権利の侵害(いじめ、友だち関係、学校の対応の問題等)や男女平等にかかわる人権の侵害(DV、セクハラ等)について、相談や救済の申立てへの適切な対応を行う。					
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無の可能性
1	人権オンブズパーソン運営事業		33,052千円	260千円	32,345千円	なし
2						
3						
取組 実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
●取組内容 子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済の申立てに関する調査・調整等を適切に行った。						
●相談及び救済の申立てへの適切な対応 新規の相談件数は115件で、そのうち、子どもの権利侵害にかかわる相談が74件、男女平等にかかわる人権侵害の相談が15件、その他の相談が26件だった。救済の申立ては8件(すべて子どもに関するもの)であり、相談及び救済の申立てについて、それぞれ適切な対応を行った。						
●制度や相談窓口の広報・啓発 「人権オンブズパーソン子ども教室」を、小学校8校、中学校4校及び児童養護施設3施設で実施したほか、市内の小・中・高等学校等を通じて、児童・生徒に相談カード若しくは普及啓発リーフレットを配布した。また、男女共同参画センター(すくむ21)と協働で、高校生を対象に人権学習を実施する等、広報・啓発に努めた。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標		目 標		実 績		
1	子どもの権利の侵害に関する新規相談件数(年間)	－		74件		
2	男女平等にかかわる人権の侵害に関する新規相談件数(年間)	－		15件		
令和5年度における取組の成果						
子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済の申立てに関する調査・調整等を適切に行った。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
子どもに関する相談については、深刻な内容のものがあり、特に「学校や施設等の対応の問題」については何らかの対応を要するものもいくつもあった。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
子どもの権利の侵害や男女平等に関わる権利侵害の案件に対し、相談に対する助言や関係機関との連携・調整等の支援、申立てに対する救済活動、発意調査を通じて適切かつ丁寧に対応し解決を図った。						
今後の取組の方向性及び改善点						
いじめ等の子どもの権利の侵害やDV等の男女平等に関わる人権の侵害については、依然として深刻な状況が続いていることから、より一層の制度の理解と周知に向けて市民に分かりやすい広報・啓発に取り組みほか、専門調査員のスキルアップに努め、適切な相談・救済活動を推進していく。						
所管課						
市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目	中小企業の融資相談			
取組番号	60	取組名称				
取組目的	経営者が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、経営課題に対応した融資等に関する相談や申請を受け付けるための体制を整備し、充実させる。					
構成事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
事業変更の可能性						
1	中小企業融資制度事業		21,579,289千円	21,213,676千円	20,516,533千円	なし
2	金融相談・指導事業		10,039千円	450千円	9,280千円	なし
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事業の一部として、下記の取組を行っている。						
●取組内容 社会経済環境の影響を受けた中小企業者等に対し、各融資制度の相談業務を電話及び窓口で実施し、円滑な資金繰りの支援に繋げるとともに、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度の申請を受け付け、経営の安定に支障をきたしている中小企業者等の認定を行った。 なお、新型コロナウイルス感染症に対応し、認定申請にかかる緩和措置として、提出書類の簡略化を継続した。						
●相談件数 967件						
●認定件数 1,090件						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標		目 標		実績		
1	中小企業の経営や融資等に関する相談の年間相談件数 ※セーフティネット保証制度の相談を含む	-		967件		
2	セーフティネット保証制度の認定件数	100件／年		1,090件		
令和5年度における取組の成果						
中小企業者等に対し、経営課題に対応した融資等に関する相談やセーフティネット保証制度の認定等による円滑な資金繰りの支援を行ったことにより、一定の成果があった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
中小企業者等に対し、経営課題に対応した融資等に関する相談やセーフティネット保証制度の認定等による円滑な資金繰りの支援を切れ目なく継続的に実施していく必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
経営者が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、中小企業者等に対し、経営課題に対応した融資等に関する相談やセーフティネット保証制度の認定等による円滑な資金繰りの支援を行い、一定の成果があった。						
今後の取組の方向性及び改善点						
中小企業者等は社会経済環境の影響を受けやすく資金繰り等の経営課題を抱えており、課題解決及び事業の継続、発展を支援するため、現状の取組を維持しつつ、社会情勢に応じた適切な支援を実施していく必要がある。						
所管課						
経済労働局 金融課						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実			
取組番号	61	取組名称		ホームドア等の設置支援			
取組目的	物理的・心理的障壁を設けることが自殺予防につながることから、ホームドア等の設置支援を行うための体制を整備し、充実させる。						
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	鉄道駅ホームドア等整備事業	60,000千円	0千円	65,833千円	なし	なし	
2							
3							
取組 実 績							
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●設置補助制度の概要 鉄道駅舎におけるホームドア等の整備に対して、その整備を促進させることにより、プラットフォームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全確保を目的とし、原則として一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅舎において、補助事業等に要する経費の12分の1を上限として予算の範囲内で鉄道事業者に対して補助金を交付する。							
●補助件数 3件 (JR南武線 武蔵中原駅、武蔵新城駅、登戸駅)							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響 (今後懸念される社会情勢を含む)							
半導体不足の影響により、電子部品の調達が困難となり、ホームドア製品の納入遅れが生じ、JR南武線 川崎駅については令和6年度設置に変更となった。							
主要指標		目 標		実 績			
1	ホームドア整備番線数	—		3件			
2							
令和5年度における取組の成果							
ホームドア等の整備を促進させることで、物理的・心理的障壁を設け、自殺予防につながった。							
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題							
安全で安心な公共交通環境の整備を推進する必要がある。							
第3次計画期間における取組の総合評価							
半導体不足の影響による設置の遅れはあったが、ホームドア等の整備を促進させることで、着実に番線数を増やし、物理的・心理的障壁による自殺予防につながることができた。							
今後の取組の方向性及び改善点							
安全で安心な公共交通環境の整備を推進する必要がある。							
所管課							
まちづくり局 交通政策室							

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項 目		民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援			
取組番号	62	取組名称		自殺予防に関わる民間団体等への支援			
取組目的	社会福祉法人川崎いのちの電話をはじめとする民間団体に対して、運営費等の補助や各種事業の広報協力等を行う。						
構成事務事業		予算額		うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者団体等支援事業	1,145,676千円		152,422千円	1,097,259千円	なし	なし
取組 実 績							
上記の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等） （上記構成事務事業の一部で、社会福祉法人川崎いのちの電話へ運営費補助事業を行っている。							
●事業内容 精神的危機に直面し、助け、慰め、励ましを求めている人々に、電話による対話の場を提供し、悩みの軽減又は開放を図り、社会生活を営めるよう支援することを目的として電話相談事業を行っている社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動、相談員ボランティアの募集及び資質の向上を図るために補助を行い、社会福祉の増進に努めた。 また、社会福祉法人川崎いのちの電話の活動の周知のため、定期刊行物や相談員募集講座、チャリティイベントについて、市政だより等を通じて広報協力も行った。 川崎市との共催事業として、「こころの健康セミナー（市民向け講演会）」を実施。また、川崎市主催事業の中でも社会福祉法人川崎いのちの電話の活動紹介を行った。 ●社会福祉法人川崎いのちの電話への相談件数 12,791件							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
新型コロナウイルス感染症流行を背景とした相談内容の多様化							
主要指標		目 標		実 績			
1	川崎いのちの電話への年間相談件数	—		12,791件			
2	川崎いのちの電話における新規電話相談ボランティア認定者数	10人／年		10人			
3	民間団体の各種事業の広報協力	5回／年		5回			
令和5年度における取組の成果							
電話相談の体制を継続して整え、悩みや助けを求めている人々に対話による相談の場を提供し支援を行った。また、相談の担い手である相談ボランティア募集について、広く広報を行い、新規ボランティアを10人認定することができた。							
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題							
自殺予防において、社会福祉法人川崎いのちの電話が担っている役割は非常に大きいものである。相談ボランティアは減少傾向は継続しており、さらなる広報面での支援が求められている。							
第3次計画期間における取組の総合評価							
令和3年度以降コロナ禍ではあったものの、相談環境の感染対策の徹底により、休止することなく継続して電話相談体制を維持し、悩みや助けを求めている人々への支援を行った。令和3年度にはコロナの影響で養成できなかった新規電話相談ボランティアについて、研修の時期や手法を見直し、令和4年度以降は新たな相談ボランティアを認定することができた。							
今後の取組の方向性及び改善点							
社会福祉法人川崎いのちの電話との協力体制を維持し、今後も連携した取組を行っていくとともに、同法人の事業維持のため、運営費の補助だけでなく、相談ボランティア募集等の各種広報協力の機会を確保していく。							
所管課							
健康福祉局 総合ハビリテーション推進センター企画・連携推進課・精神保健課							

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺の防止に向けた早期かつ適正な医療を提供するための体制の整備			
取組番号	63	取組名称	精神科医療体制の整備			
取組目的		自殺企図の可能性がある患者に、早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備を目的とする。				
		構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額
1	精神科医療・退院後支援事業			376,987千円	146,557千円	291,406千円
2						
3						
取組 実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自衛他害のおそれのある場合の警察官通報に対応する三次救急について、神奈川県、横浜市の相模原市と協働し、県内の精神科医療機関の協力を得て24時間体制で実施する。また、措置入院となった方に対して、包括的かつ継続的な支援体制を整備する。 【令和5年度実績】 初期救急・二次救急相談件数: 695件(初期救急紹介: 17件、二次救急紹介: 49件) 三次救急通報件数: 246件(うち診療実施件数: 151件) また、本市が中心となって退院後支援を行う必要があると認められる入院中の措置入院患者に対して、退院後に必要な支援を適切かつ円滑に受けることができるように、対象者の同意を得た上で、必要な医療等の支援内容等を記載した退院後支援計画を作成し、退院後支援の取組を実施している。なお、退院後支援計画作成にあたっては、自殺関連行動等における本人の支援ニーズ・課題を評価し、支援機関・支援内容(対応方針を含め)を検討している。 【令和5年度実績】 計画作成申込数: 38件 計画作成数: 27件						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
令和6年4月より、医師の働き方改革の制度が開始される中で、精神科救急医療体制を維持するためには、精神保健指定医の確保は不可欠であり、神奈川県精神科病院協会や医療機関との調整が必要となっている。						
主要指標		目標		実績		
1	初期救急及び二次救急年間相談件数	—		695件		
2	三次救急年間通報件数	—		246件		
3	措置入院者の退院後支援計画年間作成数	—		27件		
令和5年度における取組の成果						
取組実績のとおり、初期救急及び二次救急、三次救急の対象者に対して、4県市協調のもと迅速かつ適切な医療を提供した。退院後支援の対象者に対しては、退院後支援計画に基づき包括的・継続的な支援体制を構築した。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
市民への適切な医療の提供のためには、精神保健指定医の確保等の課題があり、引き続き精神科救急医療体制の拡充に向けた取組が必要である。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
主要指標である退院後支援計画の作成は、令和5年度は通報件数が減少したことにより、計画作成数も減少したが、申込者に占める割合は増加している。退院後支援にあたっては、対象者の支援ニーズを的確に把握し、医療機関・関係機関と連携しながら取組んだ。						
今後の取組の方向性及び改善点						
迅速かつ適切な精神科救急医療の提供のため、4県市で協調しながら医療体制の確保・整備を行っている。また、より効果的な退院後支援事業の運用に向けて、医療機関・関係機関と連携しながら包括的・継続的な支援体制の拡充・整備を行っている。						
所管課						
健康福祉局 総合ハビリテーション推進センター・精神保健課						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針3 自殺防止のために支える		項 目		自殺の防止に向けた早期かつ適正な医療を提供するための体制の整備			
取組番号	64	取組名称	DPAT(災害派遣精神医療チーム)体制整備事業				
取組目的	神奈川県、横浜市、相模原市と協働で、DPAT(災害派遣精神医療チーム)を整備し、災害時の被災者支援ならびに災害発生時被災地への派遣に対応する。						
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神科医療・退院後支援事業		376,987千円	146,557千円	291,406千円	なし	なし
2							
3							
（取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等） 上記構成事務事業の一部で、DPAT体制整備事業を行っている。							
＜令和5年度の取組＞ 関東ブロックDMAT訓練へ自治体担当者として参加していくとともに、DPAT研修へ職員を派遣することでDPAT隊の体制整備を図った。 関東ブロックDMAT訓練へは川崎市内医療機関がDPAT隊として参加し、隊の資質向上を図った。 また、DPAT研修では自治体担当者として研修の企画等へ参画した。 令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、情報収集を行い、派遣要請時に対応が可能となるよう準備を行った。							
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）							
能登半島地震により、令和6年2月に予定していた技能維持訓練が中止となった。							
主要指標			目標	実績			
1	かながわDPAT研修・訓練の開催		2回／年	3回			
2							
令和5年度における取組の成果							
かながわDPAT研修へ2名参加し、養成したことDPAT隊員としての活動が可能となった。							
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題							
DPATが国の防災基本計画に位置付けられたことを踏まえて、災害発生時を想定した保健医療調整本部の設置訓練を実施しており、DMATとともに関東地域における大規模災害発生時に迅速に活動できるよう、専門的な研修を受けたDPATチームの編成と体制整備は、喫緊の課題といえる。市内・県内の研修や訓練開催に際して、有事の際に実施できるチームの増加に向けて引き続き精神科医療機関の参加を働きかけていく。							
第3次計画期間における取組の総合評価							
定期的に訓練を実施していくことで、体制の維持を図ってきた。能登半島地震時には、先遣隊等の派遣のみとなつたため、川崎市内の機関の参画はなかったが、適切な情報収集を実施し、準備することはできた。							
今後の取組の方向性及び改善点							
神奈川県と協力し、研修・訓練開催の際に精神科医療機関に対して、参加の周知を行う。また、多数の医療チームとの連携や役割分担等を訓練等を通じ確認していく。							
所管課							
健康福祉局 総合ハビリテーション推進センター・精神保健課							

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針3 自殺防止のために支える		項 目		自殺の防止に向けた早期かつ適正な医療を提供するための体制の整備				
取組番号	65	取組名称		救急搬送体制の整備				
取組目的		構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	救急活動事業			58,441千円	16,695千円	55,240千円	なし	なし
2	救急隊整備事業			0千円	0千円	0千円	なし	なし
3								
取組 実績								
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
●救急搬送体制の整備状況 市内全救急事業に対して、29隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備している。								
●搬送件数 令和5年中の出動件数は、87,591件であり、うち自損行為の出動は684件(0.8%)であった。 また、令和5年中の搬送件数は、71,110件であり、うち自損行為の搬送人員は511件(0.7%)であった。								
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)								
主要指標		目 標		実績				
1	自殺企図に関連した救急搬送年間件数	-		511件				
2	自殺企図に関連した救急搬送における応需不能件数	-		290件				
令和5年度における取組の成果								
市内全87,591件の事業(うち自損行為に係る事業は684件)に対して29隊の救急隊で対応し、そのうち自殺企図に関連した511件の事業において迅速かつ適正な救急搬送を実施した。								
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題								
第3次計画期間における取組の総合評価								
自殺企図者を迅速かつ適切に救急医療搬送するための体制を整備し、事業においては迅速かつ適正な救急搬送を実施した。								
今後の取組の方向性及び改善点								
所管課								
消防局 救急課								

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺未遂者に対する支援			
取組番号	66	取組名称	自殺未遂者及びその家族への支援			
取組目的	自殺未遂の実態把握を行うとともに、自殺未遂者やその家族等に対する支援について、医療機関等の関係機関と連携体制を構築し、支援を行う。また、連携体制におけるコーディネート機能を担う人材の養成を進める。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	30,950千円	20,041千円	17,085千円	あり	なし
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業						
○事業目的 三次救急医療機関での治療を終え、自宅等へ帰宅した自殺未遂者等が、地域の身近な相談支援機関から一定期間支援を受けることで、ストレスコーピングの総論の向上、生活の安定とQOLの向上、再企図防止と再企図時の対応等を図ることを目指し、関係機関による情報共有や支援方針の検討や支援経過のモニタリングと評価を行うことを目的に実施。						
○事業内容 1 川崎市中部地区の三次救急医療機関に救急搬送された自殺未遂者等に対し、本人等の同意を得て、自殺対策連携推進員等による電話や面談を通じた情報収集及びアセスメント。 2 自殺対策連携推進員及び各区役所地域まもり支援センター等による本人等への再企図防止と再企図時の対応等を目的とした電話や面談による相談支援。 3 関係機関による「川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進会議」での自殺未遂者等への支援経過の確認と今後のフォローアップ支援の確認。						
●川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた取組						
川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向け、「川崎市北部地区の三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者の状況や支援ニーズを把握し、川崎市北部地区における自殺未遂者への地域支援の導入方法の検討や、本市北部地区で自殺未遂者を支援するための地域連携体制の構築を推進するための資料となるよう調査、分析を実施。						
●自殺未遂者支援に関する研修の開催 本市主催の研修は開催できなかったが、市内関係機関への出前講座として、希死念慮の受け止め方やリスク判断等、具体的な対応方法の講義等を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。						
○開催概要 (本市主催)開催回数：0回 (出前講座)開催回数：2回 延べ参加人数：35人						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標		目標	実績			
1	自殺未遂者支援事業に関連した関係機関との連携会議の開催回数	6回／年 (20回／3年間)	12回 (3回／3年間)			
2	自殺未遂者支援に関する研修開催回数	1回／年 (3回／3年間)	0回 ※市内関係機関への出前講座を2回実施 (3回／3年間)			
令和5年度における取組の成果						
三次救急医療機関との連携体制を構築するとともに、本事業の対象者やその家族に対するフォローアップの形を整理できた。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
川崎市中部地区におけるこれまでの取組を基盤としながら、持続可能な形で事業展開の検討及び川崎市西部及び北部地区への展開の検討。 「自殺未遂者支援」をテーマとした研修を実施する際の研修内容のニーズ抽出及び開催時期、開催方法の検討。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
川崎市中部地区の三次救急医療機関と連携し、自殺未遂者支援の支援体制の構築を進めることができた。また、川崎市北部地区の三次救急医療機関とは連携体制構築に向けた現状把握に着手した。人材育成については、これまでの研修内容等の見直しを図り、市内の保健福祉関係機関を対象に、実務に即した形の研修実施を行う必要がある。						
今後の取組の方向性及び改善点						
川崎市中部地区においては、これまでの事業で構築した関係機関との連携体制を維持しながら、市内のフォローアップ体制を強化しつつ、対象者を積極的に支援できる体制を構築し、事業に取り組む。また、川崎市中部地区での事業拠点の拡大と川崎市全域での事業展開に向け、西部及び北部の自殺未遂者の原因・動機等の調査や、特設窓の把握と連携体制を強化し、関係機関と連携を進めるとともに、各相談支援機関等と連携した特徴を共有できる仕組みづくりと支援に携わる人材育成を進めていく。人材育成については、研修内容のニーズ抽出を行うとともに、実務に即した形の研修実施の検討を行う。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項 目		自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援		
取組番号	67	取組名称	自死遺族へのケアと情報提供			
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止を図る。					
構成事業		事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		30,950千円	20,041千円	17,085千円	あり
取組の実績						
【取組の範囲で、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等） 法令根拠等：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●わかちあいの会「こもれびの会」 ○事業概要 大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供する。自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行う。 ○開催回数及び参加者数 開催回数：6回（奇数月） 参加者数：延べ13人						
●自殺遺族支援従事者を対象とした研修（自死遺族支援研修会）の開催 自殺遺族支援従事者（主に自死遺族ほっとライン）を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。 ○開催概要 日時：令和6年3月10日 参加者数：34名						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標		目標	実績			
1	わかちあいの会の開催数	6回／年 （18回／3年間）	6回／年 （18回／3年間）			
2	自死遺族支援に関する研修開催回数	目標：回／年 （3回／3年間）	1回／年 （3回／3年間）			
令和5年度における取組の成果						
NPO法人全国自死遺族総合支援センターの協力を得ながら、自死により遺された人へのケアや必要な情報提供、自死について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止につながった。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題 参加者数が少ない時もあり、職員からの情報提供等ではできるが、参加者同士のわからあいをすることが難しい場面があった。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
主要指標であるわかちあいの会はず定通り開催できた。参加者へのケアや必要な情報提供、自死について話せる安全で安心できる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止を図れた。						
今後の取組の方向性及び改善点 わかちあいの会の参加人数による会の運営方法を検討していく。自死遺族への周知方法の検討。NPO法人全国自死遺族総合支援センターとの役割分担と地域の独自性のある支援を考えていく。						
所管課 健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項 目		自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援		
取組番号	68	取組名称	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施			
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止をはかる。					
構成事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	30,950千円	20,041千円	17,085千円	あり	事業変更の可能性 なし
取組実績						
（取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等） 上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●自死遺族電話相談「ほっとライン」						
○事業概要 自殺に対する社会的偏見が残る中、誰にも話せず悲しみや無力感を抱えることによりうつ病等の重篤な状態に陥る場合もあるため、支援が必要である。 また、来所による相談には多くの時間を要するため支援が行き届かない場合も想定されることから、電話による相談事業を展開することで必要な情報を提供し、併せて遺族の孤立を防止することが必要であり、自殺により遺された人々が安心して話せる電話相談支援を行い、必要な情報提供も併せて実施した。						
○開設回数及び相談件数 月2回（第2・第4木曜日） 12:00～16:00 相談実績：16件						
●自殺遺族支援従事者を対象とした研修（自死遺族支援研修会）の開催 自死遺族支援従事者（主に自死遺族ほっとライン）を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。						
○開催概要 日時：令和6年3月10日 参加者数：34名						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
主要指標		目標		実績		
1	電話相談年間件数	—		16件		
2	専門研修開催回数	1回／年 （1回／3年間）		1回／年 （3回／3年間）		
令和5年度における取組の成果						
自死遺族の方を対象とした電話相談窓口は数少ないため、本市の事業として取り組むことにより、自死遺族の方が安心して相談できる体制を整備できている。						
相談件数に大きな変化はないが、引き続き、各種相談先パンフレットに掲載し、広報を進める。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
第3次計画期間における取組の総合評価						
第3次計画期間中に相談件数の大きな変動はなく、相談件数自体は多くないものの、傾聴を主とした電話相談に一定のニーズはあり、自死遺族の方が安心して相談できる体制の1つを担った。						
今後の取組の方向性及び改善点 相談件数自体は多くないものの、相談を必要としている方やニーズはあり、専用回線の設置をすることで、相談者自身の安心感につながっている。また、継続的に周知を行うことで、自死遺族支援の必要性についての啓発にもつながっており、今後もこれまでに同様に事業を継続していく。						
所管課		健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター				

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項 目		自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援		
取組番号	69	取組名称	児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援			
取組目的	遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、児童相談所における遺児に対するケアを、関係機関と連携して実施する。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	児童相談所運営事業		1,806,480千円	1,148,429千円	1,723,460千円	なし
2						
3						
取組 実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
●相談状況 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関し、保護者や子どもとの相談を実施している。その中で遺児に関する相談も受けている。 令和5年度の遺児に関する相談は、13件であった。						
●連携の状況 遺児については、児童養護施設等に入所したり、里親に委託されることが多いため、施設職員や里親との連携が必須となる。施設入所や里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行っている。						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響(今後懸念される社会情勢を含む)						
主要指標			目 標	実 績		
1	児童相談所における遺児関連の年間相談件数		—	13件		
2						
令和5年度における取組の成果						
児童相談所において遺児に関する相談に対応するとともに、遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、施設入所や里親委託となった遺児に対して施設職員や里親と連携して心理的ケアを行った。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
施設職員や里親と連携して遺児の心理的ケアを行っており、引き続き、各関係機関の専門性を活かしつつ、多職種で連携しながら支援をしていく。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
児童相談所において遺児に関する相談に対応するとともに、施設入所や里親委託となった遺児に対して施設職員や里親と連携して心理的ケアを行うことにより、遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援した。						
今後の取組の方向性及び改善点						
目的・目標の達成に向けた課題の内容と兼ねる。						
所管課						
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項 目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援			
取組番号	70	取組名称	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置（再掲）			
取組目的	保護者や子どもとの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるよう、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、通所支援等を実施する。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	児童生徒支援・相談事業		698,134千円	60,754千円	641,822千円	なし
取組実績						
（取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等）						
上記構成事務事業の一部で、スクールカウンセラー配置の事業内容						
●スクールカウンセラー配置の事業内容						
○市立中学校・高等学校にはスクールカウンセラーの各校1名配置継続。						
○令和4年度に開始した市立小学校に加え、令和5年4月より、特別支援学校にも月2回程度の定期派遣を開始						
○児童生徒・保護者、教職員に対する相談						
○児童生徒に関するアセスメント（情報収集・見立て）						
○教職員に対するコンサルテーション（専門的な指導、助言を含めた検討）						
○心理に関する校内研修等の実施						
○相談件数						
児童生徒・保護者・教職員の相談延べ人数						
小学校：15,452人、中学校：22,642人、高等学校：1,939人、特別支援学校：398人						
●スクールソーシャルワーカー配置の事業内容						
区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、養育の課題や経済的な困窮の課題等を抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、学校との間に立つて調整をし、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介する等の支援を行う。						
○配置状況						
川崎区・幸区・中原区・宮前区が2名、その他の区は1名ずつの合計12名						
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）						
コロナ禍による生活様式の変化等の影響のためか、相談ニーズの高まりと相談内容の多様化・複雑化が進み、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談件数が増加した。						
主要指標		目標	実績			
1	学校巡回カウンセラー派遣回数及び年間相談人数	－	各校22回 総年間相談人数15,868人			
2	スクールソーシャルワーカー派遣回数（カッコ内は年間相談人数）	－	2872回 (261人)			
令和5年度における取組の成果						
相談支援や地域のサポート資源の情報提供、通所支援等を実施することで、保護者や子どもたちの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進される等の成果を残すことができた。						
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題						
・スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。スクールカウンセラーの養成研修、活動内容の周知を進める必要がある。 ・スクールソーシャルワーカーを1名増員し、要請による派遣回数が、昨年度比で約6000回増加した。今後も、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談体制を充実していく必要がある。						
第3次計画期間における取組の総合評価						
・スクールカウンセラーについては、市立全学校に定期的に配置もしくは派遣ができるようになり、必要に応じて心理の専門家と学校で相談ができる体制を作ることができた。取組を進めるためには、人材育成や安定的な人材確保も含め、さらに体制を充実させていく必要がある。 ・スクールソーシャルワーカーの各区への配置を拡充することにより、学校巡回訪問の実施及び関係機関との連携強化を図ることができた。						
今後の取組の方向性及び改善点						
・スクールカウンセラーは、各学校の管理職や教職員と積極的に連絡をとり、一人でも多くの児童生徒が、充実した学校生活を送れるよう、問題の未然防止につながる活動を推進する。 ・スクールソーシャルワーカーは、要請による訪問に加えて、巡回による訪問を行い、学校・家庭等への支援を充実していく必要がある。 ・スクールソーシャルワーカーの各区への配置を拡充することにより、福祉部局と情報共有をより密に行う等、より一層の連携の強化を図る。						
所管課						
教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター・指導課						

令和5年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針3 自殺防止のために支える		項 目		自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援					
取組番号	71	取組名称		身近に自死を経験した市職員等の支援					
取組目的	遺族、管理監督者、同僚向けにリーフレットの配布を行うとともに、自死が発生した場合に関係部署へのケアを行う。								
構成事業				予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	※当該でのリーフレット等の作成はなしたため、構成事業はなし							なし	なし
取組実績									
●取組内容 ①グルカワのライブラリ内にリーフレット及び手引きを掲載。 ・同僚向けのリーフレット「守りたい大切ないのち」 ・「管理監督者向けの手引き」川崎市管理監督者版　メンタルヘルスと自殺予防」 ②ポスター掲示及びリーフレットの配架									
取組に影響を与えた社会情勢とその影響（今後懸念される社会情勢を含む）									
主要指標				目 標		実績			
1	年間相談支援件数			—		相談者実数:279件 新規:121件 相談件数:4488件			
2									
令和5年度は自殺に係る相談が0件であり、配布はなかった。									
令和5年度における取組の成果									
令和5年度における目的・目標の達成に向けた課題									
遺族向け、管理監督者向け、同僚向けのリーフレットの具体的な配布は職員及び遺族との接点がない中での配布は難しく、職員が所属していた職場との連携が必要。									
第3次計画期間における取組の総合評価									
自死した職員が所属する職員や遺族の支援は、管理監督者及び局(本部)室区の人事担当課との連携が必須であり、遺族の意向や職場の状況に配慮した対応を要する。自死か否か不明な死因不詳の事例もあり、そのような場合でも管理監督者及び人事担当課と連携し、対応について検討できた事例もあるが、自死した職員がいる場合でも、当該に相談が入らない場合もある。事例が少なく、その時々に対応する必要があるが、重要な取組であり、今後も継続が必要。また、人事担当課に当該における支援体制について普及啓蒙をしていくことが必要。									
今後の取組の方向性及び改善点									
自死した職員の所属の管理監督者と早期に連携し、同僚職員のケアのための面接を適切な時期に実施し、同僚職員へリーフレットを配布する。遺族については、管理監督者に当該が可能な支援を伝え、依頼があった場合はリーフレットを配布する。また、所属の管理監督者と早期に連携するために、人事担当課に当該における支援体制について普及啓蒙を行っていく必要がある。									
所管課									
総務企画局 労務厚生課									

2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見

本報告書は、条例第11条第1項に基づき、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに市の自殺の概要についてとりまとめ、議会への提出及び公表を目的に作成した。

本報告書を作成するにあたり、令和6年10月1日に開催した川崎市自殺対策評価委員会より、条例第11条第2項に基づいて、以下の意見が出された。

- (1) 令和4年の自殺統計原票の改定により、自殺の原因・動機について、これまでと性質の違いが生じている。経年での比較を示すには、表記にあたり工夫が必要である。
- (2) 計画における目標の達成状況について、新型コロナウイルス感染症の影響による全国的な自殺死亡率の増加のみを背景とするのではなく、本市における傾向や取組を踏まえた考察について記載があるとよい。

「川崎市自殺対策の推進に関する条例」抜粋

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講じるものとする。

～中略～

- 2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

～中略～

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

資 料

川崎市自殺対策の推進に関する条例

平成 25 年 12 月 24 日条例第 75 号

改正 平成 27 年 3 月 23 日条例第 17 号

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (4) 市及び関係機関等(国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関係する者をいう。以下同じ。)相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保健医療サービス等を提供する者の責務)

第5条 保健医療サービス、福祉サービス等(以下「保健医療サービス等」という。)を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 学校その他これに類する教育機関(以下「学校等」という。)は、自殺対策において重要な役

割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という。)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
 - (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
 - (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
 - (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
 - (5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
 - (6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
 - (7) 自殺未遂者に対する支援
 - (8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
 - (9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- 2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(留意事項)

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 各区又は地域の実情に配慮すること。
- (2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。
 - ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割
 - イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割
- (3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

(自殺対策評価委員会)

第12条 前条第2項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(連携のための仕組みの整備)

第13条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱

(趣旨)

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例(平成25年条例第75号)に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- (4) 自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4県市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議」との連携を図る。

2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者(以下「委員」という。)で構成するものとする。

(会議)

第4条 会議は、精神保健課長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議(部会に関する事項にあつては、部会)で定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	機関・団体名
学識経験者等	精神保健福祉関係
	自死遺族関係
司法関係	神奈川県弁護士会
	神奈川県司法書士会
医療関係	川崎市医師会
経済・労働 関係	川崎商工会議所
	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
	地域産業保健センター
福祉・教育等 関係	川崎市社会福祉協議会
	川崎市私立中学高等学校長協会
	川崎市立中学校長会
民間団体	川崎いのちの電話
	全国自死遺族総合支援センター
警察関係	神奈川県警察本部
行政	川崎市健康福祉局障害保健福祉部
	川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
	川崎市教育委員会事務局学校教育部
	川崎市役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議(以下「庁内連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内連携会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- (3) 庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- (4) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (5) その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

(組織及び構成)

第3条 庁内連携会議は議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員の構成は、別表1のとおりとする。
- 4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連携会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 庁内連携会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 庁内連携会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。
- 4 幹事の構成は別表2のとおりとする。なお、各区役所においては幹事2名のうち、単年度ごとに1名を代表幹事とすることができる。
- 5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 庁内連携会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱(平成 19 年 10 月 31 日施行)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（庁内連携会議）

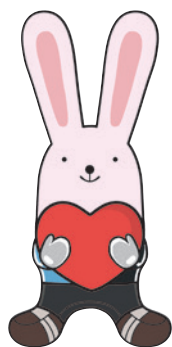
1	総務企画局	総務企画局長
2	財政局	財政局長
3	市民文化局	市民文化局長
4	経済労働局	経済労働局長
5	環境局	環境局長
6	こども未来局	こども未来局長
7	まちづくり局	まちづくり局長
8	建設緑政局	建設緑政局長
9	港湾局	港湾局長
10	臨海部国際戦略本部	臨海部国際戦略室本部長
11	危機管理本部	危機管理監
12	会計室	会計管理者
13	川崎区役所	川崎区長
14	幸区役所	幸区長
15	中原区役所	中原区長
16	高津区役所	高津区長
17	宮前区役所	宮前区長
18	多摩区役所	多摩区長
19	麻生区役所	麻生区長
20	上下水道局	上下水道事業管理者
21	交通局	交通局長
22	病院局	病院局長
23	消防局	消防局長
24	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局長
25	教育委員会事務局	教育次長
26	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
27	監査事務局	監査事務局長
28	人事委員会事務局	人事委員会事務局長
29	議会局	議会局長
30	健康福祉局	健康福祉局長

別表 2 (幹事会)

1	総務企画局	行政改革マネジメント推進室担当課長
2	総務企画局	都市政策部企画調整課長
3	財政局	財政部財政課長
4	市民文化局	市民生活部企画課長
5	経済労働局	産業政策部庶務課長
6	環境局	総務部庶務課長
7	こども未来局	総務部企画課長
8	まちづくり局	総務部庶務課長
9	建設緑政局	総務部企画課長
10	港湾局	港湾振興部庶務課長
11	臨海部国際戦略本部	臨海部事業推進部担当課長
12	危機管理本部	危機管理部企画担当課長
13	会計室	審査課長
14	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
15	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
16	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
17	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
18	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
19	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
20	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
21	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
22	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
23	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
24	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
25	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
26	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
27	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
28	上下水道局	総務部庶務課長
29	交通局	企画管理部庶務課長
30	病院局	経営企画室経営企画担当課長
31	消防局	警防部救急課長
32	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局担当課長
33	教育委員会事務局	教育政策室担当課長
34	選挙管理委員会事務局	選挙部選挙課長
35	監査事務局	監査事務局行政監査課長
36	人事委員会事務局	人事委員会事務局調査課長
37	議会局	総務部庶務課長
38	健康福祉局	総務部企画課長

川崎市自殺対策評価委員会 委員名簿

分野	機関・団体名	職名	氏名
学識経験者 医師	筑波大学	医学部医療系 教授	太刀川 弘和
	龍谷大学	政策学部 教授	南島 和久
	日本社会事業大学	社会福祉学部 准教授	贅川 信幸
	東京慈恵会医科大学	環境保健医学講座 准教授	山内 貴史
市職員	川崎市健康福祉局	医務監	坂元 昇



川崎市自殺対策推進キャラクター
「うさっぴー」です

川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(令和5年度版)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-3608
FAX：044-200-3932
E-mail：40seisin@city.kawasaki.jp